

米国調査報告書

－米国における消費者被害にかかる 違法収益剥奪・被害回復の制度と実務



※本報告書は、消費者問題対策委員会の調査、
研究結果をまとめたものであり、日本弁護士連合会としての見解ではありません。

日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会

2016年2月

<目次>

第1	米国調査の趣旨と目的	2
第2	米国の制度のマトリックス	
1	MATRIX 表	5
2	民事的アプローチ	6
3	刑事的アプローチ	8
第3	生きた事件を題材とした米国の制度と実務	
1	マドフ事件	10
2	MRI 事件	15
3	米国ワコール事件	21
第4	日本法への示唆	
1	はじめに	22
2	緊急停止命令に関連して	22
3	レシーバーについて	23
4	行政による対応モデル	23
5	没収制度の活用	24
6	有識者による日本法への示唆	25
	・日本法への示唆（2014年9月DC&NY調査）－消費者被害の防止と回復のための複層的なルートの存在について－（中川丈久）	26
	・米国の消費者被害救済制度の日本法への示唆（小原喜雄）	35
第5	調査先での聴取調査内容	
1	DOJ（司法省）報告書	48
2	FTC（連邦取引委員会）報告書	56
3	SIPC（証券取引保護公社）報告書	67
4	SIPA 管財人・管財人代理報告書	82
5	レシーバーの実務報告書	94



FTCを訪問後に



SIPCのハーベック氏とともに



レシーバーの経験のあるズロトニク弁護士を訪問



滞在先のホテルにて

第1 米国調査の趣旨と目的

1 はじめに

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会（違法収益吐き出し部会）では、行政による違法収益剥奪・被害回復制度及び実務に関し、2014年9月8日から9月12日にかけて、弁護士・学者による訪米調査を実施した。

聞き取り調査の対象は、連邦取引委員会（以下「FTC」という。）、司法省（以下「DOJ」という。）、証券投資者保護公社（以下「SIPC」という。）、マドフ事件担当の証券投資家保護法管財人、レシーバー弁護士（詐欺的な業務を行っている業者に、裁判所の命令で経営権を握り、会社の財務状況等を調査する弁護士）及びクラスアクション弁護士である。

また、その後にFTCに関する補充調査も実施した。本報告書は、その調査内容をまとめるとともに、日本法への示唆などについて報告するものである。

2 調査日程及び調査先一覧

		訪問日時	訪問先
ワシントン	①	9月8日（月） 9時～11時	司法省（DOJ）詐欺課、資産没収課
	②	9月9日（火） 10時～11時30分	連邦取引委員会（FTC）
	③	9月10日（水） 10時～12時	証券投資者保護公社（SIPC）
ニューヨーク	④	9月11日（木） 13時～14時30分	ズロトニック弁護士（レシーバー実務）
	⑤	9月11日（木） 15時～16時30分	SIPA 管財人ピッカード弁護士（ベーカーホステットラー法律事務所）
	⑥	9月12日（金） 10時45分～11時45分	フリードマン弁護士（クラスアクション原告代理人）
日本	⑦	11月18日（火） 15時～17時	Mr. Michael Panzera Counsel for International Consumer Protection 連邦取引委員会（FTC）

3 調査団員一覧（※いずれも肩書は訪米調査当時のもの）

団長 平田元秀（日弁連消費者問題対策委員会副委員長・違法収益吐き出し部会長、兵庫県弁護士会）

団員 池田綾子（日弁連集団的消費者被害回復訴訟制度ワーキンググループ委員、第二東京弁護士会）

江野 栄（日弁連消費者問題対策委員会委員、秋田弁護士会）

五十嵐潤（同、第二東京弁護士会）

桑原義浩（同、福岡県弁護士会）

鈴木敦士（東京弁護士会、日弁連推薦留学制度によりイリノイ大学留学中）

通訳協力 中川丈久（神戸大学大学院法学研究科教授）

山口貴士（東京弁護士会）

執筆協力 小原喜雄（日弁連消費者問題対策委員会幹事、東京弁護士会、神

戸大学名誉教授)
和田聖仁（同副委員長、東京弁護士会）

4 米国調査の趣旨

我が国の消費者被害対応の現場では、それぞれの被害者が個別に民事訴訟を利用しても被害回復を図ることが期待できず、将来的な同種被害の再発予防も困難とされる類型の消費者被害に対処できる法制度の実現が課題となっている。

- (1) この点、2013年12月に、消費者に代わって消費者団体が集団訴訟を提起する消費者裁判手続特例法が成立し、2014年11月には、景品表示法に課徴金制度が導入され、その中で消費者への自主返金制度が盛り込まれるなど、上記の類型を念頭に置いた消費者救済の法制度に一定の前進が見られる。ただ、現実に生起する消費者被害における被害回復の実情に照らすと、これらだけでは、限界があり、なお力不足である。
- (2) これらの新法が実際に機能するのは、①相手方となる事業者が、法の枠内で、ある程度の継続性をもって、事業を営もうと考えている事業者である場合である。また、②消費者被害の類型が、「約款の不当条項」や「広告・表示の優良誤認・有利誤認」など、問題を判定する対象が外部に表示されている場合であり、事業者の内部証拠や関係者の聴取等の確認・立証作業を待つ必要があまりない場合である。

しかし、過去の幾多の大規模な詐欺的消費者被害事件（例えば集団的投資詐欺被害や集団マルチ被害等）では、詐欺的システムは外部者からは簡単に知り得ない形で密かに巧妙に仕組まれている。行政・刑事・民事のいずれの手続にせよ、その詐欺的実態が明るみに出て被害救済が緒に就く段階では、被害が大規模に拡大しているのみならず、多数消費者から騙し取られた被害資産は、その相当部分が費消され、あるいは隠匿される等して、雲散霧消している事件がほとんどである。

このような事件こそが、消費者被害の、もっとも深刻で、もっとも対処をしなければならない部分である。にもかかわらず、我が国の法制度は、いまだ有効な手段を持っていないのが実情である。

このような状況下、より強力でより速く被害回復や被害回復資産の保全を計る制度を構築することが求められている。

- (3) 米国においては、このような事案を「ポンジースキーム」¹等と呼び、行政

¹ 米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission、以下「SEC」という。）のホームページでは、ポンジースキーム（Ponzi Scheme）について、次のように定義している。

機関の申立による訴訟あるいは私人による集団訴訟等を通じて、迅速に詐欺的悪質事業者の資産を凍結し、迅速な手続による被害回復を図るための数々の制度が構築されている。

このような制度を我が国に導入するという構想は、2009年9月に消費者庁が設立される以前から、「違法収益剥奪制度」などと呼ばれ、消費者被害救済に携わる実務家や研究者の間では話し合われてきていた。消費者庁発足後は、同庁の「集団的消費者被害救済制度研究会」（2009年11月～2010年8月）、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」（2010年12月～2011年8月），及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」（2011年10月～2013年6月）の場においても、米国のこのような制度を参考しながら、こうした事案で生じた違法収益を剥奪して被害回復にあてる制度手法が議論・検討されて来ている。しかし、検討される度に、様々な分野への影響が取りざたされて、その本格的な導入に向けた具体的な制度設計はなかなか前に進んでいない。

そこで、私たちは、立法の議論は生きた事件を題材にして、実際の我（日米）の制度と実務の差異あるいは同質性が、肌合いとして実感できるような形で、我が国の討論の場に提供されることが有益ではないかと考えた。これが、訪米調査の趣旨と目的であった。

(4) 私たちは、米国最大級の詐欺事件やその他の事件を題材に、米国に存在する行政による消費者被害の摘発と、被害回復制度に関する制度を紹介し、この度の訪米調査の結果を公表して、生きた情報と問題意識を共有したいと考えている。

第2 米国の制度のマトリックス

1 MATRIX 表

次項において、マドフ事件、MRI事件、及び米国ワコール事件を生きた題材としながら、大規模な消費者被害を生み出すような問題行為者の資産を凍結し、違法収益を剥奪して被害回復を図るための米国の制度と実務を紹介する

「ポンジースキームとは、投資詐欺の一種であり、既存の投資家への配当と称する支払が新たな投資家から得た資金によってなされるものである。ポンジースキームの首謀者は、集めた資金をほとんど又は全くリスクを伴わずにハイリターンを生み出す機会に投資すると約束して、新たな投資家を募ることが多い。多くのポンジースキームでは、詐欺師は、初期の投資家に約束した支払を行ために、合法的なビジネスによって投資家が利益を得ているという虚偽の外観を作出するために、新たな資金集めをすること力を入れている。」

<http://www.sec.gov/answers/ponzi.htm#PonziWhatIs>

が、その前に、そこで扱われることとなる米国の制度を理解するための予備知識といえる事柄を、MATRIX 表を用いながら簡単に説明する。

ここで、プレイヤーとして登場するのは、大きくは、SEC, DOJ, FTC 及びクラスアクション弁護士（クラスアクションの代理人として活動する弁護士）である。

MATRIX 表にあるとおり、SEC の監督下に SIPC があり、マドフ事件のように証券会社が倒産した場合には、この SIPC と、証券投資者保護法（Securities Investor Protection Act, 以下「SIPA」という。）管財人をプレイヤーに加えておく必要がある。

2 民事的アプローチ

(1) 米国の実務で、民事上、問題行為者の資産を凍結し、違法収益を剥奪して被害回復を図るための制度として機能しているのは、差止命令（インjunction）の制度である。クラスアクション弁護士の活動はもとより、SEC や FTC による違反行為者に対する違法収益剥奪の実務は、この制度を基盤にして機能している。

差止命令は、申立人に生ずる回復不可能な損害を防止するため、当事者に作為又は不作為を命じる判例法としての衡平法（エクイティ）上の制度である。差止命令には恒久的差止命令（permanent injunction），暫定的差止命令（preliminary injunction, 以下「PI」という。），一方的緊急停止命令（temporary restraining order, 以下「TRO」という。）の3種類がある。実定法である連邦民事訴訟規則も、仮差止命令（65条(a)項）と緊急停止命令（65条(b)項）を規定している。恒久的差止命令は、本案判決であるが、仮差止命令は、本案判決前の回復不可能な損害に対応するための救済である。仮差止命令を出すためには、その前に相手方を審尋する必要がある。緊急停止命令は、仮差止命令では対応できない回復不可能な損害に対応するための命令であり、相手方の審尋を待たず一方的に発令することが出来る。仮差止命令を出すための要件は、①本案勝訴の可能性、②回復不可能な損害、③比較衡量（債権者の不利益と債務者の不利益との比較衡量），④公益性等である。

申立人は、本案である恒久的差止命令の申立に付随して、仮差止命令や緊急停止命令の申立を行うことができ、また、事案に応じて、同様に本案の申立に付随して、違法収益吐出命令（disgorgement, 以下「ディスゴージメント」という。）の申立、資産凍結命令（freeze assets），資産管理人（receiver, 以下「レシーバー」という。）選任申立などもできる。

(2) アメリカの民事訴訟手続は、トライアル（trial）（法廷で集中証拠調べが行われる弁論ないし公判）前の整理手続とトライアルとに分かれており、トライアル前の整理手続では、お互いの主張を書面にして提出し合い、事実上及び法律上の争点を整理するプリーディング（pleading）を行った後、当事者が手持ち証拠の開示を行うディスカバリー（discovery）を経て、裁判所で、裁判官と当事者双方が手続の進行予定、争点整理、トライアルの準備等について協議し（pretrial conference），集中証拠調べでの争点を整理・限定する。

証言録取（deposition）は、トライアル前の証拠開示（ディスカバリー）の1つの手段で、証人は宣誓を行い、相手側と対面した状態で質問とそれに答える形式で書面が作成される。

サピーナ（subpoena）は、裁判所の発行する罰則付召喚状のことを指すが、MATRIX表では文書提出令状、すなわち裁判所に申し立てて行う、日本でいえば調査嘱託、送付嘱託のような方法（ただし米国では罰則付き）による採証手段として用いられる令状を指している。

略式判決（サマリージャッジメント（summary judgment）の申立というのは、トライアル前に当事者が出すことのある申立て、「トライアル前整理手続（証拠開示）で明らかになった事実に照らせば、当方の主張に理由があることが明白であるので、トライアル前に当方の主張を正しいものとする略式判決を出して欲しい」という趣旨の申立てである。

裁判上の和解（settlement）の可否も、トライアル前に、整理手続（証拠開示）の経過の中で判断される。

(3) 米国では、私人によるクラスアクションが、多数消費者被害救済のためにも、盛んに活用されており、この場合に上記の民事訴訟制度を活用できることはもちろんあるが、MATRIX表にあるとおり、米国では、SECやFTCが、この民事訴訟制度を用いて、裁判所に対し差止（インジャンクション）訴訟を提起し、これに付随してディスゴージメントを求めるとともに、暫定的に加害事業者の違法行為の差止や資産凍結を求め、その後、必要に応じ、裁判所の選任する弁護士などのレシーバーが加害事業者の資産を保全し、被害者に分配して被害救済をするといったことが行なわれている。SECは、連邦証券規制違反行為等に対して、差止訴訟を裁判所に提起する権限がある。また、FTCは、FTCが執行する法規の違反行為等に対して裁判所にPI及びTROを申し立てる権限がある。SECやFTCは、これらの権限に基づき、米国の民事訴訟上の手段を柔軟に活用して、加害事業者の違法収益の剥奪を行

うとともに被害者の被害を回復する措置を講じているものである。

マドフ事件とMRI事件では、SECがこれらの権限を行使している。

(4) さらに、証券投資者保護の分野では、SECの監督下にあるSIPCがSIPAに基づく補償をし、破産手続において選任されたSIPA管財人が徹底的に破産財団を増殖して投資被害者に配当をしている。米国において倒産状態にある加害事業者から剥奪した収益を被害者に配当して被害回復を図る過程で登場するプレイヤーであるレシーバー（衡平法に根拠を置く）と管財人（連邦破産法と証券投資者保護法に根拠を置く）との比較は、実務上重要である。

マドフ事件に関する報告でこれらの点を見ることができる。

3 刑事的アプローチ

(1) マドフ事件とMRI事件は、金融詐欺事犯でもあり、いずれもDOJが捜査し、刑事訴追が行われている。

(2) 犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act）は、犯罪被害者が法律の定めるところにより完全で時宜にかなった被害の原状回復を受ける権利があると定めており、DOJの方針としても、被告人に懲役刑を科して身体を拘束するだけではなく、犯罪収益の剥奪と被害回復にも重点を置いて捜査している。

犯罪収益等の没収（forfeiture）を奏功させるため、刑事差止命令（criminal restraining order）や刑事差押令状（criminal seizure warrant）を得て資産凍結することが重視されている。金融詐欺事犯の訴追に当たっては、有罪判決を求めるだけでなく、収益等の没収と、被害回復命令（restitution）も申し立てるのが通例である。連邦裁判所は、犯罪被害回復義務法（Mandatory Restitution to Victims of Certain Crimes Act）により、詐欺事件の被告人に対し、有罪判決を言い渡す場合には、これとともに被害者に対する被害の完全な原状回復を命じることが義務付けられている。

(3) そのほかに民事没収（civil forfeiture）という司法的手続がある。

被告人が死亡していたり、国外にいたりして、有罪判決を得ることができない場合は、刑事没収が利用できない。しかし、民事没収によれば、有罪判決を必要とせず、犯罪収益等を被告として訴訟を提起し（例えば、「合衆国政府対バンクオブアメリカにある100万ドル」という事件の表示になる。），異議期間内に預金名義人、不動産の所有者、賃借人など利害関係人が異議を申し立てなければ欠席判決となり、合衆国政府に財産が帰属する。異議が申し立てられた場合には訴訟が開始する。

(4) 没収された資産は、資産没収基金（Assets forfeiture fund）に入り、捜査

機関の費用等に支出されるほか、permission for remission という行政手続により、被害者への通知、インターネット上で公告をし、国内外を問わず被害者から申告を受け付け、要件を満たす被害者に分配されている。

このように米国における多数消費者被害の救済手段は、私人によるクラスアクションだけではなく、行政がイニシアチブをとて差止命令による救済を行なうなど多種多様なものがあり、事案に応じて複数の手段が柔軟に組み合わせられ、ダイナミックな被害救済が図られている。

< MATRIX 表 >

	SEC 証券取引委員会	DOJ 司法省	FTC 連邦取引委員会	クラスアクション 弁護士
検査・調査段階	調査・捜査 (刑事訴追権はなし)	SIPC 証券投資家保護公社	捜査 (刑事訴追機関)	調査 (刑事訴追権はなし)
裁判の申立	民事手続(本案) ① 差止命令 インjunction ② 付隨的救済命令 違法収益吐出命令 ディスゴージメント(disgorgement)	民事手続(本案) SIPCによる 保護命令申立 SIPA管財人 推薦→裁判所 選任	刑事手続(本案) 起訴 対物訴権に基づく 民事没収 有罪判決を 前提としない没収	民事手続(本案) ① 差止命令 インjunction ② 付隨的救済命令 違法収益吐出命令 ディスゴージメント(disgorgement)
保全的裁判段階	緊急停止命令(TRO) 暫定的差止命令(PI) 資産凍結命令 仮レシーバーの指名	SIPCによる 保護命令申立 SIPA管財人 推薦→裁判所 選任	刑事差止命令 刑事差押令状 凍結命令	緊急停止命令(TRO) 暫定的差止命令(PI) 資産凍結命令 仮レシーバーの指名
ブリトライアル段階	証拠開示手続 ディスカバリー(discovery) ・書類開示 ・サピーナ(subpoena) ・証言録取:デポジション(deposition)	書類開示 サピーナ 証言録取	証拠開示手続 ディスカバリー(discovery) 証拠排除の申立 (答弁があると弁論開始)	証拠開示手続 ディスカバリー(discovery) ・書類開示 ・サピーナ(subpoena) ・証言録取:デポジション(deposition)
トライアル段階	裁判上の和解(settlement) 略式判決:サマリージャッジメント (summary judgment) 正式判決	求刑段階 刑事没収(forfeiture) 被害回復(restitution) 連邦地裁は両方命じうる	裁判上の和解 正式判決 没収命令	裁判上の和解(settlement) 略式判決:サマリージャッジメント (summary judgment) 正式判決
本案の終局解決段階	レシーバー選任申立 レシーバー選任 ・ サピーナ 配当計画の承認	配当計画の承認	一旦、資産没収基金に入庫 (Assets Forfeiture Fund) 次の用途に使える。 ・ 海外調査費用 ・ 檢察官費用 ・ デポジション費用 ★ 配当するか否かの権限は合衆国政府にある	レシーバー選任申立 レシーバー選任 ・ サピーナ 配当計画の承認
被害回復段階				
配当				
配当後段階				

第3 生きた事件を題材とした米国の制度と実務

1 マドフ事件

(1) マドフ事件とは

アメリカ合衆国にある世界最大の新興企業向け株式市場である NASDAQ の元会長、バーナード・L・マドフ (Bernard Lawrence Madoff) が引き起こした金融詐欺事件である。なお、Madoff は正しくはメイドフと読む。マドフは、個人的に開設した投資ファンド「マドフ投資の会」に、虚偽の 10 % 超の高利回りをうたって、投資家たちから約 650 億ドル（約 7 兆円超）もの資金を集めた。マドフは資金を運用して収益から配当するのではなく、新しい投資家の資金を、既存の顧客たちへの配当に回していた。それ故、投資家が増えている間は配当し続けることができたが、2008 年 9 月のリーマン・ブラザーズの破綻により、新規投資が途絶えた瞬間、破綻を余儀なくされた。同年 12 月 11 日、マドフは逮捕された。マドフの仕組みは、ポンジースキーム²と呼ばれる古典的な金融犯罪そのもので、単純な仕組みだった。

マドフによる資金運用の詐欺の被害に遭った人々の数は、数百人から数千人に及ぶ。映画監督のスティーブン・スピルバーグ、俳優のケヴィン・ベーコン、ニューヨーク・メッツのオーナー・フレッド・ウィルポン、アメリカンフットボールクラブのフィラデルフィア・イーグルズ元オーナーのノルマン・ブラマン、ゼネラル・モータース (GM) の金融サービス部門 GMAC の会長であるエズラ・マーキンといったセレブリティなど、多くの富豪・著名人が被害に遭っている。また、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド、BNP パリバ (フランス)、サンタンデール (スペイン) などの外資系金融機関、野村證券、あおぞら銀行、住友生命保険などの日本の大手金融機関も被害に遭った。

マドフ事件についてはニューヨークのピッカード弁護士が管財人となり、その後、2014 年 7 月の時点で、管財人は、約 98.25 億ドル（1 兆 1790 億円）を回収し、または返還を受ける契約を締結した。既に配当した金額だけでも、約 52.59 億ドル（6310 億円）であり、これは認められた顧客債権の 46 % に上っている。

(2) 逮捕から現在までの事件の流れ

① 2008 年 12 月 11 日

- ・マドフが証券詐欺 (securities fraud) で逮捕。

² この意義については前注参照。なお、日本の波和二が引き起こしたエル・アンド・ジー事件なども、このポンジースキームと同様であり、マドフ事件と類似している。

・SEC が、マドフに対し、連邦地裁に訴訟提起し、資産凍結（freeze assets）とレシーバー³の選任を申し立てた。

② 2008年12月12日

・連邦地裁裁判官は、Bernard L. Madoff Investment Securities LLC, Madoff Securities International Ltd.及びMadoff Ltd.の3社についてレシーバーを選任し、会社と個人の資産を凍結した。

③ 2008年12月15日

・1970年証券投資家保護法（the Securities Investor Protection Act of 1970）に基づき、ピッカード弁護士が Bernard L. Madoff Investment Securities LLC（マドフ証券投資会社）の清算のための管財人（trustee）に選任された。

④ 2009年3月12日

・マドフは、連邦地裁で、11の訴因（①証券詐欺（securities fraud）, ②投資顧問詐欺（investment adviser fraud）, ③郵便詐欺（mail fraud）, ④電話その他の電子通信手段による詐欺（wire fraud）, ⑤～⑦3つのマネーロンダリング罪（money laundering）, ⑧不実記載（false statements）, ⑨偽証罪（perjury）, ⑩false filings with the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), ⑪theft from an employee benefit plan で有罪判決を受けた。

⑤ 2009年6月29日

・マドフは、連邦地裁で、懲役150年を言い渡された。

⑥ 2012年12月14日と17日

・DOJ は、被害者が余りにも多数であり、連邦地裁が個別に被害者と被害額を特定して原状回復（restitution）を命じることが実行不可能であるので、これまでに没収した23.5億ドルの資産について、司法省の規則に従った（remission process）によって政府が分配することの許可を連邦地裁に申し立てた。

・DOJ は、没収資産から被害者に被害回復する手続の特別管財人（Special Master）にRichard C. Breeden（元 SEC 委員長）を選んだ。

⑦ 2013年1月22日

・上記の政府が分配することの許可申立てが認められた。

(3) SIPA に基づく被害回復

³ この「レシーバー」については、日本法にはない概念であるが、保全管理人の訳語があてられることがある。この報告書ではレシーバーと表記しておく。

① SIPCによる保護命令の申立と投資家への補償

マドフ事件の場合、マドフ証券投資会社という米国の登録証券会社を通じて、ポンジースキームの投資被害が発生したことから、投資家らは、SIPAによる被害回復手続を受けることとなった。

証券投資者保護法で、登録証券会社を会員とするSIPCが組織されている。

SIPCは、会員証券会社が倒産した場合に、顧客に対して基金で補償する。顧客1人につき、最大50万ドル（約6000万円）まで、顧客が会員証券会社に保有する有価証券・金銭を補償する。ただし、金銭については、最大25万ドルまでである。

② 証券会社の倒産に関するSIPCの関与

証券会社に倒産のおそれが発生した場合、自主規制機関はSIPCに通知する。SIPCは、SIPAの定めた要件を満たすと考えるときには裁判所に同法上の保護命令の申立をする。保護命令が出されると顧客への補償手続が開始する。

SIPCは、SIPA上の清算手続にあたり管財人の選任を申し立てることもあるし、自ら、管財人となり、管財人代理を使うこともあるし、非常に顧客数が少ないという場合にはSIPC自らが直接分配手続をする場合もある。

③ マドフ事件

マドフ事件の場合、2008年12月15日に、SIPAに基づくSIPCの保護命令申立てに基づき、マドフ証券投資会社の清算手続が開始され、ピッカード弁護士が同社の管財人(trustee)に選任された。

ア ポンジースキームにおける真水計算ルール

ポンジースキームの破産管財実務では、"money in minus money out"（入金から出金を控除する、いわゆる真水計算額）が、顧客の破産債権として認められる額である。

イ 補償金の先払いと求償

SIPCからの補償金は、管財人の配当に先立ち、前述の50万ドルの範囲で顧客に支払われる。SIPCにより補償を受けると、顧客の破産債権は、SIPCに移転する。そこで、後日破産配当が行われることになった場合には、SIPCが破産債権の配当を受けることになる。

ウ 分別保管原則と清算配当

SIPAの清算手続では、分別保管の原則に基づき、顧客からの預かり資産は、顧客への配当にあてられ、証券会社の自己資産は一般債権者への

配当にあてられる。

マドフ事件では、分別管理が全くなされていなかったので、管財人は、回収した資金を全て顧客資産として取り扱った。

エ レシーバーと管財人の違い

SEC が捜査している証券会社がポンジースキームをやっていて、違法行為を繰り返す等のおそれがあるために経営陣から経営権を剥奪したいと考えたときには、レシーバーの任命を求めるのが通常である。

マドフ事件でも、SEC は、2008年12月11日に、マドフを証券詐欺 (securities fraud) の嫌疑で逮捕し、同時に、連邦地裁にインジャクションの訴訟を提起し、その訴訟において、資産凍結 (freeze assets) とレシーバーの選任を申し立てた。

レシーバーはエクイティ (衡平法) によって認められた裁判所の選任する資産管理人であり、その権限と職務を明定する法律はない。これに対して証券取引保護法上の管財人は、同法の規定と SIPC の規則、これらの規則がないときには、連邦破産法の規定が準用される。

オ SEC のディスゴージメントと SIPA の清算手続との関係

SIPA 上の清算手続が開始すると、他の民事訴訟手続は中断する。SEC は捜査を継続することはできるし、刑事手続も中断しないが、金銭の支払いを目的とする訴訟手続は、全て中断する。

SIPC が保護命令の申立をした段階では、SEC から事前に内諾を受けていた。SEC は、管財人が就くのであれば、SEC のディスゴージメント手続と同等の手続を管財人が行うこととなるから、特に問題はない。既に行われていたレシーバー業務についても管財人がレシーバーに代えて遂行することになるから、構わない。

実際にマドフ事件で、これらの関係が、どう処理されたかを述べると、次のとおりである。

マドフ証券投資会社の管財人にピッカード氏が就任したことで、同社のレシーバーは解任となった。しかし、関連会社である Madoff Securities International Ltd. というイギリス国籍の会社及びマドフ本人についてはレシーバーが引き続き業務を行うという状況になっていた。

その後、マドフ本人が持っている資産は結局、全てマドフ証券投資会社から盗んだような資産であることが分かったので、法人格否認のような形（これをサブステンシブコンセリレーションという。）で、マドフ本人の資産管理業務についても管財人であるピッカード氏が引き取ると

いう形になり、レシーバーの手元にはイギリス法人だけが残ることになった。

しかし、このイギリス法人についても、イギリスで共同清算人が任命されたためにアメリカのレシーバーは解任されることになった。

カ SIPA の清算手続と DOJ の刑事没収手続（criminal forfeiture）との関係

SIPA の清算手続が開始しても、司法省の刑事没収手続（criminal forfeiture）は並行して行われる。刑事没収手続では、連邦規定上、詐欺によって得られた資金は最初からマドフの資産ではなかつたとみなされる。

そこで、没収された資金は、マドフ証券投資会社やマドフの資産を引き継いでいる管財人に引き渡すべきではなく、政府から、刑事没収手続を通じて被害者に戻さるべきものと整理される。

こうして、管財人が回収した財産は管財人が分配するが、DOJ が刑事没収として没収したものについては政府機関が分配するということになり、二つの分配手続が並行して行われることになる。

刑事没収手続の方は、有罪判決が前提となるが、犯罪とまでいえないものについても、管財人の清算手続では、否認したりして分配できる。

こうした建て付けにより、刑事に基づく分配と SIPC に基づく分配が並行して行われることになるものである。

キ 管財人による配当と DOJ の没収基金による分配との関係

管財人は、直接の顧客と債権者のみに配当し、DOJ は、犯罪被害者と認めれば幅広く配当する。

DOJ の刑事没収と SIPA の清算手続とは、上述のとおり、二重の手続により被害者に分配するが、SIPA 管財人は、配当情報を DOJ に報告している。被害者が重複しているため、事実上、情報交換をしている。

マドフの事件では、SIPC が 1 人当たり最高 50 万ドル（6000 万円）を補償し、その不足分について、管財人が配当を行っていて、その結果として、現状で、顧客らへの配当率が 46% 程度であるということは DOJ に伝えられている。

DOJ と SIPC の情報交換については明文の規定というものはなく、実務的にやっているだけであるため、分配情報の交換についてもルールはない。DOJ の刑事没収手続においては、そもそも DOJ に被害者への分配義務がないので、全部国庫に入れてしまうということもあり得る。

ただ、本件については、SIPA 管財人も配当情報を提供し、DOJ も分配情報を提供するという形で、実務処理をしている。

なお、DOJ の分配担当者は、管財人と異なり、サピーナの権限を有しない。そこで、分配に当たっては、任意に提出された情報しか有しない。

ク DOJ の刑事手続における刑事没収（Forfeiture）と被害回復請求（Restitution）との関係について

マドフ事件では、刑事手続の被害回復請求（Restitution）で、1770 億円相当の支払命令が出ている。しかし、マドフ側には、これだけの額を支払える資産はない。命令のあった時点でマドフの持っていた諸々の資産も換価されており、それは既に没収基金に組み込まれていた。そこで、その後その金をどう分配するかが問題となる。

これは、被害回復命令（Restitution Order）という名称の裁判所の手続で行う。本件については、債権届出人が 16,000 人程いた。これらの債権届出人に対する債権の認否と分配は、とても煩雑で大変である。

そこで、判決段階で、取りあえずレスティテューションダブリー（Restitution doubly／2倍賠償）の判決が言い渡され、その後、リミッション（Remission procedures）という本来の司法手続ではなく行政手続によって DOJ に分配を一任するという手続が取られた。

2 MRI 事件⁴

(1) MRI インターナショナル事件とは

MRI インターナショナル（米国ネバダ州ラスベガスの法人、以下「MRI」という。）は、米国内の診療報酬債権（MARS）を安く買い取って額面で回収して利ざやを稼ぐという債権回収ビジネスを開拓していると称して、日本人 8700 名から額面総額 1365 億円の資金を集めた。しかし、上記ビジネスの実態はなく、2013 年 4 月 26 日に東京財務局が証券取引等監視委員会（以下「SESC」という。）の勧告に従い、金融商品取引業の二種登録を取り消した。

(2) 弁護団結成及び活動経緯

経緯を簡単に説明すると以下のとおりである。

○2013 年 5 月 2 日

弁護団が結成される。

○5 月 8 日

⁴ 本稿は 2015 年 1 月 27 日現在までの MRI 事件の概要である。

弁護団結成の記者会見をする。

○5月12日

東京で弁護団主催の被害者集会を開催する。1500名を越える方が来場され、急遽4回に分けての開催となる。

○5月30日

東京地検特捜部、警視庁に刑事告訴告発の手続を取る。告訴告発状を持参したが受理はされていない。

○6月10日

9名の原告にしてMRIのみを相手方として満期償還金の支払を求める訴訟を東京地裁に提訴する。

【上記訴訟は、第1回7月16日、第2回9月17日、第3回11月5日の3期日を重ね、2014年1月14日の第4回期日に判決が言い渡され、訴え却下の判決を受けた。】

原告は当然、全面不服であるため東京高裁に控訴した。控訴審期日は、第1回期日5月8日、第2回期日7月14日、第3回期日9月22日の3回の期日を経て、11月17日の第4回期日で判決が言い渡された。】

○7月5日

米国ネバダ地区連邦地裁に代表原告5名（その後20名追加、合計25名）でクラスアクションを申し立てる。同時にTRO、PIの申立もする。

○7月19日

ネバダ地区連邦地裁でヒアリング手続がなされる。TROは却下される。

○9月12日

ネバダ地区連邦地裁で第2回ヒアリング手続が実施され、PIが出る。

【その後のスケジュールは後述】

なお、2013年5月以降複数回渡米して、現地調査、関係者聴取、関係省庁との折衝、カルフォルニア州ロサンゼルスの弁護士との打ち合わせ等を行っている。渡米していないときも頻繁にロサンゼルスの弁護士とスカイプ会議を実施している。

(3) 依頼状況（2015年1月19日現在）

依頼者数 4739名（約8700人中54.4%）

額面被害金額合計 974億6650万円（1365億円中71.4%）

(4) 国内民事訴訟手続

① MRI訴訟

ア 経緯内容

2013年6月10日に9名を原告にしてMRIのみを相手に満期償還金の支払を求めて東京地裁に民事提訴した（第1回7月16日，第2回9月17日，第3回11月5日）。2014年1月14日，第4回期日に訴訟要件に関する判決（訴訟判決。本案審理をするかどうかに関する判決）がされた。結論は，訴え却下となってしまった。原告らは全部不服として，当然控訴手続をした。

イ 第1審判決内容の紹介

争点は二つある。①一点目は，契約書に「ネバダ州裁判所を管轄とする」という専属的管轄合意があり，これが無効か否かということ，②二点目は，（国際）二重起訴にあたるか（ネバダ地区連邦地裁に提訴しているクラスアクションとの二重起訴）ということであった。

判決は，①の争点のみ判断し，専属的合意管轄を有効と判断して訴えを却下した。

ウ 控訴審（係属部：東京高裁第4民事部 事件番号：平成26年（ネ）第623号）

東京高裁での控訴審は，第1回5月8日，第2回7月14日，第3回9月22日の3回の期日を経て，2014年11月17日の第4回期日が判決期日として指定された。

判決は，争点①について専属的管轄合意は無効と判断し，争点②の二重起訴にも当たらないと判断し，破棄差し戻し判決を言い渡した。

これに対しMRI側が上告し，現在最高裁に係属中である。

② 日本における代表者ら訴訟

ア 訴訟の概要

日本における代表者らを相手取った訴訟も提起している。訴訟の概要是下記のとおりである。

記

2014年6月19日提訴

平成26年（ワ）第15516号／東京地裁民事第5部合議B2係

原告6名 被害総額2億1120万円+弁護士費用10%＝請求総額2億3232万円

被告 鈴木順造，鈴木ポール武蔵，鈴木（通称中町）啓子

イ 訴訟の経過

これまで，3回，期日が開かれている。第1回2014年8月25日，第2回10月27日，第3回12月24日である。

次回第4回期日は、2015年2月23日に指定されている。

ウ 前回第3回期日の裁判の内容

訴訟要件である管轄違い、二重起訴禁止の争点について、裁判所が口頭で「現時点では管轄違いにも二重起訴禁止にも当たらない」との暫定見解を示し、次回までに被告らに対し本案答弁をするよう指揮した。

(5) 米国での手続

① 当弁護団のクラスアクション、TRO、PI

ア 2013年7月5日、ロサンゼルスの弁護士に依頼して、米国ネバダ地区連邦地裁に代表原告5名（その後代表原告を20名追加して現在25名）、被告をMRI、代表者フジナガ、エスクロー会社であるスターリングエスクロー社、日本における代表者鈴木順造、日本支社ゼネラルマネージャー鈴木ポール武蔵の5名として、クラスアクションの申立をした。同時にTRO、PIの申立もした。

同年7月19日、ネバダ地区連邦地裁でヒアリング手続が実施され、TROは却下された。

9月12日、ネバダ地区連邦地裁で第2回ヒアリング手続が実施され、同日、MRI、フジナガに対し、PIが発令された。

これにより前倒しでのディスカバリー手続がなされていたが（銀行履歴取り寄せ、2名についてのデポジション等々）、2013年12月11日に一時中断命令が出され（個人証券訴訟改革手続法（以下、PSLRAという。）に基づく），ディスカバリー手続は一旦中断された。

イ ただ、その後、2014年3月10日に鈴木ら（鈴木順造、鈴木ポール武蔵）に対するPIの申立を再度行った。

同年9月18日に、PI決定が発令され、現在、鈴木らの米国資産も凍結中である。

ウ 2014年5月6日に裁判所から訴状の補正の命令が出され、これに従い、6月6日に「第3修正訴状」の提出をした。

その後、被告らは同訴状に対し、訴状却下の申立をしてきた。この被告が申し立てた却下申立は、2014年9月18日付けで却下されている。これにより一時中断していたディスカバリー手続も再開した。

エ 現在

(ア) ディスカバリー手続（事前証拠開示手続）

2015年1月8日に鈴木ら側から訴状却下を求める申立（モーショントゥディスマス。裁判最適地は米国ではなく日本であるとする申

立理由) が出され、合わせて PSLRA に基づくディスカバリーの自動停止(オートマチックスティ)の主張が出され、1月14日、15日に予定されていたフジナガ、スターリングエスкроー社社長のデポジションの中止を申し立てて来た。

これに対し1月12日、ロサンゼルスの弁護団側から緊急実施命令申立がなされ、急遽1月14日に審尋手続がなされた。

その結果、ディスカバリー自動停止が確認され、1月14日、15日のデポジションは中止されてしまった。

ただ今後は、個別に裁判所の許可を得てディスカバリーを継続していく作戦である。

(イ) クラス認証手続

申立を準備中である。

(ウ) SEC のディスゴージメント手続

(エ) 2013年7月24日、ワシントンDCで弁護団が直接SECに対してプレゼンテーションを行った。2013年8月下旬、米国SECが直接、クラスアクション原告5名から事情聴取を行い、宣誓供述書作成に入る。

(オ) 2013年9月11日、SECが、MRI、フジナガらを被告として、ネバダ地区連邦地裁にディスゴージメントを求める裁判を提起、合わせてTROを求めた。なお、被告に鈴木らは含まれていない。9月12日、ネバダ地区連邦地裁でTRO決定が発令される。ただし上記申立およびTRO決定自体が非公表で行われ、その公表は2週間後であった。現在、MRI、フジナガらの資産は凍結されている。

(カ) その後、SECがMRI側に証拠開示を求めるが、MRI側が不誠実な対応しかしないので、SECが2014年1月27日に裁判所に対し法廷侮辱により制裁を求める申立をした。同年2月14日にMRI側の反論書、2月19日にSEC側の再反論書の提出を経て、2月27日にフジナガ及びその妻に対する弁明(審尋)期日がラスベガスのネバダ地区連邦地裁で開催された。同期日を踏まえ、裁判所は3月11日に「会計士を選任してディスカバリー手続きを早く進めるよう」との命令を発令した。

このような法廷侮辱による制裁手続が進行しているにもかかわらず、フジナガが「3月5日に3機の発電機を12万5000ドルで売ろうとしている」という、凍結資産を売却しようとする動きがSECに判

明し（3月13日夜），3月18日に二度目の法廷侮辱による制裁を求める申立がされた。同申立に関する弁明期日は4月3日午前10時に行われた。

(+) このように SEC が動き出したのには、以下のようなスケジュール決定があつたためである。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① ディスカバリー期限 | 6月 9日まで |
| ② 訴状補正及び当事者追加 | 3月 11日まで |
| ③ 専門家証人 | 4月 10日まで |
| ④ 弹劾的専門家証人 | 5月 9日まで |
| ⑤ 進行協議 | 4月 10日まで |
| ⑥ 手続を打ち切ってしまうような申立 | 7月 9日まで |

その上で、2014年8月8日までに争点整理案及び立証計画を提出する（その上で1か月内に陪審員の手続などに入る）。

(c) 2014年4月24日にフジナガのデポジションが実施された。しかしフジナガは黙秘権を行使して途中退席した。

これに対し、SEC はデポジション続行命令をするよう裁判所に申立をした。それに対し、MRI フジナガも反論し、合わせてディスカバリーの中断を申立ててきた。これに対し SEC も再反論し、6月24日にヒアリング期日があつた。

これに関連してスケジュールの修正命令がされた。

- | | |
|--------------------|---------|
| ① ディスカバリー期限 | 7月 9日まで |
| ② 手続を打ち切ってしまうような申立 | 8月 8日まで |
| ③ プリトライアル移行 | 9月 8日まで |

(+) サマリージャッジメント（責任論）

2014年8月8日、SEC が、MRI、フジナガの責任に関し、サマリージャッジメント判決を求める申立をした。

同申立に関し、2014年10月3日付で、MRI、フジナガの責任を認容する旨のサマリージャッジメント判決が出された。

(+) 違法収益吐き出し額認定の申立

さらに2014年11月24日、SEC は違法収益吐き出し額についても申立をし、反論、再反論を経て、2015年1月27日付で、違法収益吐き出し金額について以下のとおりの判決が出された。

- ① MRI、フジナガにて吐き出すべき違法な収益として約4億422
2万ドル

- ② その判決に至るまでの利息として約 1 億 0 2 1 2 万 ドル
- ③ 民事制裁金としてそれぞれ 2 0 0 0 万 ドル (MRI, フジナガについて。合計 4 0 0 0 万 ドル)
以上合計 約 5 億 8 4 3 5 万 ドル (1 ドル 1 1 8 円換算で約 6 8 9 億 円)

(ス) レシーバー選任について

2 0 1 4 年 9 月 1 2 日, SEC がレシーバー選任の申立をする。

2 0 1 5 年 1 月 7 日付で限定的レシーバー選任命令 (推薦。下級判事による命令) が出される。ただその業務は不動産管理業務等に限られている限定的なものである。

(セ) その後

損害額に関する判決 (命令) が出されたので、今後はレシーバーの権限が拡大され本格的な回収業務が開始されるものと思われる。

3 米国ワコール事件

(1) 米国ワコール事件とは

米国ワコールは、日本の株式会社ワコールホールディングスの子会社である。米国ワコール事件とは、米国ワコールがカフェイン含有の下着（商品名は iPants）を販売していたが、着るだけで痩せるという広告のもとに販売をしていたという事案である。

この事案については、米国での調査時にこれを念頭に置いていたものではなかったが、これまでに紹介したマドフ事件、MRI 事件とは異なり、米国ワコールというこれからも継続して経営していくことが見込まれる会社について、ここに詐欺的な取引があった場合にどのような解決が図られるか、その対比をする意味で取り上げることとしたものである。

(2) 被害者救済の状況

米国ワコールに対しては、FTC が、着るだけで痩せるという広告は根拠のない広告（欺瞞的な広告）ではないかと問題視し、裁判所に対してディスゴージメントを行っている。

この事案では、マドフ事件などとは異なって、裁判所からレシーバーの選任は行われていない。その理由としては、米国ワコールが今後も会社として存続していくことが見込まれるため、あえてレシーバーを選任して資産凍結をはかることまでは必要がないものと判断されたものと思われる。

また、被害者である購入者に関する情報は、米国ワコールが情報を有しているものと思われる。

そのため、米国ワコール側自身が被害回復に努めることになり、最終的には米国ワコール側が130万ドルを支払うとの和解が成立した。

その後は、被害者としての届け出をインターネットなどを通じて求めるこことになり、これに応じて被害回復が図られていくことになる。

米国では、詐欺的な取引ばかりを行って破綻必至の業者に対してだけ救済が図られるのではなく、リーポックやアマゾンなどの、通常は健全な取引を行っていると思われる業者に対しても、欺瞞的な取引があれば、行政が介入して被害救済を図ることが行われている。その一例として、この米国ワコールに関する事件を取り上げた。

第4 日本法への示唆

1 はじめに

今回の訪米調査での実際の聞き取り状況については、各地での報告書をこの後掲載しているので、参照していただきたい。ここでは、指摘した生きた素材としてのマドフ事件などを踏まえ、米国での実情についての調査を行った結果、日本法に対してどのような点を参考とできるかについて、言及してみたい。

今回の米国調査は、消費者法に違反して多数の消費者の財産に被害を及ぼす事業者から違法収益を剥奪し、被害者の被害回復を集団的に図ることのできる制度について、制度としては把握していた各種手続について、実情に具体的にふれていくことにより、横断的かつ実務的に考える機会を、私たちに与えたものであった。

以下では、緊急停止命令という制度について、日本にはないレシーバーという制度について、日本における行政としての対応モデル及び没収制度の活用について検討してみたい。

2 緊急停止命令に関連して

MRI事件を実例としながら見たSECとクラスアクション弁護士の申立から始まる差止と違法収益吐き出しの実務に関しては、法制度として共通する「小さく産まれ」ているものとして、我が国では、金融商品取引法上及び独占禁止法上の緊急停止命令（「緊急差止命令」とも呼ばれる。）の制度がある（金融商品取引法第192条、独占禁止法第70条の13）。このうち、独占禁止法の緊急停止命令については公正取引委員会によってあまり活用されていないが、金融商品取引法の緊急停止命令については、2010年以降、SESCが、無登録・無届募集業者に関する事案について、活発に緊急停止命令を申し立て（金

商法第194条の7第1項、第4項第2号），成果を上げている⁵。

我が国における匿名組合契約等を用いたポンジースキームの事案で、SESCの申立により裁判所から緊急停止命令の発令を受けるような会社は、会社名義で財産を保有しておらず、法的には債務超過の状態で、命令発令後は、廃業し、僅かの金を被害者に分配して、被害者救済をうやむやにしてしまうのが実情であろう。

しかし、緊急停止命令の規定に追加して、SESCの申立により、緊急性の要件を維持しつつ、裁判所が財産及び証拠の保全命令や、財産管理人（レシーバー）の選任命令ができる旨の規定を設け、さらに、裁判所に財産管理人（レシーバー）についてどのような権限を付与するかを法定の範囲内で選択できる権限を認めるという制度設計は、検討するべき点は多いが、法制度として、決して不可能ではない。

我が国では、ポンジースキームのケースで、被害回復の困難性が顕著であり、このような制度設計を図るべき立法事実は十分にある。米国ワコールの事件を見ると、消費者政策の政府間連携による横並びの制度構築の必要性という焦眉の立法事実があり、これをも一つの後押しとして、実現を図ることが考えられる。

3 レシーバーについて

今回の調査の主眼のひとつでもあったレシーバーは、FTC等の行政機関が裁判所に申し立てる手続において重要な役割を担う者である。レシーバー自体の役割は、日本でいう保全管理人に近いようなところもあるが、フォレンジック・アカウンタントなど、会計分野やIT分野の先進的な技術が大きな役割を果たしている。この会計分野やIT分野の技術的な部分については、日本においても、今後類似の進展が見込まれる。

もっとも、レシーバーは、（本質的には）事業者をまるごと管理することになる、というものであって、日本で「行政機関の救済手続」の中にこうした機関を設置する制度を設けることには困難が伴うと思われる。

また、米国においてレシーバーは衡平法上の制度であり、権限などを定めた明文規定はないが、日本においてレシーバー同様の制度を導入するには、成文法による根拠付けは不可欠であろう。必要場面に応じ、立法提言を行うなどして、実現を図っていかなければならない。

4 行政による対応モデル

⁵ SESC（証券取引等監視委員会）による申立件数や事件の概要は、ホームページ上で公開されているが、近時その申立件数は増加傾向にある。

これらを踏まえて、日本への導入可能な行政による対応のモデルを考えてみる。

今回の調査した制度は、SIPC を除いては、①行政機関がイニシアチブをとり、②裁判手続を利用して財産の処分を禁止し必要に応じて管財人を選任し、③違法な利益を吐き出させ、④被害者に配分するというものである。

対象となる事案は、消費者庁所掌の消費者安全法にいう多数消費者財産被害事態に類似するものである。現行法上の同事態に関する措置は、行政機関がイニシアチブをとり、違法行為を止めさせるものである。

これに加えて、消費者の被害を回復することを行政機関が命ずることとすれば、③、④と同様の効果を得ることができる。事業者が命令を履行しない場合には、行政代執行法の特例として、行政機関が自らあるいは管財人を選任して被害回復を行う制度を設けておくことが考えられる。これにより②と同様の効果を得ることができる。日本においては、このような制度設計ができれば、裁判手続を利用する枠組みにこだわる必要はないようと思われる。

なお、多数消費者財産被害事態に関する措置は、他の法律の規定に基づく措置があるときには行えないことになっているが、被害の発生または拡大の防止のための措置は様々なものがあるとしても、被害を回復する措置については「他の法律の規定に基づく措置」がないことが多いと思われるので、この枠組みを維持しても実効性のある制度の構築が可能であろう。

これまで、被害者の被害（損害）や吐き出すべき利益の主張・立証の困難さが指摘されてきたが、被害を回復することにすれば、民法の既存の理論によることができ利益の吐き出しよりも理論的には簡明である。典型的に想定される投資詐欺事案では、消費者の損害は比較的明確であるように思われる。なお、実務上の困難があるのであれば、必要に応じてこの制度において回復する損害を定型化して法律に定め、より簡明に処理できるようにすることも考えられる。立証の困難という問題についても、行政機関が相手方及び関係者への調査のほか、銀行・証券会社等の資産を管理している第三者への照会ができるようすれば、私人が裁判手続を通じて立証を試みる場合に比較すれば、その困難さは低減され得る。

5 没収制度の活用

米国におけるブラックマネーの剥奪にかかる民事没収制度や、DOJ の没収基金及び原状回復等の被害回復制度及び活動は、制度のダイナミズムと競争的で実利的な行政の思想を感じさせ、かなり刺激的なものである。

我が国でも、近年、加害者が被害者から得た財産を剥奪して被害回復を図る制度として、刑事裁判で没収の裁判がなされた犯罪被害財産からの被害回復給

付金支給制度及び振り込め詐欺救済法による被害回復分配金支払制度が立法されたが、この刺激を我が国でどう生かすか、成文化の方向性などについての考察は、まだまだこれからである。

今後、今回の調査で判明した米国の実情も参考にしながら、どのような方向での導入を図るか、さらに具体的な方途の検討を進めるべきであろう。

6 有識者による日本法への示唆

今回の訪米調査に同行していただいた神戸大学の中川丈久教授、また、訪米調査の前後を通じ、日弁連消費者問題対策委員会の幹事として、意見助言を継続的に頂いている神戸大学名誉教授の小原喜雄弁護士からも日本法への示唆に関する御指摘をいただいた。以下にあわせて掲載させていただくこととする。

日本法への示唆
(2014年9月DC&NY調査)
—消費者被害の防止と回復のための複層的なルートの存在について—

2015年2月3日
神戸大学 中川丈久

I. 刑事手法における豊富な手段（司法省によるもの）

司法省刑事局詐欺課 Fraud Section, Criminal Division, DOJ
(Health Care Unit/FCPA Unit/ Securities and Financial Fraud Unit)

- (1) 金融詐欺事件では、有罪判決を求めるだけでなく、収益没収命令 (forfeiture。犯罪収益を disgorge するため) と被害回復命令 (restitution。被害前の原状への回復のため) も申し立てるのが通例である。地裁は、両方を命じうる。
- 民事没収 28 USC §981(a)(1)(C) ／刑事没収（附加刑） 21 USC §853
- (2) 収益没収命令に関して財産凍結命令 (restraining order) を求めることがある。
criminal restraining order (21 USC §853(c))
criminal seizure warrants (21 USC §836(f))
- (3) 被害回復命令は、犯罪被害回復義務法 (Mandatory Victims Restitution Act, 18 USC §3663A) によるもので、裁判所は被告人に対し、被害回復を命じなければならない。
- 被害回復命令のために、財産凍結命令を申し立てる事は稀であるが、できなくはない (All Writs Act を用いる。)。ただし、有罪判決後と解されている。
- なお、被害者が多数にわたるなど被害回復の実効性に問題があるときは、上記被害回復命令の義務は外される (18 USC §3663A8(c))。その代わりに没収に関する 21 USC §853(i)において認められている mitigation or remission of forfeiture の手続によることができる。被害者が申立てをして没収金からの配分を求める。

II. 行政手法における豊富な手段（規制行政機関によるもの）

FTC, SEC 等の連邦行政機関／州行政機関

- (1) 違反行為の禁止等の命令（インジヤンクション）
- (2) 民事制裁金の納付命令（シビルマネーペナルティ）
- (3) 不法利得剥奪の命令（ディスゴージメント＝吐き出し） →分配へ
- (4) 資産散逸を防ぐ工夫
 - ・TRO（審尋なしの2週間の暫定的命令）／レシーバーを任命し財産凍結
 - ・フェデラル・エクイティ・レシーバーシップという生成中の法制度
Receiver（保全管理人）は an officer of the court という位置付け

III. 倒産手続

倒産法（Bankruptcy Code）に基づく管財人（trustee）による清算手続（否認訴訟、分配計画等）。証券会社の場合は SIPA trustees など。

IV. I～IIIの相互関係

3つのルートが同時進行するのではなく、関係者の間の話し合いで、役割分担したり、使い分けられたりする。マドフ事件では、Madoff Investment Securities の清算手続を担う SIPA 管財人による分配（顧客・債権者）と、DOJ による没収財産 Madoff Victim Fund からの被害回復手続とが並行するが、被害者が二重取りをしないよう情報交換する（両者共同のウェブサイトあり。The Madoff Recovery Initiative）。

クラスアクションの代理人との話し合いも含む。DOJ 弁護士とクラスアクション弁護士が話し合って、DOJ は罰金だけにするというように。

V. 日本法への示唆—手段の豊富化

- (1) 倒産法制との連携の必要性

- (2) 悪者相手の法制度の仕組みが必要

○相手次第で似た内容の刑事／行政手続がそれぞれにあってよいか

- ・真に悪い相手 → 刑事手続の豊富化
 - ・信用ならない相手 → 行政手続の豊富化

いずれも散逸防止のための「仮差押え」（財産凍結）の必要性

○信用できる相手 → 行政手続（行政指導でも機能するだろう）

「善良な人にご迷惑をおかけしない」法でなく「悪者を徹底追究する」法を作れるか

Cf. 国際テロリスト財産凍結特別措置法

【参照条文】

28 USC Sec. 981. Civil forfeiture

(a)

(1) The following property is subject to forfeiture to the United States:

(A) Any property, real or personal, involved in a transaction or attempted transaction in violation of section 1956, 1957 or 1960 of this title, or any property traceable to such property.

(B) Any property, real or personal, within the jurisdiction of the United States, constituting, derived from, or traceable to, any proceeds obtained directly or indirectly from an offense against a foreign nation, or any property used to facilitate such an offense, if the offense—

(i) involves trafficking in nuclear, chemical, biological, or radiological weapons technology or material, or the manufacture, importation, sale, or distribution of a controlled substance (as that term is defined for purposes of the Controlled Substances Act), or any other conduct described in section 1956 (c)(7)(B);

(ii) would be punishable within the jurisdiction of the foreign nation by death or imprisonment for a term exceeding 1 year; and

(iii) would be punishable under the laws of the United States by imprisonment for a term exceeding 1 year, if the act or activity constituting the offense had occurred within the jurisdiction of the United States.

(C) Any property, real or personal, which constitutes or is derived from proceeds traceable to a violation of section 215, 471, 472, 473, 474, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 485, 486, 487, 488, 501, 502, 510, 542, 545, 656, 657, 842, 844, 1005, 1006, 1007, 1014, 1028, 1029, 1030, 1032, or 1344 of this title or any offense constituting "specified unlawful activity" (as defined in section 1956 (c)(7) of this title), or a conspiracy to commit such offense.

(D) Any property, real or personal, which represents or is traceable to the gross receipts obtained, directly or indirectly, from a violation of—
.....

(2) For purposes of paragraph (1), the term "proceeds" is defined as follows:

.....

(b)

21 USC Sec. 853. Criminal forfeitures

(a) Property subject to criminal forfeiture

Any person convicted of a violation of this subchapter or subchapter II of this chapter punishable by imprisonment for more than one year shall forfeit to the United States, irrespective of any provision of State law—

(1) any property constituting, or derived from, any proceeds the person obtained, directly or indirectly, as the result of such violation;

(2) any of the person's property used, or intended to be used, in any manner or part, to commit, or to facilitate the commission of, such violation; and

(3) in the case of a person convicted of engaging in a continuing criminal enterprise in violation of section 848 of this title, the person shall forfeit, in addition to any property described in paragraph (1) or (2), any of his interest in, claims against, and property or contractual rights affording a source of control over, the continuing criminal enterprise.

The court, in imposing sentence on such person, shall order, in addition to any other sentence imposed pursuant to this subchapter or subchapter II of this chapter, that the person forfeit to the United States all property described in this subsection. In lieu of a fine otherwise authorized by this part, a defendant who derives profits or other proceeds from an offense may be fined not more than twice the gross profits or other proceeds.

(b) Meaning of term "property"

.....

(e) Protective orders

(1) Upon application of the United States, the court may enter a restraining order or injunction, require the execution of a satisfactory performance bond, or take any other action to preserve the availability of property described in subsection (a) of this section for forfeiture under this section—

(A) upon the filing of an indictment or information charging a violation of this subchapter or subchapter II of this chapter for which criminal forfeiture may be ordered under this section and alleging that the property with respect to which the order is sought would, in the event of conviction, be subject to forfeiture

under this section; or

(B) prior to the filing of such an indictment or information, if, after notice to persons appearing to have an interest in the property and opportunity for a hearing, the court determines that—

(i) there is a substantial probability that the United States will prevail on the issue of forfeiture and that failure to enter the order will result in the property being destroyed, removed from the jurisdiction of the court, or otherwise made unavailable for forfeiture; and

(ii) the need to preserve the availability of the property through the entry of the requested order outweighs the hardship on any party against whom the order is to be entered:

Provided, however, That an order entered pursuant to subparagraph (B) shall be effective for not more than ninety days, unless extended by the court for good cause shown or unless an indictment or information described in subparagraph (A) has been filed.

(2) A temporary restraining order under this subsection may be entered upon application of the United States without notice or opportunity for a hearing when an information or indictment has not yet been filed with respect to the property, if the United States demonstrates that there is probable cause to believe that the property with respect to which the order is sought would, in the event of conviction, be subject to forfeiture under this section and that provision of notice will jeopardize the availability of the property for forfeiture. Such a temporary order shall expire not more than fourteen days after the date on which it is entered, unless extended for good cause shown or unless the party against whom it is entered consents to an extension for a longer period. A hearing requested concerning an order entered under this paragraph shall be held at the earliest possible time and prior to the expiration of the temporary order.

(3) The court may receive and consider, at a hearing held pursuant to this subsection, evidence and information that would be inadmissible under the Federal Rules of Evidence.

(4) Order to repatriate and deposit.—

.....

(f) Warrant of seizure

The Government may request the issuance of a warrant authorizing the seizure

of property subject to forfeiture under this section in the same manner as provided for a search warrant. If the court determines that there is probable cause to believe that the property to be seized would, in the event of conviction, be subject to forfeiture and that an order under subsection (e) of this section may not be sufficient to assure the availability of the property for forfeiture, the court shall issue a warrant authorizing the seizure of such property.

.....

(i) Authority of the Attorney General

With respect to property ordered forfeited under this section, the Attorney General is authorized to—

- (1) grant petitions for mitigation or remission of forfeiture, restore forfeited property to victims of a violation of this subchapter, or take any other action to protect the rights of innocent persons which is in the interest of justice and which is not inconsistent with the provisions of this section;
- (2) compromise claims arising under this section;
- (3) award compensation to persons providing information resulting in a forfeiture under this section;
- (4) direct the disposition by the United States, in accordance with the provisions of section 881 (e) of this title, of all property ordered forfeited under this section by public sale or any other commercially feasible means, making due provision for the rights of innocent persons; and
- (5) take appropriate measures necessary to safeguard and maintain property ordered forfeited under this section pending its disposition.

.....

18 USC Sec. 3663A. Mandatory restitution to victims of certain crimes

(a)

- (1) Notwithstanding any other provision of law, when sentencing a defendant convicted of an offense described in subsection (c), the court shall order, in addition to, or in the case of a misdemeanor, in addition to or in lieu of, any other penalty authorized by law, that the defendant make restitution to the victim of the offense or, if the victim is deceased, to the victim's estate.

- (2) For the purposes of this section, the term "victim" means a person directly and proximately harmed as a result of the commission of an offense for which

restitution may be ordered including, in the case of an offense that involves as an element a scheme, conspiracy, or pattern of criminal activity, any person directly harmed by the defendant's criminal conduct in the course of the scheme, conspiracy, or pattern. In the case of a victim who is under 18 years of age, incompetent, incapacitated, or deceased, the legal guardian of the victim or representative of the victim's estate, another family member, or any other person appointed as suitable by the court, may assume the victim's rights under this section, but in no event shall the defendant be named as such representative or guardian.

(3) The court shall also order, if agreed to by the parties in a plea agreement, restitution to persons other than the victim of the offense.

(b) The order of restitution shall require that such defendant—

(1) in the case of an offense resulting in damage to or loss or destruction of property of a victim of the offense—

(A) return the property to the owner of the property or someone designated by the owner; or

(B) if return of the property under subparagraph (A) is impossible, impracticable, or inadequate, pay an amount equal to—

(i) the greater of—

(I) the value of the property on the date of the damage, loss, or destruction; or

(II) the value of the property on the date of sentencing, less

(ii) the value (as of the date the property is returned) of any part of the property that is returned;

(2) in the case of an offense resulting in bodily injury to a victim—

(A) pay an amount equal to the cost of necessary medical and related professional services and devices relating to physical, psychiatric, and psychological care, including nonmedical care and treatment rendered in accordance with a method of healing recognized by the law of the place of treatment;

(B) pay an amount equal to the cost of necessary physical and occupational therapy and rehabilitation; and

(C) reimburse the victim for income lost by such victim as a result of such offense;

(3) in the case of an offense resulting in bodily injury that results in the death of the victim, pay an amount equal to the cost of necessary funeral and related

services; and

(4) in any case, reimburse the victim for lost income and necessary child care, transportation, and other expenses incurred during participation in the investigation or prosecution of the offense or attendance at proceedings related to the offense.

(c)

(1) This section shall apply in all sentencing proceedings for convictions of, or plea agreements relating to charges for, any offense—

(A) that is—

(i) a crime of violence, as defined in section 16;

(ii) an offense against property under this title, or under section 416(a) of the Controlled Substances Act (21 U.S.C. 856 (a)), including any offense committed by fraud or deceit; or

(iii) an offense described in section 1365 (relating to tampering with consumer products); and

(B) in which an identifiable victim or victims has suffered a physical injury or pecuniary loss.

(2) In the case of a plea agreement that does not result in a conviction for an offense described in paragraph (1), this section shall apply only if the plea specifically states that an offense listed under such paragraph gave rise to the plea agreement.

(3) This section shall not apply in the case of an offense described in paragraph (1)(A)(ii) if the court finds, from facts on the record, that—

(A) the number of identifiable victims is so large as to make restitution impracticable; or

(B) determining complex issues of fact related to the cause or amount of the victim's losses would complicate or prolong the sentencing process to a degree that the need to provide restitution to any victim is outweighed by the burden on the sentencing process.

(d) An order of restitution under this section shall be issued and enforced in accordance with section 3664.

28 USC §1651 (All Writs Act)

(a) The Supreme Court and all courts established by Act of Congress may issue

all writs necessary or appropriate in aid of their respective jurisdictions and agreeable to the usages and principles of law.

(b) An alternative writ or rule nisi may be issued by a justice or judge of a court which has jurisdiction.

米国の消費者被害救済制度の日本法への示唆

日弁連消費者問題対策委員会幹事
神戸大学法学部名誉教授
小原 喜雄（東京）

私は2010年1月11日～15日、米国における消費者被害救済の現地調査を消費者庁から委嘱された⁶。この調査経験およびその後の展開をふまえて、同国の制度の日本法への示唆をここに述べる。

1 FTCから裁判所への緊急停止命令の請求

FTCにおいて審判開始から違法行為の排除命令の確定までかなりの日時（平均20ヶ月）を要するので、不公正・欺瞞的表示による消費者被害の拡大を迅速に差し止めるため、FTC法第13条（a）はFTCが連邦裁判所にpreliminary injunction（暫定的差止命令）を請求する権限を、同条（b）は、被告の資産散逸、又は証拠隠滅のおそれがある場合に、FTCがtemporary restraining order[TRO]（緊急停止命令）を裁判所に請求する権限を付与する。FTC, Quarterly Federal Court Litigation Status Report as of 9/30/2014⁷によると、2014年に裁判所で争われた99件のうち、TROが容認された件数は49件（49%）であり、しかもjudicial complaintと同日にTROが容認された件数が22件、翌日に容認された件数が13件、2日後に容認された件数が5件と、これら小計40件（82%）が迅速に容認されていることが、被告の資産散逸・証拠隠滅を防止するのに寄与しているようである。

FTC法13条（b）は、差止命令についてしか定めておらず、消費者被害の回復請求について何ら明示的に規定していないにも拘わらず、差止命令に付随して、他の衡平法上の救済（restitutionとdisgorgement、資産の凍結、管財人の選任など）を申し立てる権限をもFTCが有することが判例法により確立され、1980年以降、FTCは、審判審決後における消費者被害回復請求訴訟の提起を定める19条ではなく、審判手続を経ることなく裁判所に申し立てることができる13条（b）に主として基づいて消費者被害の回復を請求してきた⁸。

⁶ 消費者庁「第7回集団的消費者被害救済研究会」資料（平成22年4月9日）

⁷ 資料1 FTC, Quarterly Federal Court Litigation Status Reportは、この報告書のうち緊急停止命令が容認された事例を筆者が抜粋したものである。

⁸ David M. FitzGerald, The Genesis of Consumer Protection Remedies under Section 13(b) of the FTC Act, FTC 90th Anniversary Symposium (Sept. 23, 2004, available at <http://www.ftc.gov/ftc/history/docs/fitzgeraldremedies.pdf>)

他方、日本の独占禁止法は米国 FTC 法の緊急停止命令制度を継受している（70条の13）のであるが、公正取引委員会が緊急停止命令を裁判所に申し立てた件数は、創設から現在までの期間で僅か7件に過ぎない。7件の内訳は、不公正取引方法事件6件と合併事件1件である⁹。このように公取委が裁判所に緊急停止命令を申し立てる件数が、米国の FTC に比して極端に少ない理由として、公取委が事件の調査に入ると、違反被疑事業者が大抵その行為を自発的に中止するので、公取委が裁判所に緊急停止命令を申し立てる必要性が少ないと想る¹⁰。将来、消費者庁が景表法に緊急停止命令制度を導入する場合、FTC のように迅速にそれを申し立てることができるような工夫が必要である。

米国の裁判所は、大陸法系の日本法と異なって、固有の衡平法上の権限 (inherent equitable power) を有すると解されている。FTC 法 13条 (b) は差止命令についてしか規定していないにも拘わらず、裁判所は、差止命令に付随して (ancillary)，他の衡平法の救済を申し立てる権限をも FTC が有すると判示してきた。このように判定法に明示的に規定されていない救済を付与するところに、米国裁判所の法創造機能が顕著に現れている。大陸法系国に属する我が国では、このような裁判所の法創造機能を期待することはできないので、集団的消費者被害救済法を将来制定する場合には、諸外国の法令及び判例・運用を参考にしつつ、詳細な規定を設ける必要がある。

2 不当表示の被害者への返金手続

FTC は決定の付属文書で、不当表示の被害者に対し返金手続をとるように周知する（資料3参照）¹¹。不公正又は欺瞞的な表示により損害を被った消費者が販売業者に refund を申請する場合、FTC は、購入者が領収書の提示又は購入商品の返品を要求しない。これは、被害回復が可能になったことを知るまでに数ヶ月を要するので購入者が領収書をそれまで保管していないかもしれないからである。

FTC は、被告が消費者に対し被害回復にとり不必要的障害を設けたり、又は不可能な負担を課したりしないよう確保しようとする。しかし、不正直な消費者が、購入商品の品質及び数量について実際よりも過大な refund を申請するのを防止することも重要である。まず、消費者は、refund を得るために、購入に関する基本的な情報（たとえば、購入日、購入数量等）を販売業者に提供することが要求さ

⁹ 根岸哲編『注釈独占禁止法』（2009年、有斐閣）731～732頁（鈴木孝之執筆），資料2 緊急停止命令一覧

¹⁰ 鈴木孝之教授の筆者宛の2015年1月25日付けのメール。

¹¹ See US FTC Decision and Order in the Matter of WACOAL AMERICA, Inc.(Nov.6,2014,Docket No.C-4496),EXHIBIT2-REFUND APPLICATION.

れる。次に、被告が消費者被害回復プログラムを実施する場合、被告は、申請された refund 金額（支払いを拒否した請求額のデータを含めて）を FTC に報告することを要求される。これは、被告が FTC の決定（和解を通じての）又は、訴訟後の裁判所の決定に基づく支払義務を遵守しようとしているか否かを FTC が確定できるようにするためである。3 番目に、FTC が消費者被害回復プログラムを実施する場合、消費者の代理人は連邦政府の代理人と見なされ、虚偽請求を禁止する連邦法の制裁が科される。最後に、refund 申請が容認される前に、申請者の氏名と住所が FTC 作成の databases of fraudulent filers（詐欺的申請者リスト）と照合され、潜在的な詐欺申請を防止しようとする。¹²

消費者庁は、どのような周知方法をとるつもりであるか。改正景表法第 10 条（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）第 1 項「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」から申出される。クレジットによる購入者の特定は容易であるが、現金による購入者の特定=周知方法をどうするのかが課題となる。

FTC が不正直な返金申請の防止対策として作成している databases of fraudulent filers がどんなに包括的であるかは分からぬが、日本では refund を要求するためには、領収書の提示又は返品を必要条件とする商慣習が普及しているので、この必要条件を欠く FTC の返金申請方法は、消費者庁の今後の返金申請方法の立案に参考になるとは思われず、日本の商慣習に対応した効果的な返金申請方法を立案することが必要である。

3 証券取引に関する Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010 の域外適用

Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act は、「The Act's subsection on extraterritorial jurisdiction states that the district courts have Jurisdiction over SEC actions involving, "(1) Conduct within the United States that constitutes significant steps in furtherance of the violation, even if the securities transaction occurs outside the United States and involves only foreign investors; or (2) Conduct occurring outside the United States that has a foreseeable substantial effect within the United States." 15 U.S.C. §78aa (b) (1)-(2)

(1)たとえ証券取引が米国外で行われ、外国の投資家のみを含むとしても、違反

¹² FTC, Counsel for International Consumer Protection, Michael Panzera の筆者宛の 2015 年 4 月 2 日付けのメール。

の遂行における重大な一歩を構成する米国内の行為、又は(2)米国内に予測可能で、実質的な効果をもつ米国外で行う行為を対象とする SEC の訴訟に対し地裁は管轄権を有する。」と域外管轄権に関する規定を定める。

MRI 事件 (SEC v. Edwin Y. Fujinaga and MRI International, Inc. Case No.2:13-CV-1658 JCM-CWH, D. Nev. Order (決定) Filed 10/03/2014, pp.10-11) でネヴァダ連邦地裁は、2014年10月3日に、Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (2010) の域外適用を容認する決定を下した。

他方、日本の独禁法及び証券取引法は、域外適用の明文の規定を欠くが、規定の有無に拘わらず、グローバル化時代にそれを容認する世界的規模での運用¹³に徴して、我が国の規制当局も域外適用を容認する決定を下すべきである。

¹³ Richard Painter, et. al., When Courts and Congress Don't Say What They Mean : Initial Reactions to Morrison v. Australia Bank and to the Extraterritorial Jurisdiction Provisions of the Dodd-Frank Act, 20 Minn. J In't L 1,24(2011); Genevieve Beyea, Morrison v. Australia Bank and the Future of Extraterritorial Application of the U.S. Securities Law, 72 Ohio St.L.537,570(2011); アンダーソン・毛利・友常法律事務所監修『域外適用法令のすべて』(きんざい, 2013年)

FTC Quarterly Federal Court Litigation Status Report 9/30/2014

Summary of Cases

Injunction &	D Ct	Ct App.	S. Ct	Total
Consumer Redress Cases	82	16	1	99

Permanent Injunctions of Consumer Redress

1. FTC v. A to Z Marketing, Inc (C.D. Cal), (9th Cir.), Alleged Conduct: Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act through operation of a nationwide scheme regarding mortgage assistance relief services, including loan documentation transaction services and loan modification services; Status: Complaint filed 6/8/13, TRO entered 6/8/13 (即日) , Preliminary injunction against Backend, Inc. entered 7/12/13, Stipulated preliminary injunction against remaining defendants entered 7/19/14, Final order for Permanent Injunction against 10 defendants entered 9/2/14 .
2. FTC v. AFD Advisors, LLC (N.D. Ill) , Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5(a) of FTC Act and Telemarketing Sales Rule (TSR) in connection with marketing and selling a medical discount plan primarily to elderly and infirm customers. Complaint filed 9/9/13, Order granting TRO and asset freeze entered 9/10/13 (翌日) , Stipulated preliminary injunction with asset freeze as to defendant Aaron Dupont entered 9/19/13, Preliminary injunction with asset freeze and other equitable relief as to 9 defendants entered 10/3/13, Settlement agreement and stipulated final judgment and order for permanent injunction and other equitable relief as to 7 defendants entered 8/14/14
3. FTC v. American Business Builders, LLC (D. Ariz) Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Business Opportunity Rule in connection with purported low-cost credit and other payment processing services for small business, Complaint filed 11/6/12, TRO entered 11/6/12 (即日) , Preliminary injunction entered 8/29/13, Stipulated final judgment for permanent injunction and monetary relief 5/19/14
4. FTC v. Applied Marketing Sciences, Inc. (C.D. Cal) Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 (a) of FTC Act in connection with a prize promotion scheme, Complaint filed 9/16/13, TRO granted 9/16/13 (即日) , Stipulated preliminary injunction entered 9/30/19 p. 14
5. FTC v. Apply Knowledge, LLC. (D. Utah) Deceptive acts or practices in violation of Sect.5 of FTC Act and Telemarketing and Consumer Fraud Abuse and Prevention

- Act in connection with work-from-home home business opportunity scheme, Complaint filed 2/10/14, TRO entered 2/11/14 (翌日)
- 6 F TC v. BF Labs, Inc. (W. D .Mo) Deceptive acts or practices in violation of Sect.5 (a) of FTC Act in connection with marketing and sale of Bitcoin mining machines, Complaint filed 9/15/14, TRO entered 9/18/14 (3 日後)
- 7 F TC v. Broadway Global Master, Inc. (E.D. Cal) Unfair and deceptive acts or practices in violation of Sect.5 of FTC Act and the FDCPA related to debt collection practices, Complaint filed 4/3/12, TRO entered 4/5/12 (2 日後), Preliminary injunction and asset freeze entered 4/26/12
- 8 F TC v. Burnlounge, Inc. (9th Cir), (C. D. Cal), Deceptive practices in violation of Sect.5 of FTC Act in connection with advertising, marketing and sale of opportunities to operate on-line digital music stores, Complaint filed 6/6/07, Commission's motion to protect frozen assets from collection efforts by third parties filed 5/15/09 p.18
- 9 FTC v. Caprice Marketing ,LLC (N. D. Ill), Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 (a) of FTC Act in connection with marketing of payday loans, Complaint filed 8/27/13, TRO entered 8/29/13 (2 日後), Stipulated preliminary injunction with asset freeze entered 9/12/13, Stipulated final judgment and order for permanent injunction and other equitable relief entered 6/30/14
- 10 FTC v. Consumer Health Benefits Ass'n, (E.D.NY), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR in connection with defendants' marketing, distribution and sale of medical discount plans, Complaint filed 8/03/10, Stipulation and order modifying ex parte TRO as to 3 defendants entered 8/25/10 (22 日後)
- 11 FTC v. Cream Group, Inc. (C.D. Cal) Violation of Sect.5 of FTC Act and Telemarketing Sales Rule in connection with sale of purported brand-name merchandise for resale, Complaint filed 12/3//13, TRO granted 12/3 /13 (即日), Stipulated preliminary injunction entered 1/9/14
- 12 FTC v. Cuban Exchange, Inc., LLC (E.D.NY) Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Telemarketing Sales Rule in connection with scheme to trick consumers into providing bank account and other personal information by falsely claiming that defendants can speed refund payments from FTC lawsuits that result in consumer redress, Complaint filed 11/28/12, TRO entered 11/30/12 (2 日後), Preliminary injunction entered 1/7/13.
- 13 FTC v. CWB Services, LLC (W.D. Mo) Violation of Sect.5 of FTC Act, the Truth in Lending Act and Electronic Fund Transfer Act in connection with offering or

extension of payday loans, Complaint filed 9/5/14, TRO entered 9/9/14 (4日後),
Stipulated preliminary injunction entered 9/23/14.

- 14 FTC v. Diversified Educational Resources, LLC (S.D. Fla) . Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 (a) of FTC Act regarding sale, marketing and distribution of high school diplomas, Complaint filed 9/16/14, TRO entered 9/16/14 (即日), Permanent injunction entered 9/30/14
- 15 FTC v. Federal Check Processing, Inc. (W.D.N.Y), Deceptive acts or practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Fair Debt Collection Practices Act in connection with debit collection operation, Complaint filed 2/24/14, Ex parte TRO entered 3/24/14 (1ヶ月後), Stipulated preliminary injunction entered 3/2
- 16 FTC v. Finmaestros, LLC, (S.D.N.Y) Unfair & deceptive practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, Telemarketing Sale Rule, Telemarketing and Consumer Fraud Abuse Protection Act in relation to marketing, sale and promotion of computer protection software, Complaint filed 9/24/12, TRO entered 10/5/12, (11日後)
Preliminary injunction entered 10/9/12
- 17 FTC v. First Consumers, LLC (E.D. Pa) Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, Telemarketing Sales Rule in connection with marketing of supposed fraud protection, legal protection and pharmaceutical benefit services, Complaint filed 3/18/14, Ex parte TRO entered 3/18/14 (即日),
Preliminary injunction order entered 3/28/14
- 18 FTC v. First Guaranty Mortgage Corp. (11th Cir), (S.D. Fla), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, the Credit Repair Organizations Act, and Telemarketing Sales Rule in connection with marketing and sale of mortgage loan refinancing and modification services and credit repair services, Complaint filed 11/17/09, TRO with asset freeze entered 11/17/09, (即日), Stipulated preliminary injunction as to 5 defendants entered 12/1/09
- 19 FTC v. FMC Counseling Services, Inc. (S.D. Fla) , Violation of Sect.5 of FTC Act and Mortgage Assistance Relief Services Rule in connection with marketing and sale of mortgage assistance relief services, Complaint for permanent injunction and other equitable relief filed 7/7/14, Preliminary injunction with asset freeze and other equitable relief as to one defendant enter 7/17/14
- 20 FTC v. Grant Connect, LLC (9th Cir), (D. Nev), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Electronic Funds Transfer Act in connection with Purported access to free government grants, inadequate disclosure of negative options and unauthorized debiting of consumer accounts, Complaint filed 7/27/09, TRO entered 7/28/09 (翌日)

- 21 FTC v. Hispanic Global Way, Corp. (S.D. Fla), Violation of Sect.5(a) and 12 of FTC Act in connection with sale of purported weight loss products, Complaint filed 6/2/14, TRO entered 6/2/14 (即日)
- 22 FTC v. LAB Marketing Associates, LP, (11th Cir.), (S.D. Fla.), (N.D. Tex.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Telemarketing Sales Rule in connection with advertising, marketing and sale of healthcare insurance, Complaint filed 9/18/12, TRO entered 9/18/12 (即日)
- 23 FTC v Ideal Financial Solutions, No.2: 13-CV-00143 (D. Nev), pp.40-41, Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act in connection with a scheme to debit and charge consumers without authorization, Complaint filed 1/28/13, TRO entered 1/30/13 (2 日後), Preliminary injunction entered 2/15/13, FTC's amended complaint and motion for preliminary injunction and asset freeze against Jared Mosher filed 4/10/13, Preliminary injunction and asset freeze against Jared Mosher entered 5/10/13
- 24 FTC v. Innovative Marketing, Inc. (S. Ct.), (4th Cir.), (D. Md.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act including computer security software purchases, scans and advertising, Complaint filed 12/2/08, TRO entered 12/2/08 (即日)
- 25 FTC v. Innovative Wealth Builders, (11th Cir.), (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR by calling consumers and offering services that purportedly will substantially reduce consumers' credit card interest rates, Complaint filed 1/14/13, TRO entered 1/14/13 (即日)
- 26 FTC v. Instant Response systems, LLC, (E.D.N.Y.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR and Unauthorized Merchandise Statute in connection with unsolicited calls to elderly consumers to sell medical alert services, Complaint filed 2/25/13, TRO entered 2/25/13 (即日)
- 27 FTC v. Ivy Capital, Inc., (9th Cir.), (D. Nev.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR in connection with marketing and sale of get rich quick programs and billing of consumers' accounts, Complaint filed 2/22/11, TRO entered 2/22/11 (即日)
- 28 FTC v. Jeremy Johnson, (9th Cir.), (D. Nev.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, Electronic Funds Transfer Act and Regulation E in connection with advertisement of government grants and money-making opportunities, Complaint filed 12/21/10, TRO and asset freeze entered 1/13/11 (2 3 日後)
- 29 FTC v. Lakshmi Infosoul Services PVT Ltd, (S.D.N.Y.), Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, TSR and Consumer Fraud Abuse

- Protection Act in relation to marketing, sale and promotion of computer protection software, Complaint filed 9/24/12, TRO entered 9/25/12 (翌日)
- 30 FTC v. Leanspa, LLC., (2nd Cir.), (D. Conn.), Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Electronic Funds Transfer Act in connection with advertising, marketing, promotion, offering for sale or weight-loss and related health products through various websites, Complaint filed 11/07/11, TRO granted in part 11/14/11 (7日後)
- 31 FTC v. Marczak, (S.D.N.Y.), Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, the TSR and the Consumer Fraud Abuse Protection Act in relation to marketing, sale and promotion of computer protection software, Complaint filed 9/24/12, TRO entered 9/25/12 (翌日)
- 32 FTC v. MDK Media, Inc. (C.D. Cal.), Violation of Sect.5 of FTC Act in connection with placing unauthorized third-party charges on consumers' mobile phone bill, or "cramming", Complaint filed 7/3/14, TRO entered 7/3/14 (即日)
- 33 FTC v. Midway Industries, LLC. (D.Md.), Violation of Sect.5 of FTC Act, the TSR and Unordered Merchandise Statute in connection with sale of light bulbs and cleaning supplies, Complaint filed 7/21/14, TRO entered 7/21/14 (即日)
- 34 FTC v. Money Now Funding, LLC , (D. Ariz.), Violations of Sect.5(a) of FTC Act, Business Opportunity Rule and the TSR concerning a telemarketing scheme offering consumers business opportunity under a variety of names, Complaint filed 8/5/13, TRO entered 8/5/13 (即日)
- 35 FTC v. National Check Registry. (W.D.N.Y.), Violation of Sect.5(a) of FTC Act and Fair Debt Collection Practices Act in connection with abusive and deceptive debt collection practices, Complaint filed 6/23/14, TRO entered 6/24/14 (翌日)
- 36 FTC v. The Online Entrepreneur, Inc. (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and Business Opportunity Rule in connection with sale of business opportunity to consumers, Complaint filed 11/5/12, TRO entered 11/6/12 (翌日)
- 37 FTC v. Onlinenyellowpagestoday. Com, Inc. (W.D. Wash.), Violation of Sect.5(a) of FTC Act in connection with deceptive practices relating to internet business directories, Complaint filed 6/9/14, TRO entered 7/3/14(24日後)
- 38 FTC v. Pairsys Inc. (N.D.N.Y.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR in connection with sale of computer security services, Complaint filed 9/30/14, TRO entered 9/30/14 (即日)
- 39 FTC v. Partners in the Health Care Association, Inc. (S. D. Fla.), Violation of Sect.5 of FTC Act and the TSR regarding sale of medical discount cards, Complaint filed

8/25/14, TRO entered 8/25/14 (即日)

- 40 FTC v. Pecon Software, Ltd. (S.D.N.Y.), Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act , the TSR and , Telemarketing and Consumer Fraud Abuse Protection Act in relation to marketing, sale and promotion of computer protection software, Complaint filed 9/24/12, TRO entered 9/25/12 (翌日)
- 41 FTC v. Philip Danielson, LLC, (D.Nev.), Deceptive acts & Practices in violation of Sect. 5(a) of FTC Act and Mortgage Assistance Relief Services in connection with phony mortgage relief scheme, Complaint 6/9/14, TRO entered 6/23/14 (2週間後)
- 42 FTC v. Pinnacle Payment Services, LLC, (N.D. Nev.), Violations of Sect.5 of FTC Act and Fair Debt Collections Practices Act in connection with collection of purported debt, Complaint filed 10/21/13, TRO entered 10/21/13 (即日)
- 43 FTC v. Resort Property Depot, Inc. (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect.5 of FTC Act and the TSR in connection with unsolicited telephone calls to sell or rent timeshare properties, Complaint filed 5/20/13, TRO entered 5/21/13 (翌日)
- 44 FTC v. Resort Solution Trust, Inc. (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect.5 of FTC Act and the TSR in connection with unsolicited telephone calls to sell or rent timeshare properties, Complaint filed 5/20/13, TRO entered 5/20/13 (即日)
- 45 FTC v. Sun Bright Ventures, LLC. (M.D. Fla.) Violation of Sect.5 of FTC Act and the Telemarketing and Consumer Fraud Abuse Protection Act in connection with soliciting consumers about free products and services, Complaint filed 9/2/14, TRO entered 9/4/14 (2日後)
- 46 FTC v. Taito, Inc. (C.D. Cal.), Deceptive acts and practices in violation of Sect.5 of FTC Act relating to unauthorized third-party charges on consumers' mobile phone bills, Complaint filed 12/5/13, TRO entered 12/5/13 (即日)
- 47 FTC v. Vacation Communications Group. (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect.5 of FTC Act and the TSR in connection with unsolicited telephone calls to sell or rent timeshare properties, Complaint filed 5/20/13, TRO entered 5/20/13 (即日)
- 48 FTC v. Williams, Scott & Associates, LLC. (N.D. Ga.) , Violations of Sect.5 of FTC Act and Fair Debt Collections Practices Act in connection with abusive and deceptive debt collection, Complaint filed 5/27/14, TRO with asset freeze entered 5/28/14 (翌日)
- 49 FTC v. Worldwide Info Services, (M.D. Fla.), Deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act and the TSR in connection with robocalls to senior

- citizens marketing a purportedly free medical alert system, Complaint filed 1/6/14,
Order granting TRO and asset freeze entered 1/7/14 (翌日)
- 50 FTC v. Your Yellow Book, Inc. (W.D. Okla.), Violations of Sect.5 of FTC Act in connection with selling internet business-directory services, (S.D.N.Y), Complaint filed 7/24/14, TRO entered 7/25/14 (翌日)
- 51 FTC v. Zeal IT Solutions PVT, Ltd (S.D.N.Y), Unfair and deceptive acts and practices in violation of Sect. 5 of FTC Act, the TSR and ,Telemarketing and Consumer Fraud Abuse Protection Act in relation to marketing, sale and promotion of computer protection software, Complaint filed 9/24/12, TRO entered 9/25/12 (翌日)

緊急停止命令一覧

件名	公正取引委員会申立年月日	東京高裁決定年月日	東京高裁決定内容	事件の内容	関係法条	処理結果		備考
						東京高裁決定年月日	決定内容	
朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部認容一部却下	朝日、読売、毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないと条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法19条(旧一般指定1,7)	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤敷に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立認容	毎日新聞販売店(伊藤敷)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法19条(旧一般指定6)	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(30.10.12)
大坂読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立認容	大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法19条(旧一般指定6)			同意審決(30.12.8)
北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立認容	北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法19条(新聞業特殊指定3)	33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(32.3.29申立棄却)
八幡製鉄社ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄及び富士製鉄の合併	独占禁止法15条1項			被申立人が合併期日を延期したので取下げ
中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立認容	中部読売新聞の不当廃止	独占禁止法19条(旧一般指定5)			同意審決(52.11.24) 被申立人は特別抗告したが、最高裁はこれを却下(50.7.17)

出典：公正取引委員会『独占禁止政策五十年史』下巻385頁(平成9年、公正取引協会)

US FTC Decision and Order In the Matter of WACOAL AMERICA, INC.
Nov. 6, 2014, Docket No. C-4496

EXHIBIT 2 -- REFUND APPLICATION

[sent to consumers who request a claim form]

I bought the following Wacoal iPant product(s) since January 1, 2011.

- Cupless Camisole (Style No. 802171)
- Legging (Style No. 804171)
- Mid-Thigh Shaper (Style No. 804271)
- Hi-Waist Long Leg Shaper (Style No. 805171)
- Brief (Style No. 808171)
- Long Leg Shaper (Style No. 809171)

(If you bought more than one, please say how many.)

If I'm eligible to get money back as part of the FTC's lawsuit against Wacoal, send my refund to:

NAME: _____

ADDRESS: _____

CITY AND STATE: _____

ZIP CODE: _____

- * Mail this form to [address] by [date certain -- sixty (60) days after the last online notice or publication of the *USA Today* notice].
- * You don't need your receipt and you don't have to send the product(s) back.
- * For more information, visit [URL] or call [toll-free number].

第5 調査先での聴取調査内容

1 DOJ (司法省)

報告書

江野 栄 (秋田弁護士会)

訪問先	司法省 (United States Department of Justice) ①刑事局詐欺課 (Fraudsection, Criminal Division) 証券金融詐欺ユニット (Securities and Financial Fraud Unit) ②刑事局資産没収・マネーロンダリング課 (Asset Forfeiture & Money Laundering section, Criminal Division)
訪問日時	①2014年9月8日午前9時20分～10時20分 ②同日午前10時30分～正午
応対者	①Mr. Brent Wible, Assistant Chief ②Ms. Jennifer Wallis, Trial Attorney

第1 DOJについて

司法省である。今回の調査対象となる違法収益の吐き出しの関係では、次のような制度に関与している。

1 刑事手続

(1) 刑事没収 (Forfeiture)

被告人に対する有罪判決の一部として（いわゆる付加刑として）、犯罪収益、犯罪組成物件、犯罪供用物件、代替物件の剥奪を命じるもの。

(2) 被害の原状回復 (Restitution)

被告人に対する有罪判決の一部として（いわゆる付加刑として）、被害者への原状回復を命じるもの。

2 非刑事手続

(1) 民事没収 (Civil Forfeiture)

被告人に対する有罪判決を前提とせずに、犯罪収益や犯罪に使用された資産を没収する司法的手続である。その前段階として行政没収(Administrative Forfeiture)があるが、本報告書では触れない。

(2) 被害者への分配手続

Permission for Remission という行政手続により司法省が没収した資産を被害者へ分配する。

第2 調査の目的と質問事項

1 調査の主な目的

今回の調査では、実際にどのように資産を発見し、凍結、管理し、換価しているのか、その具体的手続について、実務的観点からの調査を主目的とし、これに関連して、アメリカで実施されている諸制度の関係などについても把握するものとした。

2 質問事項

- (1) 事件数、終局までの平均期間、判決と和解の割合
- (2) 人員と予算
- (3) 事件はどのように発見し、受理されるか。
- (4) 資産を凍結しディゴージメントをする方法（裁判所の命令又は行政的手法）
- (5) 実際に資産の所在を特定し、発見する方法
- (6) いつ、どのような場合に和解を選択するのか。
- (7) 被害者に分配をするかしないかはどのように決定するのか。
- (8) どのように被害者に分配しているのか。
- (9) いつレシーバーあるいは管財人などを選任するのか。
- (10) DOJ が分配の基準を決定する手続に被害者が関与することはできるのか。
- (11) 被害者が分配に届出をする方法。
- (12) レシーバーあるいは管財人などはどのように報酬を受けるのか。誰が決め るのか。
- (13) DOJ は凍結した資産から費用を賄うことができるのか。

第3 調査結果

詐欺課の Wible 氏から主にマスマーケティング詐欺・投資詐欺の訴追の実情、刑事没収（Forfeiture）と被害の原状回復（Restitution）について伺い、資産没収・マネーロンダリング課の Wallis 氏から主に民事没収（Civil Forfeiture）について伺った。

1 マスマーケティング詐欺・投資詐欺の訴追

- (1) マスマーケティング詐欺（Mass-Marketing Fraud）とは
電話、インターネット及び電子メールなど不特定多数向けの通信技術を用いて、被害者を勧誘し、又は、被害者との取引を行なうタイプの詐欺をいう。

(2) 代表例

① 事前手数料詐欺 (Advance –Fee Schemes)

遺産相続 (Inheritance) や賞金 (Prize) に当選しました、受け取るために事前に手数料を払わなければならないと申し向ける手口の詐欺

- ・オークション詐欺 (Auction and retail schemes)

高価な商品の購入を勧誘して代金を支払わせるが、商品を送らない手口の詐欺

- ・内職商法詐欺 (Work-at-home schemes)

自宅でビジネスをするための商材の購入を勧誘して代金を支払わせるが、商材を送らない手口の詐欺

- ・債務整理詐欺 (credit-card interest reduction schemes)

クレジットカードの利息を下げると約束して手数料を払わせる手口の詐欺 (利息は下がらない。)

- ・遺産詐欺 (Inheritance schemes)

相続人がいない被相続人の遺産を受け取るために必要な手続の手数料を支払わせる手口の詐欺

- ・当選商法 (Lottery/sweepstakes schemes)

宝くじが当たったといって、賞金を受け取るために手数料を払わせる手口の詐欺。

- ・ネットショッピング詐欺 (Online sales schemes)

インターネットショッピングで商品を販売した売主に対し、商品代金の決済方法として、代金額よりも高い額面の小切手を送った後、差額の返金をするよう求め返金をさせる手口の詐欺 (売主が受け取った小切手は不渡りとなる。)

② 口座詐欺 (Bank and financial account schemes)

インターネットで、口座名義人を騙して銀行口座情報を入力させ、自由にその銀行口座にアクセスして金を引き出すもの。詐欺となりすましの両方を含む。

③ 相場操縦型 (Investment opportunities/ Pump-and-dump schemes)

小規模な会社の株価を吊り上げる (風説の流布などによる)。

2 刑事没収 (Forfeiture) と被害の原状回復 (Restitution)

(1) 目的

- ・ 没収 (Forfeiture) は、被告人から犯罪収益を吐き出させ (Disgorge) , 犯罪を割に合わないようにすることで、再犯を防止することを目指している。

- ・ 被害の原状回復（Restitution）は、被害者に補償をして、原状の回復を目指している。
- ・ 米国では、マスマーケティング詐欺・投資詐欺の事案を刑事訴追した場合、没収（Forfeiture）と被害の原状回復（Restitution）の両方を求刑するのが普通である。
- ・ 連邦地方裁判所は、被害者の損失と被告人の利益が同額であっても、被告人に対し、没収（Forfeiture）と被害の原状回復（Restitution）の両方を命ずることができる。その場合、被告人は、2倍払うことになる。もっとも、被告人が、2倍払わされるのはフェアではないとして、司法省に申し立てて1回だけ支払うこともある。

(2) 没収できる財産

- ・ 詐欺事件では、犯罪収益（Proceeds of the Crime）と犯罪収益から追跡可能な財産（Property Traceable to Proceeds）を没収することができる（18USC 981(a)(1)(C), 21USC 853）。
- 例えば、現金とこれによって買った家、車である。
- ・ 電話のテレマーケティング詐欺事件では、例えば、犯罪に供したものとして、コールセンターのビルを持っていたらビルを没収できる（18USC 982(8)）。
- ・ 犯罪収益の所在がわからなかったり、なくなったりしているような場合は、被告人が所有する代替物件（Substitute Property）を没収できる。

(3) 没収を保全するための資産凍結（Freezing Assets）

- ・ 没収を奏功させるためには最初に資産凍結することが大事である。
- ・ 資産凍結の方法としては、刑事差止命令（Criminal Restraining Order, 21USC 853(e)) と刑事差押令状（Criminal Seizure Warrant, 21USC 853(f)）がある。
- ・ 犯罪収益（Proceeds of the Crime），と犯罪収益から追跡可能な財産（Property Traceable to Proceeds）は差止めの対象となるが、それ以外の代替物件（Substitute Property）は差止めできない。最終的に没収はできるかもしれないが、途中では差止めすることができない。
- ・ 差止めや差押えを被疑者に知らせずにに行うには、裁判所に対し、証拠により、有罪判決の際に没収対象となる蓋然性があることを示す。
- ・ 起訴前（before charges are filed）でもできる。

(4) 被害の原状回復（Restitution）の基礎的知識

- ・ 詐欺事件では、被害回復強制法（Mandatory Victims Restitution Act

18USC3663A)により、裁判所は、被告人に対し、被害者に対する被害の完全な原状回復を命じなければならない。

- ・ 被害者とは、犯罪行為によって直接に被害を受けた人をいう。
- ・ 複数の被告人がいるとき、全員に全額の支払を命じることもできるし、被告人の責任に応じて金額又は割合を設定して支払を命じることもできる。
- ・ 被害者が他の者から被害回復を受けた場合（例えば、保険金の支払など）、裁判所は、被告人に対し、他の者に対して支払うことを命じなければならない。

(5) 原状回復 (Restitution) を保全するための資産凍結

あまり例がない。

(6) 国際捜査 (Cross-Border Investigations)

- ・ マスマーケティング詐欺の事案において没収や原状回復を獲得する上で困難な課題は、多くの被疑者、犯罪収益、被害者の資産が海外に所在することである。
- ・ 海外の法執行機関との協力がしばしば必要になる。

(7) その他

- ・ 5～6人の被害者から事情聴取し、裁判所へは1,000人に対する詐欺で処罰を求める。被害者全員が原状回復 (Restitution) の対象となる。起訴状に被害者の名前はない。判決 (Sentencing) も被害者の名前がないことが多い。
- ・ 有罪・無罪の判断は、合理的な疑いを超えて (Beyond Reasonable Doubt) と立証程度が高いが、被害金額は、証拠の優越 (Preponderance of Evidence) で足りる。
- ・ 刑事没収 (Forfeiture) と被害の原状回復 (Restitution) は量刑審で判断する。資産は保全する。
- ・ 被害の原状回復命令 (Restitution Order) には、被害者の氏名を全部書く必要がある（表が添付される）。
- ・ 判決 (Sentencing) のときは被害者が誰かわかつていないこともあるが、それでも被告人から全部収益を吐き出させ、公告して、被害者が明らかになったら、その都度、被害回復命令 (Restitution Order) を求める。

3 民事没収 (Civil Forfeiture)

有罪判決を前提としない没収のことをいう。

(1) 当事者

政府が原告となり、（汚い）財産が被告となる。したがって、事件の表示

は、「合衆国政府 対 バンクオブアメリカにある 100 万ドル」とか「合衆国政府 対 テキサスの牧場の 50 頭の馬」になる。

(2) 理論的説明

没収することができる理論的説明として、かつては、「犯罪収益それ自体が罪を犯したから」というフィクションで説明していたが、今はそうではなく、「人々がこれを使って犯罪をした、あるいは、犯罪によって得られた収益だから」と説明されている。

(3) 手続の流れ

- ・ まず、司法省の検察官は、物について、連邦地裁から、差押命令 (Warrant) を得て、物を確保する。
- ・ その後は、民事訴訟と類似しており、連邦地裁に訴訟提起する。対物訴権 (In rem) であり、訴状は、被告となる物に送達する。具体的には、財産の管理者に送達する。預金であれば、銀行に送達する。
- ・ 訴訟提起された旨を利害関係人へ告知する。利害関係人としては、預金名義人、不動産の所有者、賃借人が該当する。自動車の車中に現金が見つかったというような場合は、運転者や所有者に通知される。Forfeiture.gov (ウェブサイト) にも 30 日間掲載して公告する。
- ・ 誰も期間内に異議を申し立てない場合は、欠席判決 (default judgment) となり、合衆国政府に物が帰属する
- ・ 誰かが異議を述べる (答弁をする) と訴訟が開始する。
- ・ ディスカバリー、トライアル前の申立て (motion) が開始する。
- ・ ディスカバリー後に見通しを持てるので、和解するか、陪審審理に進むかを決める。
- ・ 和解した場合は、和解に基づく裁判所の没収命令がなされる。和解は、費用の節約になる。審理 (Trial) の見通しはわからないというリスクがある。費用やマンパワーを考慮して和解が適切かどうかを検討している。但し、重大な犯罪については、審理 (Trial) にする。
- ・ 和解せず、審理 (Trial) に進んだ場合は、没収は、証拠の優越 (Preponderance of Evidence) で判断される (刑事事件よりも証明度が低い。特定の犯罪を立証する必要もない。)。
- ・ もし勝訴すれば、没収命令がなされ、物の権原が合衆国政府に移転する。もし敗訴した場合は、物を相手方に戻し、さらに、相手方の弁護士費用も負担する (敗訴者負担)。

(4) 資産没収基金 (Assets Forfeiture Fund)

司法省には、資産没収基金（Assets Forfeiture Fund）があり、あらゆる犯罪収益がここに入る。この中から、司法省が海外調査をするときの費用、検察官の費用、デポジション（陳述録取）の費用などを支出する。

(5) 実例

台湾の前総統陳水扁－これは汚職のケースだが、手続は、詐欺の場合も同じである。

台湾の会社が600万ドルをビジネス上の便宜の対価として陳夫人に渡した。600万ドルの現金は果物の箱に入れられて渡された。その後、夫人から、姉妹に台湾銀行の貸金庫を手配するように指示し、現金は、総統官邸から貸金庫へ移動した。夫人は、貸金庫に現金があるのを心配し、会社の支配人宅の地下室へ置いておくことにした。ところが、それでは利息がつかないので、銀行に預けることにした。支配人は、台湾から香港に資金を送ればマネーロンダリングの疑いがかかるので夫人名で香港銀行に口座を開設し、その口座に支配人が自分の金から送り、香港の口座にお金が入った。この段階で、サービス会社により、セントキートニーバスに2つの信託とアバロとブラー博という名の2つのダミー会社が設立された。そして、両社の名前でイスの銀行に口座が開設された。両社の株主は、2つの信託であり、その受益者は、夫人の義理の娘とされた。香港銀行の口座からイスの銀行の口座に送金がなされ、ブラー博から、米国のマイアミの弁護士の預かり口座に送金され、現金が引き出されて、マンハッタンのコンドミニアム、バージニアの一戸建てを購入した。

資金は、総統の果物箱→支配人宅の地下室→香港の銀行口座→イスの銀行口座→マイアミの弁護士の預かり口座→不動産に変わり、その流れを追うことができる。

この過程で、家族の名前は出てこない。

2009年に汚職とマネーロンダリング罪で陳と陳夫人が台湾で刑事訴追された。

これがどうして米国の没収に関連するのかであるが、2つの管轄区域で民事没収の申立てをした。先方は、それぞれ弁護士を立てて争った。2012年に和解に基づく没収命令がなされ、2つの不動産は、合衆国政府に帰属した。海外の汚職のときには、被害者である外国政府に返す方針なので、DOJは、不動産を換価して、費用（DOJの弁護士費用を含む）を差し引いて、台湾政府に返却する予定である。

という流れである。資金がなく、一部だけ返還のこともある。手続には時

間がかかる。

4 民事没収と刑事没収

- (1) ①犯罪収益を吐き出させ (Disgorge) , 犯罪を割に合わないようにすることで, 再犯を防止すること, ②被害回復をすることという目的は同じである。両方の手続が並行することもある。
- (2) 被告人が死亡していたり, 外国にいたりするような場合, 有罪判決を得ることができず, 刑事没収できない。そのような場合は, 民事没収をする。
- (3) 刑事没収よりも民事没収の方が立証の程度が低い。合理的な疑いを超えて (Beyond Reasonable Doubt) と証拠の優越 (Preponderance of Evidence) の差があるほか, 特定の犯罪の立証を要するかどうかの差もある。しかし, 民事没収は, ディスカバリーの範囲が大変広く, 被告人側もディスカバリーにより有利な証拠入手することがあり好ましくない。

そのため, 民事没収の手続を停止し, 刑事事件が終わってから民事没収の手続進めるようにしている。刑事没収の命令を得れば, 民事没収の手続は取り下げる。

5 被害者への分配

- ・ 没収 (Forfeiture) の後に Permission for Remission という行政手続によって被害分配を行なう。没収により, 物の所有権は合衆国政府に移転するが, その後, すぐに被害者に通知, インターネット上に公告し, 詐欺の被害者である証拠があれば, DOJ のユニットが返還する。レシーバーなどは関与しない。
- ・ 没収命令→公告→被害者の申告→要件満たせば返還という流れである。
- ・ 外国の被害者でも分配する。
- ・ 被害者が期間内に申告する必要である。期間を経過すると資金がなくなってしまう。
- ・ 被害者の権利については, Justice for All Act of 2004 という制定法で規定されている（報告者注 18USC3771(7)には, 被害者は, 法の規定に基づき, 完全で時宜にかなった被害回復を受ける権利があると規定されている。）。

2 FTC (連邦取引委員会)

報告書

桑原義浩（福岡県弁護士会）

訪問先	FTC (United States Federal Trade Commission) 1111 Superior Avenue Suite 200 Cleveland, OH 44114
訪問日時	2014年9月9日午前10時～正午
応対者	Counsel Hui Ling Goh Attorney Sara C. DePaul

第1 FTCについて

1 FTCが行う民事的救済手続

FTC (Federal Trade Commission, 連邦取引委員会) は、我が国の公正取引委員会と消費者庁の両方に相当する業務を所管する独立行政委員会である。

FTCは、事業者が FTC 法第5条に違反する不公正で欺瞞的な行為又は慣行 (unfair or deceptive acts or practices, UDAP) に及んだ場合、同法第13条(b)に基づき裁判所に差止命令を申し立て、その際に併せて、過去の違法行為の救済のため、事業者に対し、衡平法 (equity) に基づく、契約の取消 (rescission)、被害者の被害回復¹⁴ (restitution)、違法収益の吐き出し (disgorgement) を、事案の性質に応じて求めることができる。

資産の散逸を防ぐ必要がある場合には、裁判所に TRO を申し立て、債務者審尋をせずに (ex parte)、資産の凍結とこれを保全するレシーバーの選任の決定してもらう（ただし、決定の効力がある期間が限られている。）。

レシーバーは、多くの場合、弁護士や公認会計士が選任され、裁判所に対して誠実義務を負う。直ちに銀行口座等を凍結するほか、日本の破産手続での保全管理命令に基づく保全管理人のように事業者（日本の保全管理人とは異なり、個人についてもレシーバーを選任することができる。）の営業拠点に乗り込んで帳簿やコンピュータのデータを押さえ、財務分析をし、詐欺などの違反行為があるかどうかを14日以内に裁判所に報告する。裁判所は、当事者双方の審

¹⁴ 原状回復 (restitution) とは、インjunction (injunction) に付随して、違反行為の被害者に対し、違反行為がなかったものとすればおかれていたであろう地位を回復することを、裁判所に請求するもの。欺瞞的広告の事案では、被害者の特定が必ずしも容易ではないため、原状回復は現実的な手段ではない。そのため、ディスゴージメントで、不当に得た利益を吐き出させることになる。

尋を経てから、本案前の PI（差し止め）を発令するかどうかを判断する。その後は判決や和解に基づき被害回復が行なわれる。

FTC では統計を取り始めて以来、合計約 2 億 9 7 0 0 万ドルの被害救済をした実績があるという。FTC 以外にも、証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission : SEC），商品先物取引委員会（U.S. Commodity Futures Trading Commission : CFTC）及び消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau : CFPB），各州の司法長官（Attorney General）なども同様の活動をしている。

2 民事制裁金（civil money penalty）

以上の他に、UDAP を具体化するために、FTC は、制裁金を賦課することを裁判所に請求することができる。ここで支払われた民事制裁金は、国庫に帰属する。

3 吐き出させた利益の分配

FTC が、UDAP 規定違反に対するインジャンクションなどによって吐き出させた利益は、保管口座（Custodial account）へ入り、可能な限り、被害者に分配する手続がとられる。残額が生じた場合や被害者がいない場合、分配が困難な場合には、国庫に帰属させたり、又は消費者教育に関する費用に充てられたりする。

4 SEC との対比

SEC には、連邦証券規制違反行為があった場合、制裁金を賦課することを裁判所に請求する制度がある。

ディスゴージメント fund があれば、民事制裁金を組み込むことが可能（SOX 法第 308 条 fair fund 規定）である。SEC 又は裁判所が指名した財産管理人の分配計画により分配が行われる。

第 2 調査内容

1 調査の主な目的

今回の調査では、実際にどのように資産を発見し、凍結、管理し、換価しているのか、その具体的手続について、実務的観点からの調査を主目的とし、これに関連して、アメリカで実施されている諸制度の関係などについても把握するものとした。

2 質問事項

あらかじめ質問事項を準備し、送付した。その内容は次のとおりである。

- (1) FTC は、FTC 法に違反して消費者被害を生じさせた事業者に対し資産の凍

結を命じることができず、必要な場合は、裁判所に対し、資産凍結等のインジャնクションを申し立てると理解していますが、宜しいでしょうか。

- (2) FTC が資産凍結等のインジャնクションを申し立てるのはどのような場合ですか。
- (3) インジャնクション申立ての証拠や事業者の資産を探すためにサピーナ (administrative subpoena) と民事調査請求 (civil investigative demand, 以下「CID」という。) はどの程度活用されていますか。他の政府機関が調査収集した資料はどの程度活用されていますか。
- (4) 違反事業者に対して調査していることを知らせないように銀行等に協力を要請して行なう秘密裏の調査 (undercover investigation) は任意に行われるということですが、銀行等からの協力は得られているのでしょうか。この調査中に資産が隠されたようなケースはどれくらいの割合でありますか。
- (5) インジャնクションの申立前の調査の期間はどのくらいを要していますか。
- (6) 裁判所が発令した資産凍結のインジャնクションの命令の執行は、具体的には誰がどのように行っているのでしょうか。
- (7) 裁判所が選任したレシーバーはどのような職業の人がなっていますか。また、どのような職務をしているのでしょうか。
- (8) FTC とレシーバーは、インジャնクションの命令の執行の際にどのように協力をしているのでしょうか。
- (9) インジャնクションの命令の執行の際に事業者の所在地に行くことはありますか。その際に収集した資料や情報などはその後どのように活用していますか。
- (10) インジャնクションの命令の執行に当たり、銀行預金や不動産、動産によって手続に違いはありますか。多数の資産を効率的に凍結するような工夫はありますか。
- (11) 事業者の不動産は誰がどのようにして調査して探していますか。凍結はどうに行いますか。
- (12) 自動車などの動産は誰がどのようにして調査して探していますか。凍結はどうに行いますか。凍結後の動産の保管、管理などはどうやっていけるのでしょうか。弁護士等外部に委託することは行われているのでしょうか。
- (13) 事業者の資産が海外にあるような場合には、誰がどのような手続で資産凍結を行っているのでしょうか。凍結後の資産の管理等はどうにされているのでしょうか。
- (14) 実際のところ、事業者の資産をどの程度まで把握して凍結できていると思

われるでしょうか。

- (15) 資産凍結のインジャնクションの手続を行うための FTC の予算や人員体制はどうなっていますか。全米各地に専門部署は設置されていますか。
- (16) FTC が事業者の資産を凍結する手続上、問題点や改善が必要と思われる点はございますか。
- (17) 被害者への分配はレシーバーが行うのでしょうか。FTC が自分で行うこともありますか。
- (18) レシーバーは裁判所が選任すると聞いていますが、その人選に FTC は関与していますか。
- (19) FTC が調査収集した資料、レシーバーが調査収集した資料の情報交換はなされていますか。
- (20) FTC は裁判所が選任したレシーバーに対しどのような役割を期待していますか。
- (21) レシーバーの費用、報酬は誰がどのように決めますか。誰が負担して、幾らぐらいが支払われていますか。

3 調査結果

(1) 事件の調査

1人の弁護士職員と1人の調査官（FTCの常勤職員、弁護士職員が充てられることがある。）が、調査を担当する。まず、違法行為が行われているか確認する必要があり、消費者から聞き取りをするほか、消費者のふりをして架電しセールストークを録音することもある。ただし、盗聴は認められていない。民間の調査会社を利用するようなことはない。

財産については、相手方事業者には知られない形で、銀行等から取引の履歴を取得する。CID、サピーナなどの調査手段もあるが、たいてい任意で調査に応じてもらえる。各種のデータベースを活用し検索することもある。

これらの調査により立件が可能か、財産を保全（assets freeze）する必要があるか判断する。調査にどの程度の時間を使っているかは、いつ調査を開始したかを対外的に明らかにしてないので、明らかにできない。

(2) 申立て

調査の結果、委員会として立件することを決めた場合、インジャնクションの申立てを行うが、判決を得るまで違法行為を放置することはできないから、PIを求めるが、資産凍結をする必要があるなど更に緊急を要するケースでは、TROを求める。

TROは事業者を審尋せずに発令することができる。TROでは違法行為の停

止のほか、資産の凍結や receiver の選任がされることがある。

相手方事業者の行っている事業全体が違法と考えられる場合もあるが、事業のうち一部が違法と考えられることもある。どのような範囲で行為の停止を求めるか、どのような資産の凍結を求めるかは、FTC が判断する。

(3) 資産の凍結

TRO における資産の凍結は相手方事業者に処分を禁じるだけでなく、財産の管理をしている第三者に対しても処分を禁じるものである。財産が特定されて TRO に記載されるわけではない。

TRO は、相手方事業者に通知しなければ効力がなく、第三者も通知された者にしか効果が及ばない。相手方に先に通知をすると財産を隠匿されるおそれがあり、逆に第三者に先に通知をしても相手方に悟られるということもあり得るので、相手方事業者と第三者に通常は同時に通知する。

通知の方法は、TRO において裁判官が指定するが、一般的には、FAX、郵送、電子メール、職員が持参する、外部業者に配達させるなど様々な方法が可能である。レシーバーが選任されるのであれば、レシーバーが行う。いずれにせよ、現実に到達 (actual notice) していないと後に contempt の制裁ができないので、現実に到達するように通知する。

海外で資産を管理している第三者についても、観念的には命令が及んでいるが、外国にいる第三者について、米国の裁判所が contempt の制裁をするのが現実的でないので、効果が限定的である。当該外国にある者の子会社等が米国にある場合に contempt の制裁ができるかは、争いがあり明確でない。

資産を凍結しても、売却や担保を設定することが禁止されるだけなので、車を凍結されたとしても運転することはできるし、家屋を凍結されても住み続けることができる。そのため、動産類は所在不明にならないように常に監視しておく必要がある。

(4) その後の手続

ディスカバリーで相手方事業者から、帳簿書類等の開示を受ける。また、出ポジションをして種々の情報を集める。TRO において、ディスカバリーの前倒しが命じられることがある。レシーバーが選任された場合には、レシーバーが相手方事業者の資産、負債や事業内容を裁判所に報告するので、その報告下に裁判所は、その後どうするか判断する。最終的な判断を得るまでに和解をすることがある。申立てをしてから事件が終了するまでは和解をしなければ 1 年くらいを要する。

(5) 分配

ディスゴージメントで得た財産を被害者に分配する場合に、当該被害者の損害が他の手段で填補されている場合には分配しない。当該被害者が判決を得ている場合はどうするかは問題があるものの、現実に填補されていないのであれば分配を受けられる可能性はある。

(6) 取扱事件数

2013会計年度においては、72件の新件を取り扱い、過去から継続のものを入れて、100件のパーマネントオーダー (disgorge や restitution) と 198 件の PI を得た。

命令が出た後に回収は別の部署で行うので、結局いくら回収したかは、当部門では把握していない。著名事件ではプレスリリースをしており、そこに回収額が公表される。

(7) 体制

ワシントン DC のオフィスにおいても様々な課から事件の調査担当が選任され、地方事務所と協力して業務を行っているので、一概に人数を述べられない。

(8) レシーバー

制度上は弁護士である必要はないが、通常は弁護士が選任される。レシーバーたる弁護士が他の弁護士を代理人として依頼することが普通である。FTC がレシーバーの選任を求める際に、候補を推薦するが、裁判所はそれに拘束されるものではないし、実際に異なる者を選任することもある。

事業の大半が違法というような場合は、レシーバーを選任して管理する必要があるが、事業の大半は適法だが、一部違法な行為がありそれについて停止を求める場合には、事業者が自ら命令を履行することが期待できるから、レシーバーの選任までは求めない。

申立てと同時に和解することがあり、そのよう場合にはレシーバーが選任されることがない。リーボックの場合は即日和解した。

レシーバーは裁判所が選任し、その選任命令において権限が規定されている。一般的には資産と債務の現状の調査と事業内容の調査（違法行為が行われているか）をすることになる。レシーバーは裁判所に報告をし、その報告をもとに裁判所は、その後どうするか判断する。

FTC はレシーバーとは協力はするが、レシーバーは裁判所に選任されており FTC の代理人ではなく中立な第三者であるから、レシーバーの行う種々の申立てについて、FTC が賛成することもあれば、反対することもある。

レシーバーが選任されている場合は、レシーバーが種々の調査を行うが、

FTC としても裁判所の了解を得て、帳簿等の開示を受けて検討することができる。レシーバーの費用は裁判所が定め、レシーバーの管理している財産から報酬を受けることになる。FTC は、実際にかかった諸費用についても受け取ることはなく、全て税金で賄っている。

(9) 他の手続との関係

相手方事業者が破産をした場合でも、裁判所の許可を受けてディスゴージメントの手続を進めことがある。その結果、ディスゴージメントが認められても、優先権はない。レシーバーが任命されると相手方事業者自身が破産を申し立てることはできない。レシーバーが任命されているケースで破産になったケースを聞いたことがない。

DOJ が刑事事件として立件し、刑事没収やレストイテューションがされている場合に、FTC がディスゴージメントをすることができるかは、問題になった実例を聞いたことがないので私見になるが、二重に取れるのは公平性を欠くように思われる所以、ディスゴージメントがエクイティ上の救済であることから認められないのではないか。なお、FTC は事件を立件する際には、他の機関が何らかの手続をとっていないかは調査している。

DOJ の民事没収との関係は（問題意識が明確に伝えられなかつたため）明確な回答が得られなかつた。

4 米国ワコールをめぐる件について

訪米調査からの帰国後、2014年11月18日（火）午後4時から、日弁連会館において、FTC の Michael Panzera 氏にお話を伺う機会を得た。そこで、近時 FTC が関与して和解が成立している米国ワコールに関連した状況を調査した。

なお、この際に聴取できたこととして、FTC が和解をする場合、このような案で和解をしていいかどうか、消費者の意見を聞く期間が設けられる。パブリックコメントといわれるが、日本でいうそれとは異なる意味合いである。FTC は、必ずしもすべての消費者の代理人として活動しているという組織ではない。そのため、意見聴取の期間が設けられる。本件でもそれを経て、和解が成立したということであった。

当日の Panzera 氏の説明は、訪米調査時の調査内容とも重複するところがあるが概要、次のようなものであった。

- (1) 米国ワコールについては（報告者注 聽取当時）裁判所の正式な決定としては確定していない。
- (2) FTC は、不正行為に関する問題について、リーマンに関する問題も、訴訟

も、一般的な権限を持っている。被害回復、違法行為の抑止には、仮差止め、永続的な差止め、裁判所の差止め、行政の中止命令などがあるが、資産凍結に興味があるので、そちらを説明したい。

(3) TRO は、債務者審尋をしなくても発令が可能だが、その効力は 10 日間しかない。PI では、相手方の意見を聞く審問は必要だが、本案が終わるまで効力を有する。

FTC が金銭的な回復を求める場合には、裁判所に資産凍結を求める。留意してもらいたいのは、資産の管理権限を取得するわけではないということである。その効力は財産の散逸を予防するためのものである。

資産凍結命令の発令を求めるために 2 つのことを証明する。勝訴する蓋然性、被害回復というのが本件の解決にとってふさわしい救済方法であるということである。FTC は、凍結された資産が直接的に違法な行為によって得られたものであることまでを示す必要はない。

つまり、資産凍結命令の目的というのは、将来的に金銭給付を目的とする債務名義が得られたときに、執行されるべき財産を特定することである。資産凍結命令は、法人に対しても個人に対しても発令することが出来る。

(4) FTC の手続について、最初は、CID といって、正式な照会書、サピーナのような審問状のようなものを送達すべき金融機関のリストを作成する。第二に、被告の借り入れの履歴を把握する。このことで不動産のローンなどがわかることで新たな資産が判明することがある。

金融機関には、正式に命令が発令される少し前に TRO の内容を書いた書類を送っておく。乗り込んでいく前に金融機関の方が準備できるようにするためである。

TRO の後には直接現地に乗り込んで法人の権限を承継して、コントロールすることもある。レシーバーと協力して、会計に関する書類や活動に関する書類の一切合切を押さえる。金融機関からの履歴等を承継し、資産凍結命令が実行されているかを確認する。アメリカはコモンローなので、前倒しのディスカバリーで出させることもできる。

重要なのは全財産を凍結するということではないということである。被害金額の概算、利息などを出した上でそれに満つるまでの財産を押さえる。かつては第三者が保有するときに命令に応じないことはあったが、連邦裁判所で争い、第三者が保有する者でも対物管轄を及ぼして凍結することができるとの裁判例が出ている。個人によってはそれでは企業活動ができないと言われることはあるので、合理的な費用や弁護士費用など修正して支出できるよ

うに対応することもある。

(5) 終局的な処分というものもある。和解による合意、欠席判決、争った上で最終的に裁判官が下す判断である。

合意については、裁判官に承認してもらって、債務名義とする必要がある。被告が違反すれば強制執行が可能になる。

行政の差止め命令は、本案前の差止めと似ているが、金銭的な救済を目的とすることはできない。金銭的な救済を目的とする場合には裁判所に申立てをしなければならない。

(6) 金銭的な救済について。回収した金員を被害者に配分するのかについて説明する。

裁判所の命令という形で金銭給付があるが、FTC が出した命令に違反する制裁として金銭の支払いを命じることもある (civil penalties)。これは立法上の根拠がある。

衡平法上の救済については、消費者への配分をするためには裁判所の決定が必要である。

違法収益の吐き出しの対象が法人である場合には、FTC は違法行為がされたことと消費者が被った損害について証明しなければならない。個人の被告の場合には、主張立証のハードルがより高いものになる。個々が具体的に違法行為に関与したか、その企業の活動についてコントロールする立場にあつたかを主張立証しなければならない。その従業員が、違法行為が行われていることにつき認識し、認識し得るべき状況であったことも主張立証しなければならない。ここでは、擬制的認識といって、君のような立場からは当然知っていたと擬制することもある。

被告の抗弁を制限するものとして、意図的な盲目、違法行為を示すような兆候があった場合にあえて事実関係を追及しなかった場合には抗弁にすることはできないというものがある。

(7) 消費者に対する救済として3通りの衡平法上の方法がある。契約の取消、被害回復、ディスゴージメントである。2013年には300万ドル分の消費者に対する分配が行われた。

レスティテューションは被告に対して原状回復を命じるもの、そこでの命題は消費者が被った損害は何なのかということになる。ディスゴージメントは違法な収益を吐き出させるもの。ここでは不法に得た収益は何なのかということになる。

統計を取り始めてからだが、消費者の分配資金総計は2億9700万ドルに

なる。

- (8) 金銭的な回復が得られたからといって常に分配されるわけではない。分配されるのが数ドルだと現実的ではない。そのような場合、国庫に入れてしまうか、被告に基金を作らせて被害者に対する消費者教育や告知をさせることなどに使われる。
- (9) 米国ワコールのケースについて、この裁判については和解の合意はできているが裁判所で承認されていない状況である。130万ドルくらいを吐き出すものになっている。当事者が合意しているのに裁判官が承認しないということはあまりない。

これは、下着の中にカフェインが含まれているので着ることで痩せることができるといわれていた事例であった。和解の内容は、まず10日以内に電子的振替方法によって130万ドルを送金しなければならないということである。これに対して遅延損害金もつく。吐き出させたお金については分配に関する経費に使うこともできる。米国ワコールは、今回の和解の前提となる事実関係を争わず、請求権を一切放棄し、万が一、破産することになったとしても事実関係を争わないことも誓約した。

このお金は消費者被害回復プログラムに使われている。事案によっては、被告に対して広告費用を負担させた上で、被害回復できることを消費者に知らせることもできる。それから、事案によっては、オンラインでの購入などであれば小売店と違って会社自体が把握しているので、Eメールで通知することなどを命じることができる。被告会社がこういったことをやるとしても、FTCが時期や内容の決定権限を持っている。

分配は早い者勝ちではなく、対象者が確定された後に分配される。当然だが、被害者の請求の届出には期限がある、そうしないときりがない。分配手続の進行状況については会社側にも知らされるが、請求の届出について、会社側は争うことは許されていない。全ての消費者がエビデンスを保有しているとはいえないから、正当な権利を持つ被害者が泣くことがないようにしている。

- (10) 損害額の立証責任について説明する。FTCは、大体の被った金額を主張立証するが、当該宣伝から被った損害であることまでを示す必要まではない。真偽不明のリスクは被告が負う。きちんと帳簿をつけていなかったり証拠を隠滅したりしていることがあるからである。

一般的な計算式を説明する。まず、全体の売上げのなかからチャージバックや返金を受けた金額を引く。消費者による二重取りを避けるためである。

重要なのは、被告の方は経費の額を引くべきだとしているが裁判所は経費の控除を認めていない。計算された金額には利息が付されることもある。事案によっては、被告の方としては、実際に消費者が受け取った物の価値を差し引くべきだと主張したことあった。FTC はこのような主張は認めていない。欺瞞的な広告がなければ買わせることはなかったので、買わされたこと自体が損害と考え、その価値を控除するということはしていない。限定的なケースではあるが、特別な機能に対して支払われた金額について損害としたこともある。スニーカーの例でいうと、底の形状で足の筋肉が強くなるという商品で、実際に効果はなかったが、同じようなタイプの運動靴と比較して余計に払わされた分だけを損害としたことはある。

以上は FTC の責任で計算するが、計算が終わった段階で被告の方で全体の中から賠償の対象から外されるべき者について主張立証責任が転嫁する。すでに返還を受けたなどである。計算のための材料は、サピーナを金融機関に送ったり、ディスカバリーでとったり、デポジションをとったりしている。和解となった状況では、被告が自発的に会計書類も出してくるし、任意に資産の範囲やどれだけ利益を得たかの限定的な目的のデポジションに応じてくることが多い。

(11) 実際の被害回復をしているかについて、FTC 自身が行うこともある、被害回復管理室のような部局が存在している。被告の会社が大きな会社で今後も企業活動を続けていくことが確実な場合には、会社に任せることもある。FTC が特定の問題を追及していると、民間でクラスアクションがあつて競合することはある。一括した和解をすることもある。これも二重取りを防ぐためである。

FTC は、プレスリリースで消費者に広報することもしている。一覧は Redress Webpage に示している。FTC を語った二次被害が生まれることがあるので、ホームページで分かるように広報している。あまりにひどいような場合には、DOJ にお願いして刑事告訴してもらうこともある。

3 SIPC（証券投資者保護公社）

報告書

平田 元秀（兵庫県弁護士会）

訪問先	SIPC（証券投資者保護公社） SECURITIES INVESTOR PROTECTION CORPORATION 805 15th Street, N.W. Suite 800 Washington, D.C. 20005-2215
訪問日時	2014年9月10日（水）午前10時～正午
応対者	SIPC会長兼最高経営責任者 ステファン・ハーベック（Stephen P. Harbeck）氏

はじめに

SIPC（Securities Investor Protection Corporation, 証券投資者保護公社）は、非営利の会員制法人として1970年に成立したSIPA（Securities Investor Protection Act, 証券投資者保護法）によって創設された。SIPCは、証券取引法上の登録証券会社全てを会員としており（SIPA§78ccc. (a) (2) (A)），会員証券会社が倒産した場合に、顧客を保護する。証券会社の破綻はまれであるが、それが起こる場合には、SIPCは、最大50万ドル（約6000万円）まで、顧客が会員証券会社に保有する有価証券および現金を補償する。ただし、現金については、最大25万ドルまでである。

第1 調査の趣旨及び質問事項

1 調査の趣旨

- (1) 日弁連では、これまでにも、多数の者に詐欺的被害を発生させるような事案について、行政が主体となって、その事業者の違法行為を摘発し、被害者の被害を回復させる方策の検討を行ってきた。

今回の訪米とSIPAの訪問は、その調査研究の一環である。

- (2) 証券会社が倒産した時の顧客に対する補償保護基金としては、日本にも、日本投資者保護基金がある。「第一種金融商品取引業」を行う者（いわゆる証券会社）は、必ず投資者保護基金に加入しなければならず（金融商品取引法第79条の27第1項）。

基金の会員には、顧客資産の分別管理義務があり（金融商品取引法第43条の2），この義務が遵守されていれば、仮に会員が経営破綻に陥った場合

でも、顧客の有価証券・金銭は、顧客に返還することが可能になる。しかし、経営破綻の際に、何らかの理由によりその全てが返還できない場合に、この基金が、顧客の有価証券・金銭について、顧客一人につき最大1000万円まで、金銭により補償を行うことになっている。

基金の現在の資産規模は、約559億円である（2014年3月末現在）¹⁵。

(3) 米国のSIPCによる顧客保護制度と日本の投資家保護基金の制度とを比較すると、日本と異なり米国には、SIPAによる包括的な顧客保護の仕組みが設けられており、とりわけ、この法律の下で、証券会社の経営破綻時に専門の管財人を置くという制度が設けられていることが分かる。¹⁶

そして、SIPCのホームページをみると、SIPCの下でSIPA管財人が活発かつ積極的に活動し、顧客基金の増殖に努めていることが伺える。¹⁷しかし、詳しいことは、日本に十分に紹介されていない。

そこで、次の質問事項を送付し、訪米調査を行った。

¹⁵ 日本投資者保護基金ホームページ「当基金の概要」欄 (<http://jipf.or.jp/gaiyou.html>)

¹⁶ SIPCと日本投資者保護基金の概要を比較すると次のとおりとなる。

	証券投資者保護公社(US) SIPC	日本投資者保護基金 JIPF
根拠法令	証券投資者保護法 Securities Investor Protection Act SIPA	金融商品取引法 Financial Instruments and Exchange Act FIEA
会員	証券取引法の登録証券会社 約4000社	金融商品取引法上の第1種金融商品取引業者(いわゆる証券会社) 276社(平成26年11月30日現在)
分別管理制度	義務付けあり	義務付けあり
補償目的	分別管理制度を担保する目的	分別管理制度を担保する目的
補償対象	有価証券・金銭	有価証券・金銭
補償の上限額 (顧客1人当たり)	50万ドル (金銭については25万ドル)	1000万円
基金の資金規模	基金25億ドル *政府借入枠25億ドル	約559億円(平成26年3月末現在)
保護命令申請権	あり	なし
清算手続規定	あり	なし

¹⁷ SIPCホームページ (<http://www.sipc.org/>)

2 質問事項

1 SIPC の組織について教えてください。

組織図、理事会以下の各部門の名称・役割、職員の数、年間の収支の規模等について教えてください。

また SIPC 基金の資産規模について教えてください。

2 SIPC の会員について

SIPC の会員は、合衆国法典 15 編§ 78 の o 節(b)条の下で登録された全てのブローカー・ディーラーということになっていますが、具体的には一般顧客と取引する証券業者のどの程度をカバーしているのでしょうか。

3 SIPC は会員の倒産によって、顧客の現金・有価証券が毀損する全ての場合に、その倒産手続に関与するのでしょうか。

4 SIPC の会員の顧客は、SIPA の清算手続きの中で、他の一般債権者よりも配当面で優遇されているのでしょうか。

5 SIPA 管財人の業務との関係について

(1) SIPA 管財人と、通常の管財人との違いを教えてください。

(2) 裁判所と、SEC と SIPA と SIPA 管財人との相互の関係や役割分担について教えてください。

(3) SIPA 管財人は、当初 SIPC 基金からの資金で活動し、その後、財政が潤沢になれば、その提供を受けた資金を返すのですか。

(4) SIPA 管財人は、実際には特定の限られた弁護士が選任されるのでしょうか。

(5) SIPA 管財人の仕事を、SIPC 職員が手伝うことはあるのでしょうか。

SIPA 管財人の仕事と SIPC 職員の仕事との関係を教えてください。

(6) SIPA 管財人の配当では、顧客の受けられる分配が 50 万ドルに満たない場合には、SIPC 基金は、その残額を顧客に補償するのでしょうか。

SIPC 基金からの補償金の支払いは、必ず、管財人の最終配当の後になりますか。そうではなく、管財人の配当とは別に行われますか。

その場合、管財人の配当金と基金の補償金との調整は、行われますか。

(7) SIPA による直接支払手続は、具体的にどういう場合に行われるのですか。

6 マドフ事件に関連して

(1) 資産の保全に関する管財人の力について

ウェブサイトを見ると、マドフ事件では、連邦検事が刑事と民事の没収手続により約 40 億ドルを回収したとあります。

SIPA 管財人が把握していない債務者の財産を連邦検事が独自に発見した

ということでしょうか。

サピーナやデポジションの権限を SIPA 管財人は持っているとのことです
が、それは、合衆国破産法の中に規定されているものでしょうか。

- (2) ウェブサイトを拝見すると、連邦検事は、管財人の調査で収集した情報を
使用することができた、とありますが、何か特別の相互協力を規定した法
律・規則があるのでしょうか。
- (3) 没収基金による配当は、誰の手で、どのような情報をもとに行われるの
でしょうか。その場合、SIPA 管財人と情報交換は行われるのでしょうか。
- (4) ウェブサイトでは、「This was an impressive example of two different
entities collaborating and acting in the public interest to benefit the
victims.」と記載されています。同じような行政と管財人との協働は、破綻
した会員に対する SEC のディスゴージメント手続においても行われること
があり得ると考えますが、そのような実例はありませんか。

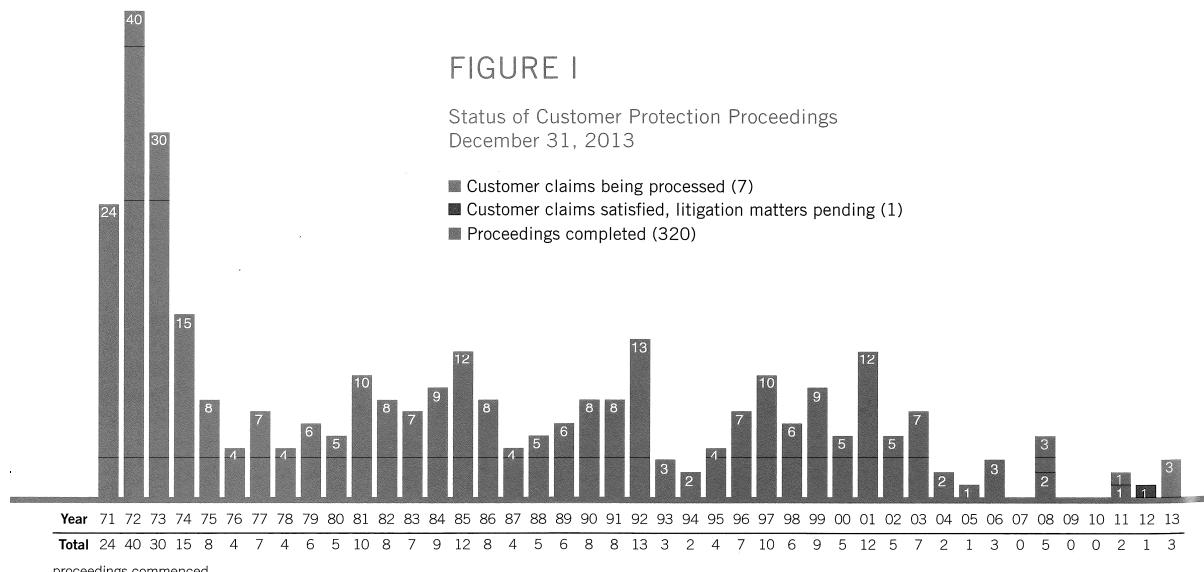
第2 SIPC の活動の概説

質問事項に見られる調査団の調査の趣旨を受けて、SIPC の理事長ハーベック
氏から、まず、SIPC の活動の概要説明が行われた。その要旨は次のとおりであ
る。

1 SIPC の保護（補償）の対象と範囲について

(1) はじめに

次表は、SIPC の年次報告書（2013年）から抜粋した証券会社の倒産
件数に関する年グラフである。¹⁸ 1971年から1972年、1973年と
かなり大きな数であるが、1974年から数が減っている。



この時期の倒産は、注文処理がうまくいかなかったことにより起きていた。100株の取引には100枚の注文伝票が必要であり、取引が複雑なので一体誰に対していくら預かっているのかが分からなくなつた結果として証券会社が破綻した。

1974年以降は、コンピュータが導入された。そこで、このような原因での証券会社の破綻はなくなった。それ以降は、詐欺（顧客資産の取り込み）が問題である。

次表は、SIPCの実施した328の顧客保護手続でSIPC基金からの差引出捐額の大きいもの順に並べたものである（年次報告書（2013年）からの抜粋¹⁹）。

一番上はマドフ事件である。この1件だけで、ほかの327件を合わせたものよりも大きい。マドフ事件以外の事件は、顧客資産喪失額と事件処理費

TABLE I

Net Advances from the SIPC Fund
December 31, 2013
328 Customer Protection Proceedings

Net Advances		Number of Proceedings	Amounts Advanced
From	To		
\$40,000,001	up	1	\$1,618,851,504
10,000,001	\$40,000,000	11	229,156,874
5,000,001	10,000,000	17	120,976,568
1,000,001	5,000,000	60	133,520,346
500,001	1,000,000	40	29,499,154
250,001	500,000	43	14,900,315
100,001	250,000	61	9,805,174
50,001	100,000	42	2,995,426
25,001	50,000	24	879,779
10,001	25,000	11	168,668
0	10,000	11	26,087
Net Recovery		7	(13,991,621)*
			\$2,146,788,274†

* Recovery of assets and appreciation of debtors' investments after the filing date enabled the trustee to repay SIPC its advances plus interest.

† Consists of advances for accounts of customers (\$1,023,588,105) and for administration expenses (\$1,123,200,169).

¹⁹ SIPC 「2013 ANNUAL REPORT」 9 頁

用を合計しても 500 万ドル（6 億円）以下で済んでいる。このような結果となっているのは、まずは、顧客資産の分別管理がなされているからである。もう一つは、破産手続に移行した後に、管財人が、とても積極的に違反者を追及して財産を取り戻しているからである。

(2) SIPC の保護（補償）の対象と範囲について

SIPC は顧客資産の分別保管制度により、顧客資産を保護している。SIPC の基金は、この顧客資産が侵害されたときに補償機能を果たす。

SIPC は、セフト (theft) とフロード (fraud) を区別して扱っている。

セフトとは、盗まれ又は紛失してしまった資産（資産消失）のことであり、フロードとは、財産はあるが価値が著しく下落してしまったことを指すものであるが、SIPCにおいては、前者は保護（補償）されても、後者は保護（補償）されない。

具体例を挙げると次のとおりである。

証券会社が顧客に対し証券を売るとする。

(証券会社の外務員の勧誘例)

いいオファーがあります。

「Flyup to window」という会社の株です。

一粒飲めば飛行能力が手に入ります。

そうなると飛行機会社がいらなくなります。車も不要。オイルも不要。

この会社の株を 1 万株買えば、世界で一番金持ちになりますよ。

顧客が、この勧誘を信じて 1 万株購入したが、この説明は嘘であった。

証券会社が倒産したが、証券会社の口座には、「Flyup to window」社の株 1 万株が保有されている。

この例では、顧客は、SIPC に対してどのような請求が出来るのか。

この場合には、SIPC は、1 万株分の株を顧客に返却するだけであり、騙されたお金は返ってこない。SIPC は、取引自体については、中立的立場を取る。単に顧客名義で確保した資産を戻すだけである。

上記の例で、仮にこの発行会社の製造する薬を飲んでも、地面から 10 センチしか浮き上がらなかっただけであったとしても、それはそれとして、大変な価値を持つ。初期のインターネットバブルの頃には、荒唐無稽なことを言う会社もあった。その一つがマイクロソフト社である。

もし勧誘した証券会社が、顧客に対し、株を 1 万ドルで購入したと報告したのに、実際には呑み取引で、市場から調達していなかったとする。

この場合、SIPC としては、1万株を市場から調達して顧客に戻すことになる。その後仮にその株が値上がりして2万ドルを要するものになっていたとしても、その株を SIPC の資金で購入して、顧客に渡すことになる。

2 組織概要

SIPC には40名のスタッフがいる。

理事（ディレクター）は大統領によって任命されるが、政府の機関ではない。

SIPC は、連邦法によって作られたが政府機関ではないと法律に明示されている²⁰。目下、理事会会長は空席で、理事長が組織のトップである。

理事長を、管理補佐とリスクマネージャーが補佐する体制の下、法務顧問兼総務部門、経営部門と、ファイナンス部門がある。

3 リーマンブラザーズ事件とマドフ事件について

(1) リーマンブラザーズ事件

SIPC の職員は40人しかいないので、証券会社の破綻事件ごとに必要な人材を雇っている。リーマンブラザーズ (Lehman Brothers Holdings Inc.) の破綻（2008年9月15日）のときには、数多くの弁護士、数百名の会計士を雇って会社清算のために徹底的に精査した。費用はこちらで負担することもできるが、リーマンブラザーズ事件の場合には、同社の資産で負担できた。

リーマンブラザーズ事件の場合には、資産がなくなった訳ではなく、誰もリーマンブラザーズと取引をしなくなったので SIPC が破産させることにしたものである²¹。

このとき、リーマンブラザーズの口座からバークレイズ銀行に口座に資産を移した。破綻直後の1週間で920億ドルの資産、11万人の一般顧客の口座を移動させた。

(2) マドフ事件

① 2008年12月にマドフ事件²²が起きた。

²⁰ SIPA§78ccc.

(a)(1)(A) not be an agency or establishment of the United States Government

²¹ SIPC には SIPA の清算手続のための保護命令申立権が与えられている (SIPA§78eee).

Protection of Customers(a) Determination of Need of Protection(3) Action by SIPC(A) In General)。SIPA の清算手続には連邦破産法が準用される。

²² バーナード・マドフは、米国NASDAQ・ストック・マーケットの元会長である。マドフは、自ら運営する投資ファンドについて、「（運用によって）10%を上回る高利回り」などと虚偽の内容をうたい、投資家たちから多額の資金を集めていたが、その資金を金融市場などで運用せず、既存の顧客たちへの配当に自転車操業的に回す、いわゆるポンジースキーム (Ponzi scheme) を行っていた。マドフは2009年6月12日、マンハッタン連邦地裁において650億ドル規模の投資詐欺について有罪であることを認めた後収監され、2009年6月29日、詐欺・資金洗浄などの罪で150年の禁固の刑の言い渡しを受けた。

マドフ事件では、過去30年にわたって、記録がいい加減であった。

リーマンブラザーズ事件の場合には、少なくとも顧客情報と顧客財産の紐付けだけはできていた。しかし、マドフ事件では、記録自体が虚偽であるので、「口座を移す」ということ 자체ができなかつた。すなわち、顧客名義の財産を、とりあえず銀行に移して顧客が自己の財産にアクセスできるという状態にすることができなかつた。

マドフ事件での詐欺の手法は、次のようなものである。

マドフの銀行に口座を持ち、金銭を投資させる。するとマドフからある株を購入した、その株の株価が上がったと、報告が入る。しかし、実際に何も取引していない。こういうやり口を、数千人の顧客を対象に行ってきました。数十年にわたり同じことを繰り返してきた。

そこで、管財人は、一人一人の顧客に対し、マドフへの実際の投資額を調査した。

長い期間取引している顧客を見ると、最新の記録では、例えば400万ドルの資産額である旨記録されている顧客について、取引を精査すると、実際いくらを投資していたのかが、直ちには分からぬ。帳簿上は「400万ドル」になったとしても、実際上の投資額は100万ドルだけということもある。

返金を受けた財産が、マドフから返金を受けたものであるかどうかも問題となる。

② SIPC の補償金の位置付け、ポンジースキームにおける真水計算ルール

【設例】

8人のうち1人は100万ドル投資したが、100万ドル引き出した。帳簿上の残高は300万ドルある。もう1人は、100万ドル投資したが300万ドル引き出した。帳簿上の残高は100万ドルある。残りの6人は、それぞれ100万ドルそれぞれ投資したが、一切引き出していない。そして帳簿上の残高は400万ドルある。それぞれ、破産手続きでは、いくら配当が受けられるか。

ポンジースキームの破産管財実務では、”money in minus money out”（入金から出金を控除する、いわゆる真水計算額）が、破産債権として認められる額である²³。

²³ ”money in minus money out”的ルールについては、SIPCのウェブサイトには次のように紹介されている。「The trustee for the liquidation, working with SIPC, received court approval to value customer accounts on a “money in minus money out” basis, which had been used in previous ponzi schemes in SIPA cases.」

真水計算では、100万ドルを投資して100万ドル引き出した人は、破産債権はない。そして、300万ドルを引き出した人は、破産債権はないだけではなく、200万ドル分だけ、他の顧客の資産を取り込んでしまっていることになる。

2人を除く6人は、100万ドルずつ破産債権の存在が認められる。

この場合、SIPCから、まず、それぞれ50万ドルの補償が受けられる（法律で決まった上限額）。それに加えて、後で、管財人からの配当が受けられるかもしれない。

このように、SIPCの補償金は、先払いである。

それでは、100万ドルを投資して300万ドルを引き出した人はどうなるか。

それは、善意であっても取りすぎなので、管財人により、200万ドルを取り戻すための否認請求がなされる。200万ドルが取り戻されれば、6人に配当される。

他にも取りすぎた人がいれば順次、吐き出させて配当していくが、各自が出した投資額以上には配当されないので、100万ドルで打ち止めということになる。

顧客が100%配当されると、その後は、補償金で破産債権を先払いしたSIPCが顧客の破産債権に代位して管財人から配当を受ける。

SIPCは、はじめに6人に対し、合計300万ドルを出している。6人に被害額100万ドルが行き渡った後、さらに管財人から配当がある場合には、SIPCが先に補償した300万ドル分について、管財人から配当を受けることが出来る。

③ 分別保管との関係

分別保管との関係であるが、SIPAの清算手続では、分別保管の原則に基づき、顧客資産は、顧客への配当に宛てられ、一般資産は一般債権者への配当に宛てられる。

マドフ事件では、管財人が顧客から取り戻したお金は分別管理の会計に入れられた。マドフ事件では分別管理がなされていなかったので、顧客に対する配当を最大にするため、鉛筆一本、コンピュータ1台に至るまで、

我が国でも、最高裁第三小法廷平成26年10月28日判決・裁判所時報1614号230頁が、ネズミ講を営んでいた会社の破産管財人が、ネズミ講で利益を上げた会員に対し、利益分の吐き出しを求める不当利得返還請求を認容する判断を出したが、その際、配当金から出資金を控除した額の返還請求を許容したが、これは、上記”money in minus money out”ルールと同様の立場を表明したものといえる。

すべて顧客に配当するための口座に入れて配当するように運用された。

4 SIPC 基金による顧客保護の限界

SIPC 基金には、次の囲み内に記載したとおり、顧客保護に限界がある。^{*24}

- 1 証券会社に対する投資・貸付けは保護の対象とならない。
- 2 買戻特約が付いている場合（その実質は融資であるため）、保護の対象とならない。
- 3 証券会社の詐欺あるいは不法行為によって被った損害は、保護の対象とならない。
(典型例) 購入に際して詐欺が存在した場合、適合性原則違反、チャーニングの事案は、補償の対象にならない。
- 4 債務不履行責任（典型例で言えば、売却注文の不執行（仕切拒否）による損害）は、補償の対象にならない。
- 5 次の取引は、ルール上、SIPC の基金で補償対象とならない。
 - (1) 商品先物取引。歴史的経緯から対象とならない。
両者がクロスしている場合、例えば、商品先物取引の証拠金として入れた証券も保護されない。
 - (2) 外国為替取引は保護されない。
 - (3) 未公開株取引は保護されない。
- 6 SIPC の会員ではない会社（例えば投資顧問会社）との取引は保護されない。
- 7 発行者が証券の引受人である場合は保護されない。
- 8 SIPC から補償を受けられない者の類型がある。
以下の者は、補償を受けられない。これらの者は、直接に、分離保管に関する情報にアクセスできるからである。
 - (1) 証券会社、銀行
 - (2) 取締役、執行役員、5 %を保有する大株主、証券会社のパートナー
 - (3) 肩書にかかわらず支配を持つ者。支配者。
 - (4) 証券法違反者 フリーライダー、インサイダー取引をした人
- 9 その他の補償対象とならない類型
 - (1) 複数口座がある場合
 - (2) オプション取引。他の会社の口座に移転させるのが難しいため。
 - (3) 金銭債権か証券か (Claims for Cash vs. Claims for Securities.) 。

²⁴ 調査報告書資料編・SIPC のパワーポイント資料 5～9 頁参照

- (4) 抵当証券のようなもの。現金で支払うしかない性質のものだから。
- (5) MMF。MMF の発行社に対して請求できるから。
- (6) 無断売買。無断売買ではなかったことを前提に補償する建付けだから。
- (7) 期限に遅れた請求

管財人から届け出をしてくださいと通知が発信された日から 6か月間の請求期間を徒過した場合

5 特にスタンフォード事件について

上記 4 の囲み内の「6」にある、「SIPC の会員ではない会社（例えば投資顧問会社）との取引は保護されない。」というルールに関し、スタンフォード事件²⁵に触れておきたい。

一般投資家には SIPA の投資家保護手続開始の申立権はない。SIPC に対し、SIPA の投資者保護措置の開始を指示できるのは SEC だけである。SEC は SIPC の監督機関であり、SIPC は SEC に、年次報告書を出さなければならぬ。

アラン・スタンフォードという人が運営する一連の企業グループが破綻した。

この人は、SIPC の会員である証券会社以外にも会社を持っていて、アンティグアに銀行も持っていた。

スタンフォードは、顧客に対し、アンティグアにある銀行（スタンフォード国際銀行）の預金証書を購入するよう仕向けた。スタンフォードはアンティグアでは、有名になった。国のクリケットチームのスポンサーになったりして、叙勲までされたからである。

スタンフォードの会社が破綻した後、SEC が事件を調査していく分かったことは、確かにこの投資家らは、SIPC の会員である証券会社に対してお金を投資したのだが、同時にそのお金をアンティグアにある銀行に対して振り替えることを承諾していたということである。そして、訴訟では、次の点が、争いない事実として合意されていた。

²⁵ スタンフォード事件

R・アレン・スタンフォード (Robert Allen Stanford／1950年生) は、ヒューストン連邦地裁において、2012年3月、70億ドル規模の国際的な投資詐欺・ポンジースキーム事件に関し、郵便詐欺や4項目の通信詐欺など、13の罪で有罪評決を受け、同年6月に、110年の禁固刑と資産59億ドルの没収の判決の言渡しを受けた（2014年9月現在控訴中）。評決によると、アレン・スタンフォード被告は、譲渡性預金（以下「CD」という。）を購入した投資家を欺いた。CD はスタンフォード国際銀行が発行し、同被告が率いていたヒューストンの証券会社が顧客に販売していた。（出典 Wikipedia, the free encyclopedia）

- ① この預金が、銀行預金保険制度によって保護されない預金債権であることに同意していた（サインしていた）こと。
- ② 同時に SIPC の会員たる証券会社も責任を持たなくてよいということにも同意していた（サインしていた）こと。
- ③ 同時に SIPC によって保護されないものであることについても同意していたこと。
- ④ 投資をすべて失う可能性があるということについても同意（サイン）していたこと。

サインしたという点と、同意していたという点の、両方が、争いのない事実であった。

スタンフォード国際銀行は、預金証書を物理的に発行して、投資家はそれを物理的に保管していた。

預金証券には他の金融機関の数倍の金利が得られるということが記載されていた。

この預金は預金期間の満了時に自動的に更新されることになっていた。

スタンフォードはポンジースキームを行っていた。

SEC は、このような事実関係がある下で、SIPC に対して、投資家がスタンフォードの証券会社に預け入れた投資額については SIPC に、補償責任があるとして、訴訟を提起した。

どうして SEC がこのような請求を行ったかというと、マドフ事件に続き、スタンフォード事件でも、そのポンジースキームを見抜けなかったということについて、非常に恥ずかしい思いをしたのではないか、と思われる。

SEC の内部監察長官の報告書によれば、1990年代中頃、スタッフが「スタンフォードがポンジーかもしれない。」と報告していた。この報告をスタッフの上司が黙殺した。数年後、女性スタッフが「やはりポンジーである」と報告した。ところが、この時、報告したスタッフは、報告を黙殺されただけではなく、降格されてしまった。

この時の SEC の上司は、スタンフォードに、「あなたのところに就職させてほしい」と依頼する連絡を入れていたことが分かった。本当に恥ずかしいことである。

このような、恥ずかしい事実が、スタンフォードグループの破綻とともに明らかになったので、SEC は投資家になんとか補償したいと思って、SIPC を訴求してきた。

しかし、SEC は、SIPC 基金が「分別管理機能を保護」するという趣旨で存

在することを忘れていた。

SIPC は、スタンフォードの投資家が、スタンフォード国際銀行の預金証券を手元に置いていたので、これは SIPC の管轄外だという取扱をした。

ところが今回、SEC は「SIPC が石頭である」といって責任をなすりつけた。

しかし、スタンフォードの詐欺が発覚した後の 2 年間、SEC は、SIPC に連絡してこなかった。

なぜかというと、SEC の顧問弁護士（レシーバー業務を行う弁護士）が、SIPC を巻き込むのは無理な事案である、と助言していたからである。

ところが、その後、SEC が圧力をかけてきた。SIPC は合議制の委員会なのであるが、その欠員が生じたときに、欠員補充について協力しない、とまで言った。米国の上院議員の中にもスタンフォード事件で損をした議員がいた。上院議員から圧力がかかった途端、事件発覚から 2 年も経過した時点で、SEC から訴訟提起する旨の文書が届いた。

SEC は SIPC の監督機関ではあるけれども、SIPA の保護命令申立を命令する権限まではない。要請する権限はあっても、SIPC が拒絶した場合には直接強制する権限なく、そのためには、裁判によるしかない。

2011 年になり、SEC から SIPC に対して訴訟が起こされた。SIPC が設立されて以降の 41 年で初めての出来事である。請求の趣旨は義務付け訴訟であり、SIPC の歴史で、スタンフォード事件はリーマンブラザーズ事件に匹敵する事件である。裁判は 2011 年 12 月に始まり、結局、陪審評決ではなくサマリージャッジメントで決着が付き、一審は SIPC が勝訴した。2014 年 7 月には、控訴審も SIPC を支持した。そして、最終的には、2014 年 9 月 5 日、SEC が最高裁に持ち込まないと決めた。

第3 質問に対する回答について

概要説明に引き続き、質問事項のうち、概要説明では触れられなかつた点について、次のとおり回答いただいた。

1 SIPC 基金の資産規模について

当初、基金は 1.5 億ドルに設定されていたが、1990 年代に理事会決定で 10 億ドルになった。現在は、財政危機のあと 25 億ドルまで拡張されており、加えて、法律によって合衆国政府から 25 億ドルの借入枠がある。

どのような案件に対して支払うことが出来るかについては、細かな規制がある。

2 SIPC の会員について

SIPC の会員は、登録証券会社であり、約 400 社ある。

数は減り続けている。証券会社に対する規制が厳しくなっているからである。証券会社には、資産を分別管理してもらうという形態になっている。

3 SIPC は会員の倒産によって、顧客の現金・有価証券が毀損する全ての場合に、その倒産手続に関与するのか、との点について

回答は YES である。全ての場合に、その倒産手続に関与することが義務づけられている。

4 無登録業者について

SIPC は、無登録の証券業者については、関知しない。

5 SIPC の会員の顧客は、SIPA の清算手続きの中で、他の一般債権者よりも配当面で優遇されているのかとの点について

回答は YES である。マドフ事件は鉛筆 1 本でも詐欺によって取得された金だから配当で優先されると述べたが、分別保管制度の下で、顧客資産にあたるということが重要である。

6 SIPA 管財人は、実際には特定の限られた弁護士が選任されるのかとの点

管財人や管財人代理人については、SIPC が裁判所に推薦する。裁判所は、利害関係がない限り、SIPC の推薦者を、任命しなければならないものとされている（判例）。

SIPC は、まずローファームの規模を把握して推薦する。

手続きとしては、管財人の仕事はとてもうまいのある仕事なので、「電話して 5 分以内に返答がこないと別の人回す。そこで、弁護士は、SIPC から連絡が入ると、車を止めてまで電話をとる。」といった感じである。

地域ごとに、SIPC は、SIPA トランセイの名簿を持っている。

7 SIPA 管財人の仕事を、SIPC 職員が手伝うことはあるのかとの点

回答は YES であり、管財人に対する SIPC の協力義務は、法律に明定されている。

8 SIPA による直接支払手続は、具体的にどういう場合に行われるのか。

顧客が数人程度といった小規模事件については、被害者に直接支払をしてしまうことがある。

9 DOJ の没収基金との関係について

(1) ウェブサイトには、「連邦検事は、管財人の調査で収集した情報を使用することができた」とあるが、何か特別の相互協力を規定した法律・規則があるのかという点について

刑事没収などは、DOJ の圧力をを利用して回収するものである。DOJ とは、協力関係にある。DOJ の分配の方が分配の範囲が広い。検察官に対する情

報提供については、特別な法律・規則によるものではなく、暗黙の了解で協力している。

(2) 上記の点に関連して

刑事没収などによる没収資産の分配は、DOJ 独自の基準による。

管財人と、ディスゴージメントによるレシーバーと、DOJ の没収とは早い者勝ちであり、分配に関する法律もない。話し合って決める。マドフ事件は大きいので調整の法律が必要だと思われる。

DOJ の民事没収や刑事没収は、もともと国庫に入ってしまい、被害者に分配しない、という理論だが、できたら管財人に渡してしまった方が良いと思う。

同じ法人に対して、SIPA 管財人と、一般の連邦破産法上の管財人が同時に存在することはない。

しかしグループ会社の破産の場合には、同時に存在する場合はある。

グループ会社である破産会社の管財人は、破産法に拘束される。証券会社の管財人は、破産法と証券投資者保護法に拘束される。レシーバーは破産法に縛られず、裁判所が命じる範囲で、柔軟な対応ができる。

例えば、前述のスタンフォード事件では、破産管財人ではなくレシーバーが選任された。関連会社であるスタンフォード国際銀行に対する預金債権が問題となった。関連会社に対する貸付けであるとなると、破産手続では、本来保護されるべき投資家が優先されないことになる。そこで、SEC としては、破産手続ではなく、レシーバーを選任して柔軟な対応をした。

この事案ではポンジスキームだということが発覚した途端に、SEC はインジャンクションの訴訟を提起してレシーバーをつけさせた。

なお、レシーバーに事実関係を調査させて、そのレシーバーに、「これはSIPC に持ち込めないか」と尋ねたところ、それは無理であると言われた。その後、前述の通り、スタンフォードの証券会社へ投資した顧客が、一人50万ドルの前払を受けられるかどうかで揉めることになったものである。

4 SIPA 管財人・管財人代理 報 告 書

平田 元秀（兵庫県弁護士会）

訪問先	ベイカーホステトラーニューヨーク BakerHostetler New York 45 Rockefeller Plaza New York, NY 10111-0100
訪問日時	2014年9月11日午後3時～午後4時30分
応対者	アービング・ピッカード (Irving H. Picard) 弁護士 (パートナー) キャレン・ジェンソン (Karin Scholz Jenson) 弁護士 (パートナー) トレイシー・コール (Tracy Cole) 弁護士 (パートナー) テッド・ヤコブ (Edward J. Jacobs/Ted Jacobs) 弁護士 (パートナー) アマンダ・レムス (Amanda Remus) 広報担当

はじめに－訪問調査先・応対者

- (1) ベイカーホステラー法律事務所²⁶
ベイカーホステラーは、アメリカ国内最大の法律事務所の一つである。
1916年創設。所属弁護士は全米900名以上に上る。
- (2) アービング・ピッカード (Irving H. Picard) 弁護士 (パートナー)
マドフ事件のSIPA管財人である。
- (3) トレイシー・コール (Tracy Cole) 弁護士 (パートナー)
元検察官で企業等の危機管理が専門。BLMIS (Bernard L. Madoff Investment Securities LLC/マドフ証券) の不動産に関連するサードパーティの訴訟に関して管財人を代表するいくつかのチームのメンバーである。
- (4) カリン・ジェンソン (Karin Scholz Jenson) 弁護士 (パートナー)
ベイカーホステラーのディスカバリー管理チームのリーダーである。
BLMISの清算のためのSIPA管財人の代理人としての役割から生じる全てのディスカバリーとESI (Electronically Stored Information/電子保有情報)問題を監督している。
- (5) テッド・ヤコブ (Edward J. Jacobs/Ted Jacobs) 弁護士 (パートナー)
ベイカーホステラーのディスカバリー管理チームの副コーディネーターである。このチームはSIPA管財人に代わってSIPAの清算手続におけるディス

²⁶ <http://www.bakerlaw.com/>

カバリーと ESI を監督している。

第1 調査の趣旨と質問事項

1 調査の趣旨

- (1) 日弁連では、これまでにも、多数の者に詐欺的被害を発生させるような事案について、行政が主体となって、その事業者の違法行為を摘発し、被害者の被害を回復させる方策の検討を行ってきた。

今回の SIPA 管財人（ベイカー・ホステトラン・ニューヨーク事務所）の訪問は、その調査研究の一環である。

- (2) SIPC によく似た組織として、日本にも、日本投資者保護基金がある。

しかし、SIPC の制度と比べると、日本の投資家保護基金制度は、顧客保護の観点からは、多くの点で十分ではないように思われる。

一番は、SIPA による包括的な顧客保護の仕組みがないことだと思われる。

とりわけ、その下で、証券会社の破綻時の専門の管財人を置くという制度がないことである。ウェブサイトを見ると、SIPA 管財人が活発で積極的に活動し、顧客基金の増殖に努めていることが伺える。

ただ、詳しいことは、日本に十分に紹介されていない。

ベイカー・ホステトランのウェブサイトで紹介されているマドフ事件などを念頭に、次の質問事項を送付し、訪米調査を行った。

2 質問事項

- 1 ベイカー・ホステトランについて詳しく教えてください。

業務、組織図、スタッフ、弁護士の人数、沿革、SIPA 管財人としての事件件数等。

- 2 SIPA 管財人の業務について

- (1) SIPA 管財人の「counsel」とはどういう役割のもので、どうして置かれているのですか。

- (2) SIPA 管財人は、当初 SIPC 基金からの資金で活動し、その後、財政が潤沢になれば、その提供を受けた資金を返すのですか。

- (3) SIPA 管財人の仕事は、ベイカー・ホステトランに主に集中していると考えてよいでしょうか。それとも全米の主な都市に同様の仕事を行う事務所があるのでしょうか。

- (4) マドフ事件の場合、SIPA の保護命令申立は、連邦地裁に申し立てられ、その後、連邦破産裁判所に移送されたようですが、これはどうしてですか。

- (5) SIPA セクション 7 8 fff-1 (a) (2) には、清算手続の全部又は一部の目的

のために SIPA の職員を活用するこが出来ると規定されていますが、管財人の仕事を、SIPC 職員が手伝うことはあるのでしょうか。SIPA 管財人の仕事と SIPC 職員の仕事との関係を教えてください。

3 マドフ事件に関連して

(1) 資産の保全に関する管財人の力について

SIPA 管財人はどのようにして債務者の財産を把握するのでしょうか。

サピーナやデポジションの権限を SIPA 管財人は持っていることですが、マドフ事件など実際の事件をもとに、実際にどのように財産を把握し、保全したのか、詳しく教えてください。

(2) ウェブサイトを拝見すると、連邦検事は、管財人の調査で収集した情報を使用することができた、とありますが、何か特別の相互協力を規定した法律・規則があるのでしょうか。

(3) 没収基金による配当は、誰の手で、どのような情報をもとに行われるのでしょうか。その場合、SIPA 管財人と情報交換は行われるのでしょうか。

(4) SIPC のウェブサイトでは、「This was an impressive example of two different entities collaborating and acting in the public interest to benefit the victims.」と記載されています。同じような行政と管財人の協働は、破綻した会員に対する SEC のディスゴージメント手続においても行われることがあり得ると考えます。そのような実例はありませんか。

4 その他、詐欺的投資被害が発生した場合の、SIPA 管財人の実際の投資者保護のための活動で、参考となることがあれば教えてください。

第2 質問に対する回答並びに質疑応答の結果について

1 ベイカーホステトラー法律事務所とピッカード弁護士について

このローファームは、クリーブランドで創業されて全米に 12 の支店を持っている。オハイオ、ワシントン、ロサンゼルス、シカゴ、シアトル等である。

ピッカード氏が 2008 年にマドフの事件を受けたとき、SIPC の方は、証券取引、破産、税金、保険その他幅広い分野を一手に集めて同時に扱える事務所を探していた。

ピッカード氏は 1984 年以来、SIPC のために、既に 10 件の管財人を務めてきた。そのほか、ポンジースキームの事件にもピッカード氏は関与したことがあった。原告代理人として関与したこともあるし、レシーバーとして活動したこと也有った。

基本的に SIPC は、1 人の管財人に対しては、同時に 2 件を依頼するという

ことはしていないが、ピッカード氏はマドフ事件を受ける直前にポンジースキームに関する管財事件を1件終えたところであった。

ピッカード氏は弁護士としてのキャリアの大半を破産法の専門家として過ごして来た。この手の清算事案においては、倒産法の専門家が選ばれることが多い。

こうしたことから、マドフ事件のSIPA管財人にピッカード氏が選ばれることになった。

2 レシーバーと管財人（トラスティ／Trustee）の違いについて

レシーバーには行動規範を定める法というものは存在しない。

SECが捜査している会社がポンジースキームをやっていて、ろくなことをしない。そのため経営陣を入れ替えたい、経営陣から経営権を剥奪したいと考えたときには、レシーバーの任命を求めるのが普通である。

SECがSIPCを被告として訴えたスタンフォードのポンジースキーム事件(Allen Stanford's \$7 billion Ponzi scheme (SIPC報告書参照))では、SECはまさにレシーバーを選任した。

3 SIPA管財人の特徴について

スタンフォード事件では被害者になった人たちというのは、証券会社に対して自分たちの証券が残っていなかった状態であった。しかしマドフ事件の場合には、そうではなかったので、ピッカード氏をSIPA管財人として選任することが可能となった。

この場合、ピッカード氏は管財人としての立場であり、この立場はSIPCの規則と管財人の規則に従う。SIPCに規則がないときには連邦破産法の規則を準用するという枠組みになっている。

4 SIPA管財人と管財人代理人（counsel）

管財人としての業務を行うには、最初のうちは、かなり経営的なことも行わなければならず、そのため、ピッカード氏自身が直接裁判所に行くことができなかつた。そこで、ベイカーホステトラー事務所の弁護士が、連邦倒産法の下、ピッカード氏の代理人という立場で、活動してきた。

キャレン・ジェンソン氏、トレイシー・コール氏、テッド・ヤコブ氏の3人は、常に法廷でピッカード氏の代理人という立場で活動してきた。

5 SIPA管財人の活動のための原資は、どうなっているか。

当初SIPC基金からの資金で活動し、財政が潤沢になれば、その提供資金を返すのか。

(1) レシーバーにせよ管財人にせよ、会社の管理権を掌握すると、その会社に

資金があればそれは原資として構成できるが、マドフ事件については、そのようにいかなかった。

なぜかというと、まず、銀行が、管財人に対してもマドフ証券の預金を認めなかつたからである。マドフ事件は、悪名高いポンジースキーム事件であったので、銀行の方も、果たして自分がマドフに対し債権を持っているのか、それとも債務を負っているのかを確定する計算が終わるまでお金を渡せないということであった。また、証券の保管機構の方も、管財人が帳簿上の証券を引き出して売却なりしようにも、その証券の実体というものがそこにあるのかどうか分からぬ限りは引き出せないという対応をしていたからである。

それでピッカード氏は、SIPC から資金の前払いを受け、その資金を使って当面の日常業務に必要なもの、具体的には、家賃を払ったり、電気光熱費を払ったり、マドフ証券の人事費を払ったり、資料を保管するための倉庫を借りたり、その他諸々の経費を SIPC から前借りした資金で、支弁するという形にした。

ピッカード氏は、6週間くらい経った後、証券保管機構等から資金を取り戻すことができたが、調査を進めるにつれ、マドフ証券にある資産というものは、一セント残らず、顧客の資産であると考えるようになった。

会社の財産には、顧客からの預かり資産と、一般債権者の引当となる財産（これが出入業者に対する支払といったものに充てられる。）があるが、マドフ証券に残る資産は、全て顧客からの預かり資産であると認められるから、この顧客資産には手をつけないで管財業務を処理しようと考えるようになった。

そこで、資金を取り戻した後も、処理に要する経費については、SIPC から資金の供与を受けて活動する方法を継続した。

6 SIPC は管財人から拠出費用をどのように回収するか。

SIPC は破産財団から配当が行われる前に、顧客に対して、1人当たり 50 万ドルという条件の下で、損害の補償を行うことができる。

SIPC により補償を受けると、顧客の破産債権は、SIPC に移転する。そこで、後日破産配当が行われることになった場合には、SIPC が破産債権の配当を受けることになる。

SIPC は、8億ドルほどを破産手続のために支出しているが、このうち、1億ドルほどが、破産管財人から、破産財団の配当という形で返還される。

7 SIPA 管財人の仕事は、ベイカーホステトラーに集中しているのか、それとも全米の主な都市に同様の仕事を行う事務所があるのか。

SIPC の管財事件が、全てベイカー・ホステットラーに依頼される訳ではない。ベイカー・ホステトラン・ニューヨークも、SIPC のニューヨークにおける管財事件において、時々託される管財人の事務所の一つに過ぎない。

SIPC はできるだけ地元の弁護士を使う。テキサスやロサンゼルスではそれぞれ管財人業務をこなす弁護士がいて、そこで活動する。

また、小さな事件では、SIPC 自体が管財業務を行うこともあり、ピッカード氏自身、SIPC の管財人代理人として活動したこともある。

事件の内容によっては他に頼まず自分のところで弁護士を使って事件処理をしてしまうこともある。

8 マドフ事件の場合、SIPC の保護命令申立は、連邦地裁に申し立てられ、その後、連邦破産裁判所に移送されたようだが、これはどうしてか。

SIPC 申立にかかる保護命令に基づき清算手続が開始した場合には、全ての継続中の訴訟は連邦破産裁判所に移管され、そちらの方で手続が進められるということになっている。

9 SEC のディスゴージメント、DOJ の刑事没収と、SIPA の清算手続の関係について

(1) SIPC 申立の清算手続と SEC 申立のディスゴージメント手続との関係

—SEC はインジャնクションの訴訟と同時にディスゴージメントの手続も進めることになる。SIPC が清算手続を開始すると、SEC の進めていたディスゴージメントの手続が止まると思われるが、両者の関係をどう捉えればよいか。

清算手続が開始すると、自動的に、他の民事訴訟手続は止まる。もちろん、SEC が捜査を継続するのはよいし、刑事手続は止まらないが、金銭の支払いを目的とするものは全て止まる。

SIPC が清算手続の開始の申立てをした段階においては SEC から内諾をもらっていた。

SEC としては、管財人が就くのであれば、SEC のディスゴージメントの手続の方は管財人が代行してもらえるから、それで構わない。レシーバー業務についても管財人が代行してもらえるからそれは構わない。そういうことで、SEC から内諾をもらうという形を探っていた。

実際にマドフ事件で、これらの関係が、どういう風に処理されたかを述べると、次のとおりである。

BLMIS という本体の会社については、ピッカード氏が管財人になった。

しかし、その関連会社であるマドフインベストメントインターナショナル

というイギリスの会社及びマドフ本人についてはレシーバーが併行して就任するという状況になっていた。

ただ、マドフ本人が持っている資産は結局、全てマドフ証券から盗んだような資産であることが分かったので、法人格否認のような形、これをサブステンシブコンセリレーションというが、これで、マドフ本人の管財業務についてはピッカード氏が引き取るという形になって、レシーバーの手元にはイギリス法人だけが残ることになった。

しかし、このイギリス法人についても、イギリスで共同清算人が任命されたためにアメリカのレシーバーは解任されることになった。

また、連邦機関は、マドフの家族・親族から回収を続けていた。この手続は止まらない。

(2) SIPA の清算手続と DOJ の刑事没収手続（criminal forfeiture）との関係

SIPA の清算手続が開始しても、DOJ の刑事没収手続は止まらない。

刑事没収手続では、連邦規定上、詐欺の金はマドフの金ではなく、最初からマドフの金ではなかったとみなされる。そこで、没収された資金は、マドフ証券を引き継いでいる管財人に資金を戻すべきではなく、政府から、刑事没収手続を通じて被害者に戻されるべきものという風に考える。

管財人が回収した財産は管財人が分配するが、刑事没収として没収されたものについては、政府機関が分配する。

二つの分配手続が並行して行われることになる。

刑事没収手続の方は、有罪判決が前提となるが、犯罪とまで言えないものについても、管財人の清算手続では、否認したりして分配できる。

こうした建て付けにより、刑事に基づく分配と SIPC に基づく分配が並行して行われることになるものである。

(3) 没収基金による配当は、誰の手で、どのような情報をもとに行われるのか。 その場合、SIPA 管財人と情報交換は行われるのか。

DOJ の刑事没収と SIPA の清算手続とは、二重の手続により被害者に分配するが、SIPA 管財人は、配当情報を DOJ に報告している。被害者が重複しているため、誰も自分たちが失った以上の分配を受けることがあってはならないということから、情報交換をしている。

マドフの事件では、SIPC が 1 人当たり最高 50 万ドル（6000 万円）を補償し、その不足分について、管財人が配当を行っていて、その結果として、現状で、顧客らへの配当率が 46 % 程度であるということである。この数値は、DOJ の担当者にはもちろん知らされていて、誰も払った以上のもの

を分配されないようにと、ということにはなっている。

DOJ と SIPC の情報交換については明文の規定というものはなく、実務的にやっているだけであるため、分配情報の交換についてもルールはない。DOJ の刑事没収手続においては、そもそも DOJ に被害者への分配義務がないので、全部国庫に入れてしまうということもありうる。ただ、本件については、情報交換をしているので、SIPA 管財人も配当情報を提供するので、DOJ も分配情報を提供するという形で、実務処理をしている。

なお、DOJ の分配担当者というのは、管財人と異なり、サピーナの権限を有しないので、分配に当たり、任意に提出された情報しか有しない。

(4) DOJ の刑事手続における刑事没収 (Forfeiture) と被害回復請求 (Restitution) との関係について

マドフ事件の場合、刑事手続の被害回復請求で、1770億円相当の支払命令が出ている。しかし、マドフ側でもそんな額が支払えるわけがない。その時点でマドフの持っていた諸々の資産も換価されており、それは既に没収基金に組み込まれていた。そこで、その後その金をどう分配するかが問題となる。

これは、被害回復命令 (Restitution Order) という名称の裁判所の手続で行う。

本件については、債権届出人が1万6千人程いた。

これらの人に対してどのように分配するか、あるいはそもそも分配してよい相手であるかどうかを見極める、というのはものすごく煩雑で大変であるし、判決段階でそこまで把握していなかったので、とりあえずこの段階でレスティテューションダブリー (Restitution doubly／2倍賠償) にしようとすることになった。

そして、リミッション (Remission procedures) といって本来の司法手続ではなく行政手続によって DOJ に分配を一任するという手続がとられた。

1.0 管財人による配当と SIPC の補償との関係

SIPC による50万ドルの補償については、50万ドルよりも損害の少ない者は損害分までしか受け取れないし、50万ドル以上の損害を被った者については50万ドルを受け取った後は、管財人の方から配当を待つという状況になる。

マドフ事件では、現状、大凡1人当たり92万5千ドルの配当をしている。今後さらに追加配当を予定している。

1.1 SIPA 管財人の財産把握・保全等の方法について

—SIPA 管財人が、マドフ事件において、実際にどのように財産を把握し、保全したのか、詳しく教えて欲しい。

(1) 一般

今回のマドフ事件は、連邦倒産法（合衆国法典第11篇（Title 11, U.S. Code））に基づく手続なので、その手続に基づいてサピーナを出したり、証人尋問をしたり、書類を入手したり等、いろいろな事実調査の手続が可能である。

その規定によって、第1に、この会社がなぜ債務超過に至ったのかを調査し、第2に資産を調査するということがある。このようなやり方というのを我々は、様々な情報を集めてしまうことが可能だということで「トロール・地引き網漁法」と比喩的に呼んでいる。

清算手続開始後の2年以内の間に、否認権行使の訴訟を行ってきた。この間様々なディスカバリー手続を使って、書類を取り寄せたりして、訴状をどんどん起案していった。

ベイカー・ホステトラー事務所以外にも、財務分析をしてお金の流れを解明するとか、インベスティゲーターといって事実関係を調査する調査の専門家もあり、世界中の他の弁護士に仕事を依頼することもしている。

(2) 受任直後

まず管財人・代理人がやったことは、マドフの事務所において情報収集するため、通信回線を切り、Eメールやデータの削除が出来ないようにして、情報の保存をしたということである。

管財人は、6ヶ月ごとに、回収した資産の状況や、これまで換価した財産の一覧等を記載する報告書を公表しなければならないことになっている。

いくつか資産回収に関して述べると、美術品をオークションに60万ドルで売ったりした。巨大なねじの彫刻のオブジェがマドフの机の後の方にあった。英語でねじ、つまりスクリューというのは「お前を騙してやる」とか「お前をぶっ飛ばしてやる」というイメージに近い。それから雄牛の彫像もあった。しかし、ベア（弱気）の彫像はなかった。ほかにもスポーツ観戦用のチケットをネットオークションで販売したり、飛行機の権利を販売したりして、早い段階でどんどん換価していった。

(3) 架空取引の調査

資産に関し、管財人・代理人が最初に調査したのは、投資顧問会社の中に本当に証券があるのかということだった。しかし実際には、証券取引は全て架空のものだったということが分かった。

ピッカード氏と不正調査専門の会計士の調査で、証券取引は、他から隔絶されたコンピュータの中で勝手に数字が操作されただけのものだったことが判明した。

そうすると管財人の使える指標は、現金の流れだけである。ポンジースキームを実行するときには、投資家に対してお金を配当しなければならない。そこで、資金の出入りだけはきっちりしている。マドフの中では現金の出納だけは正確であった。これが唯一の手がかりとなつた。

問題であったのは、現金の出納だけで、誰に配当すべきか、誰から回収すべきかについて十分か、それで裁判所が納得してくれるかの点であった。

(4) 「悪意ある顧客」「仮名口座」－調査の手法

次に「悪意ある顧客」のあぶり出しが課題となつた。

① 顧客の中でも、ポンジースキームであると知つていながら投資したような者は保護に値しない。怪しい者をあぶり出す作業をしなければいけなかつた。

管財人・代理人が注意したことの一つは資金の動きである。

- 明らかに、荒唐無稽なぐらい、売上が高い。にもかかわらず取引を平然と続けてきていた者。500億円も集めていた者。
- 意図的にあとづけの取引をしていると見られる者。取引の報告は月末になされているが、しかし月中取引が実際にある。そういうのがあるのに気にせず取引を続けていた者。
- 過去の会計状況と全く違う、巨額の証券の保有が突然に確認されたりといった怪しいお金の流れ。

② 次に、顧客同士の関連付けである。顧客同士が家族であるとか、関係者、依頼者、投資家相互間の横の関連付けをみて、その間に、お金のやり取りがないかを調査した。会計士がやらねばならなかつたのは、現金の收支バランスを調査して、現金の残高がいくらかを見る作業である。仮名口座の調査については、次のようなことを行つた。

例えば、ある者は、100ドルを出資した。それがマドフの運用によつてその帳簿上1000ドルに膨らんだとする。

實際には、100ドルが1000ドルになったというマドフの取引は架空である。

顧客が、その取引のうち500ドル分を家族名義なりに移して、再度投資に回して膨らませる。怪しい取引者というのは、そういうことをしていた。

管財人・代理人としては、顧客名義の500ドルと顧客の家族名義等の仮名口座とをひも付けする作業を行ってきた。調査のやり方としてはサピーナを用いる。

怪しいと思われる者に対しては、銀行取引口座を全て提出するように求める。マドフの口座名義人にサピーナを出し、そのお金のやり取りを出させ、更に絞り込んで追加の資料を要求するという作業を繰り返していった。

現金の出し入れについては、実際に各顧客のファイルがあって、それをみるといくら送金しているのか分かる。中には露骨に怪しいものがある。

「税金対策上損をしたことにしておいてくれ」と求めた経過があるなどである。

(5) ポンジースキームにおける真水計算ルールによる否認と取立

管財人は、出捐したお金よりも受領したお金の方が多い者は差額を返せという請求をしてきた。ものすごい数になる。

その中で、訴訟上の論点となったことの一つに、マドフは株で取引したという名目であったので、その株は引き渡せという要求であった。しかし、裁判所によって、そもそも実態のない取引なのだからとして、かかる要求は否定された。

そのほかにも、そもそもお金を出捐した時期の問題がある。10年前に100万ドルを得た人と、昨日100万ドルを得た人では、金利を考慮すると同じお金を受領したといえるのか、という問題である。

この論点については、管財人側は、現金は現金だから同じであるという見解を取った。連邦倒産裁判所は管財人と同じ見解を採用したが、現在控訴されている。

マドフのポンジースキームは、30年にも及んでいるので、お金の出入りが全て判明しない場合もあるのではないかという点については、管財人としては、基本的には記録を遡って計算した。しかし、例えば25年までは遡れるが、残りの5年間が不明であると言う場合、その不利益は管財人側で被り、顧客には被せない。裁判になった時には立証責任は原告にあるから、疑わしきは投資家の利益にということで管財人としては処理している。

(6) 米国のポンジースキームにおける管財人の配当率等について

マドフ事件の配当率は、現状でも46%と、高い。その原因は何か。

一つは、事件の筋による。

訴訟を行わなくとも換価できる財産が沢山あるか。この場合の配当額は多くなる。

もう一つは、裁判をやって取り戻さなければならないときにどうするか。マドフ事件は否認権行使の裁判を数多く行って財産を取り戻さねばならない事件。その点についてはベイカーホステトラーニューヨークの手柄で、訴訟面においては、そこまでの仕事をしたと自負しているところである。

現在、40億ドル程の資産が財団に残っている。訴訟で勝つべきものは勝ち、負けるべきものは負ける。ベイカーホステラーとしては、まだ配当率は10%上げることができるのでないかと考えている。

ベイカーホステラーのモットーは「leave no stone unturned／ひっくり返せる石は全てひっくり返す」ということ。それは、「あらゆる手段を講ずる。」という意味である。

5 レシーバーの実務

報 告 書

池田 綾子（第二東京弁護士会）

訪問先	ピーター・ズロトニク弁護士 Peter B. Zlotnick (Farrell Fritz法律事務所) (646) 237-1801 pzlotnick@farrellfritz.com Farrell Fritz New York City 370 Lexington Ave. Suite 800 New York, NY 10017
訪問日時	2014年9月11日（水）午後

ピーター・ズロトニク氏の経歴 <http://www.farrellfritz.com/farrell-fritz-welcomes-partner-peter-b-zlotnick/> (参考資料4参照)

同氏は、裁判所や行政機関における訴訟や紛争解決について様々な経験を有する。高度な企業間紛争に関する仲裁や調停を含む ADR の経験も豊富である。不動産、建築、損害賠償（企業側）及び会社の支配権をめぐる紛争、金融訴訟、役員報酬や雇用関係に関する紛争、破産・再生そしてその他的一般民商事の訴訟を手がけてきた。過去20年以上にわたって、連邦裁判所で FTC の申し立てた多数の消費者詐欺訴訟において、会社のエクイティ・レシーバーとして選任してきた。また、FTC の申し立てた他の訴訟で、レシーバーの法律顧問を務めてきた。

はじめに

米国の消費者詐欺訴訟においては、FTC 等の申立てによる TRO で、裁判所により「レシーバー」が選任される。レシーバーの業務は、詐欺を行っている会社の資産を凍結し、移転させないようにし、後の被害回復に備えようとするものである。

このようなレシーバーの経験豊富なズロトニク氏に、レシーバーの実務について尋ねた。

第1 レシーバーの仕事概観

1 典型的なレシーバーの仕事

典型的なレシーバー案件は、最初に物件等を急いで押さえる必要がある。

CFTC (U.S. Commodity Futures Trading Commission, 米国商品先物取引委員会), CPB (Corporation for Public Broadcasting, 公共放送機構), FTC などの申立てにより, 連邦地裁が, *ex parte* (債務者への審尋をしない) の手続で TRO がなされ, その中でレシーバー選任の命令がなされ, 最初からレシーバーが関与する。そして, レシーバーは, 資産凍結などを直ちに行う。

レシーバーは, 裁判所の職員 (Officer of the court) とされ, 誠実義務を裁判所に対して負っている。FTC 等の政府機関に負うものではない。

多くの事件において, 政府機関とレシーバーとは, 同じ方向を向いて協力して活動する。資産凍結を免れようとする相手に対して共同戦線を張ることになる。しかし, 時には, 双方の利害が対立することがある。

2 現在行っているレシーバーの仕事

現在, ズロトニク氏が行っているのは, 通常のレシーバーと異なり, 清算のためのレシーバーである。FTC の申し立てた案件で, 消費者のほか, ニューヨーク州の司法長官, フロリダの司法長官も関与している事件。2億5000万ドルの収益吐き出しがあった。1億4000万ドルを支払う和解が成立して, 裁判所によって認められた (Judgment の形とした。)。その中で, レシーバーは, 不動産を処分し, 売却・管理することができ, これらから得た収入を被害者である消費者に渡すものとされた。

この件では, 初期段階でレシーバー選任の申立てがなされたが, その時には既に, 米国において訴訟が係属しており, 改めてレシーバーを選任して資産凍結等を行う必要性がないものとされた。そのため, 初期段階でのレシーバー選任はなされなかった。

第2 レシーバーが選任されるまで—行政機関との協働

連邦行政機関 (FTC など) が TRO の申立て及びレシーバー選任の申立てを行う前に周到な調査を行う。そして, レシーバー候補者も選任前から協力することとなる。TRO 申立ての数週間の前の段階で, レシーバー候補者は連邦行政機関 (当局) と守秘契約をして, 協力することとなる。

事実関係を確認し, レシーバーの権限や, 凍結すべき資産を検討する。事前に協議して, どこに資産があり, どのような企業で, どのような人間関係であるかを知ることとなる。

連邦裁判所の裁判官がレシーバーを選任するが, その時, 連邦行政機関はレシーバー候補者を推薦する。選任について, 裁判所には, 選任をするかしないか, また誰を選任するかの裁量があるが, 連邦行政機関の推薦を尊重してくれること

が多い。経験・能力のある者が選任される。

先のとおり、現在ズロトニク氏が取り組んでいる事件は、最初から FTC がレシーバーの選任を求めたが、既に州裁判所で裁判が起こされており、これに伴うディスクバリーがあるため、あえてレシーバーを選任する緊急性はないとの判断された。

第3 レシーバー業務の始まり－資産凍結及び資産発見の業務

レシーバーの選任の初期段階は重要である。銀行預金を海外オフショアに移すなど資産が散逸するおそれがあるので、すぐにサピーナを発出し、銀行口座や証券口座を凍結する。実際には、これからレシーバーが選任されるという前から、事前に根回しをする。銀行に対し、その顧客のひとりについて資産凍結が命じられる可能性がある、として、スムーズにサピーナが受領され、資産凍結がなされるようにする。

資産凍結の際には、弁護士だけでなく、法的分析をする会計士 (forensic accountant) やコンピュータのデータ分析をするIT担当者などの専門家とともに、レシーバーのチームをつくる。コンピュータについて、パスワードを破って中身を取り出すような作業も行う。レシーバーは経営者の立場に立つので、全ての情報にアクセスすることができ、帳簿等をまるごと複製する。

事業の性質、その陣容、子会社がいくつあって、支店や営業所がどれだけで、どんなものなのか、工場はどれだけで、危険が及ぶものはないかも調べる。危険がある場合には、警察等（法執行機関）とともに訪れることがある。

これらは、非常に高いレベルでの厳格な調査、そして大変な緊急性が求められている。企業の業務を阻害することになるので、エクイティ（衡平）のバランスが重要である。もし誤ったことがなされると企業は回復不可能な損害を被ることになる。

財産の消失を防ぐための手続であるが、消費者側は、仮処分と同様の要件を満たす必要がある。

第4 裁判所での手続の流れ

裁判所は、TRO の申立てがあつてこれを認めると次に PI のヒアリングがある。レシーバーは、連邦裁判所の裁判官によって選任されるが、選任後14日以内に最初のレポートを提出する。その中で、会社の情報（データベース）の確認を含め財務を分析し、中立の立場から詐欺があるかを見極める。14日目にヒアリングが行われる。

PI のヒアリングで、事件がどういうレベルのものか、裁判所は関心を持つ。裁判官の質問がなされることもある。レシーバーの報告書で裏付けがあるかどうか。仮差止めについて、最適な状況か、細かい説明を報告するが、これらのための調査を非常に短時間に行うこととなる。例えば、資産の流れを追いかけ、海外に流出した資産を取り戻すといった手続を行う。被告は全部を話すわけではないから、アクセスに手間がかかり、探偵のような仕事をすることになる。

今の事件では、（当初レシーバーは選任されずに）デポジションを行い、ヒアリング（聴聞、期日）は3日間行われた。ディスカバリーが行われ、1年半して和解、それが裁判所命令となり、そこで命令に基づく資産の換価のためにレシーバーが選任された。

資産凍結に協力しない相手方に対し、レシーバーは、SEC や FTC などの行政機関と共同戦線を張ることになる。これら行政機関は、更に攻撃をしていくようとするが、こういったときに、連邦裁判所の方針と FTC の方針が矛盾することがある。特に、プライバシーの問題について、FTC は、記録の公開が個人情報保護の観点や、なりすましの懸念から制限されるべきだと考えるのに対し、裁判所は、手続を透明にし、市民の監視の下に置くべきという立場をとることがある。監視のための記録の公開と FTC のプライバシーについての方針のバランスをとる必要が出てくる。裁判所は、こういったときに、一部非開示で公開するということもある。このように、行政機関の方針が常に裁判所の方針と一致するわけではない。

FTC の立証は、通常の民事訴訟で用いられる「証拠の優越」でなく clear and convincing evidence （明白かつ確信できる証拠）でなくてはならず、preliminary hearing では、このまま TRO を維持してレシーバーを選任するかどうか判断する（立証の程度としては、最も高い刑事の beyond reasonable doubt ではないが、それに続く高いものが求められる。）。仮差止めは、通常 1～2 年の訴訟係属中続く。PI で、両当事者が歩み寄って、手続面についての和解がなされるのが一般的である。

証拠のヒアリングがあり、被告が徹底的に争うなら、デポジションなど、多くのディスカバリーが行われることになる。その中には、否認されるような取引の調査なども含まれる。

第5 憲法上の要請との関係

破産は、制定法（Code）があり、そこに権限などの詳細な定めがあるが、レシーバーについてはそのようなものがない。そのため、裁判所のレシーバー選任

の裁判の中に、その権限が書き込まれることになる。裁判所は、レシーバーに非常に広い権限を認め、その裁判書面は、30～40頁に及ぶことになる。レシーバーは、訴訟を提起すること、サピーナを出して供述を得ること、取引を取り消し又は否認することなど、広い権限を認められるが、その全てが裁判所命令の中に書いてある。

レシーバーは、会社のウェブサイトを閉鎖し、レシーバーのウェブサイトを立ち上げる。会社の電話番号にかけるとレシーバーが出ることになる。このように、会社は、レシーバーがついたという烙印が押されると元に戻れず、回復不可能な損害を被る。

もし、FTC や SEC が間違っていたらどうなるだろうか。訴訟においては、お金が消費者に行くか、又は（もし FTC が詐欺を立証できず会社が勝てば）会社に戻ってくる。もし FTC の申立てが間違っていても、会社は政府を訴えることはできない。国家無答責とされているからである。

このように、レシーバーは極めて強力なツールであるから、深刻な疑惑があるときに用いられる。これまでこの種の訴訟で被告が勝ったことはない。実際には、ポンジースキーム（出資金詐欺。投資家からお金を集めていく）では、FTC 側は、捜査官が関与し、十分な証拠を集めることになる。被告側は資産を凍結されるとベストの事務所を雇えず、苦労することもある。

現在、ズロトニク氏が取り組んでいる事件では、当初の段階で資産凍結がなされていなかったので、被告は、大事務所を3つも雇い徹底抗戦した。ディスカバリーでは、60ものデポジションを1か月かけて行うことになったが、これが嫌だということで、和解となった。裁判所はそうなることがよいと思ったのかもしれない。

FTC は、ここでは、刑事事件には関与せず、完全に民事事件として関わる（検察官に情報提供などすることはある。）。SEC はこの点では異なる。

第6 被告側の弁護士

被告側に弁護士がつくことは、実務的には有り難いことである。弁護士がいないと、レシーバーが中立の立場であることを理解してもらえず、執行機関の一部だと誤解してしまい、スムーズに手続が進まない。

被告の合理的な弁護士費用を賄うための申立てや、被告の生活費支払のための申立て、一部凍結解除の申立てなど個別に裁判所に申立てをするが、その仲介の労をとるなど、被告らにもメリットがある。

第7 被害者への支払

通常、被害者のリストとして、顧客名簿がある。これらの者に対し、claim notice（請求を届け出るよう通知）を出し、資料を出してもらう。例えば、請求書とか送金した小切手（チェック）の耳を送ってもらう。しかし、往々にして高齢者等の弱者が被害に遭っており、このような通知を出しても届け出ないことがあり、問題である。

手続は、破産手続と類似しており、届出の期間内に届けないと、権利が失効するそれらの方法についても、レシーバーが申し立てて、裁判所の許可を得る。）。（そのため、レシーバーのウェブサイトに情報を掲載する。公開の手続なので、FTCは嫌がるが、プライバシーの問題があるときは例外的な取扱いをする。被害者であることの申告書は、虚偽の記載をすると偽証の制裁を受けると書いてある。

多くの場合、1ドルあたり何セントが戻ってくる、という形で被害者に支払うことになる。

第8 特別な工夫をした事件の例～携帯電話のライセンスに関する案件

携帯電話に関する詐欺的な勧誘が問題となった例があった。会社は3500万ドルを集めたが、権利を買った人が携帯電話のライセンスがなく使えないということになりそうであった。資産というのはほぼ流出してしまっており、ライセンスが間もなく切れ無価値になってしまいうが延長することもできない状態であった。この事態を米国の上院議員に陳情したところ、2人の上院議員も問題視し、FCC（Federal Communication Commission、連邦通信委員会）と交渉してライセンスを延長してもらうことになった。この件では、裁判所は専門家に委任し、このライセンスを4000万ドルで売ることになり、利益を出すことができた。

第9 レシーバーの団体～NAFER（National Association of Federal Equity Receivers）

レシーバーの団体が最近設立された。ズロトニク氏は、20年レシーバーをやってきたが、同じような仕事をする人はあまりおらず、2年前まで相談する人もなかつたという。このような団体ができ、ガイドラインを発展させていくことが望まれると発言された。

以上

米国調査報告書

資料編

資料 1 司法省 (DOJ) による投資詐欺の訴追と被害回復レジュメ (江野栄)	101
資料 2 マドフ事件にみる証券会社の倒産と証券投資家保護法、同法管財人の被害回復の制度と実務 (平田元秀)	113
資料 3 The Madoff Recovery Initiative ホームページ	125
資料 4 Peter B. Zlotnick 弁護士プロフィール (Farrell Fritz 法律事務所ホームページ)	126
資料 5 S E Cの求めるレシーバー任命の決定 2014年9月12日付け文書 (145-1), 2014年12月10日付け判決の求める命令内容 (181) (英文・日本語訳) (五十嵐潤)	128
巻末 用語集	153

司法省(DOJ)による投資詐欺の訴追と被害回復 レジュメ

江野 栄
日弁連消費者問題対策委員会
委員

1 はじめに

- 司法省刑事局(Criminal Division, United States Department of Justice)の詐欺課(Fraud Section)
- 資産没収・マネーロンダリング課(Asset Forfeiture & Money Laundering Section)

を訪問した。

★ 刑事手続

(1) 刑事没収(Forefeiture)

被告人に対する有罪判決の一部として(いわゆる付加刑として), 犯罪収益, 犯罪組成物件, 犯罪供用物件, 代替物件の剥奪を命じるもの。

(2) 被害の原状回復(Restitution)

被告人に対する有罪判決の一部として(いわゆる付加刑として), 被害者への原状回復を命じるもの。

★ 非刑事手続

(1) 民事没収(Civil Forfeiture)

被告人に対する有罪判決を前提とせずに, 犯罪収益や犯罪に使用された資産を没収する司法的手続。その前段階として行政没収(Administrative Forfeiture)があるが, 今回は触れない。

(2) 被害者への分配手続

Permission for Remissionという行政手続により司法省が没収した資産を被害者へ分配する。

刑事手続

(1) 刑事没収(Forefeiture)

被告人に対する有罪判決の一部として(いわゆる付加刑として), 犯罪収益, 犯罪組成物件, 犯罪供用物件, 代替物件の剥奪を命じるもの。

(2) 被害の原状回復(Restitution)

被告人に対する有罪判決の一部として(いわゆる付加刑として), 被害者への原状回復を命じるもの。

非刑事手続

(1) 民事没収(Civil Forfeiture)

被告人に対する有罪判決を前提とせずに、犯罪収益や犯罪に使用された資産を没収する司法的手続。その前段階として行政没収(Administrative Forfeiture)があるが、今回は触れない。

(2) 被害者への分配手続

Permission for Remissionという行政手続により司法省が没収した資産を被害者へ分配する。

2 マスマーケティング詐欺・投資詐欺の訴追

- 被告人に懲役刑を科して身体を拘束するだけではなく、犯罪収益の剥奪と被害回復にも重点がおかれている。
- It is the policy of the Department of Justice, consistent with the Crime Victims' Rights Act, to ensure that crime victims receive "full and timely restitution as provided in law." See 18 U.S.C. § 3771(c)(1).

- マスマーケティング詐欺・投資詐欺の事案を刑事訴追した場合、没収(Forefeiture)と被害の原状回復(Restitution)の両方を求刑するのが普通である。
- 詐欺事件では、被害回復強制法(Mandatory Victims Restitution Act 18 USC 3663A)により、連邦裁判所は、被告人に対し、被害者に対する被害の完全な原状回復を命じないとならない。

- 連邦裁判所は、被害者の損失と被告人の利益が同額であっても、被告人に対し、没収(Forefeiture)と被害の原状回復(Restitution)の両方を命ずることができる。その場合、被告人は、2倍払うことになる。

没収を保全するための資産凍結(Freezing Assets)が重視されている。

- 没収を奏功させるためには最初に資産凍結することが大事である。
- 資産凍結の方法としては、刑事差止命令(Criminal restraining order)(21USC 8 53(e))と刑事差押令状(Criminal seizure warrant)(21USC 853(f))がある。

- 犯罪収益(Proceeds of the crime)と犯罪収益から追跡可能な財産(Property traceable to proceeds)は差止めの対象となる。
- それ以外の代替物件(Substitute property)は差止めできない。

民事没収(Civil Forfeiture)

(1)当事者

- 政府が原告となり、(汚い)財産が被告となる。
- したがって、事件の表示は、「合衆国政府 対 バンクオブアメリカにある100万ドル」とか「合衆国政府 対 テキサスの牧場の50頭の馬」になる。

(2) 理論的説明

- 没収することができる理論的説明として、かつては、「犯罪収益それ自体が罪を犯したから」というフィクションで説明していたが、今はそうではなく、「人々がこれを使って犯罪を犯した、あるいは、犯罪によって得られた収益だから」と説明されている。

民事没収と刑事没収

目的は同じだが、民事没収の方が広く没収できる。

- ①犯罪収益を吐き出させ再犯を防止すること
- ②被害回復をすること

被告人が死亡していたり、外国にいたりするような場合、刑事没収できない。そのような場合は、民事没収をする。

刑事没収よりも民事没収の方が立証の程度が低い

合理的な疑いを超えて(Beyond Reasonable Doubt)

証拠の優越(Preponderance of Evidence)

特定の犯罪の立証を要するかどうか

複数の手続を並行

- 幅広く資産の保全と犯罪収益の剥奪を行ない、被害回復に役立てている。

①刑事没収、民事没収による被害者への分配

Cf. 民事没収制度のないわが国では、茨城カントリークラブ事件、ワールドオーシャンファーム事件における米国と同じ役割は果たせない。

②破産手続による配当

③行政庁の申立てによる資産管理人(Receiver)の選任と被害者への分配

マドフ事件 逮捕から現在までの事件の流れ

2008年12月11日

- Bernard L. Madoffが証券詐欺[securities fraud]で逮捕
- 証券取引委員会(SEC)が、連邦地裁に訴訟提起し、資産凍結[freeze assets]と資産管理人[receiver]の選任を申し立てた。

12月12日

連邦地裁裁判官は、

(1) 資産管理人選任

- ①Bernard L. Madoff Investment Securities LLC,
- ②Madoff Securities International Ltd.
- ③Madoff Ltd.

(2)会社と個人の資産を凍結

12月15日

1970年証券投資家保護法[the Securities Investor Protection Act of 1970]に基づき、
Irving H. Picard, Esq.がBernard L. Madoff Investment Securities LLCの清算のための管財人[trustee]に選任された。

2009年3月12日

- Madoffは、連邦地裁で、証券詐欺など11の訴因で有罪判決を受けた。

6月29日

- Madoffは、懲役150年を言い渡された。

2012年12月

- 司法省は、原状回復[restitution]を命じることが実行不可能であるので、没収資産23.5億ドルについて、司法省の規則に従った[remission process]によって、政府が分配することの許可を連邦地裁に申し立てた。
- 没収資産の特別管財人[Special Master]にRichard C. Breeden(元SEC委員長)を選んだ。

2013年1月22日
申立てが認められた。

SIPA法に基づく破産管財手続(Bankruptcy Process)と被害者基金(Madoff Victim Fund)による分配手続の相違

- 前者は、直接の顧客(狭い)と債権者のみに配当
- 後者は、犯罪被害者と認めれば幅広く配当(債権者には配当しない。)。

マドフ事件にみる証券会社の倒産と 証券投資家保護法、同法管財人の 被害回復の制度と実務

弁護士 平田 元秀

SIPC（証券投資者保護公社）

- * SIPC(証券投資者保護公社)とは
 - * 根拠法令
 - * 証券投資者保護法(SIPA／Securities Investor Protection Act)
 - * 会員
 - * 登録証券会社(約4000社)(SIPA § 78ccc. (a) (2)(A))
 - * 補償目的／補償対象
 - * 分離保管制度を担保する目的／証券会社保管の顧客の有価証券・金銭

SIPC（証券投資者保護公社）

- * 補償の上限額
 - * 顧客1人につき、最大50万ドル(約6000万円)
 - * 金銭については最大25万ドル(約3000万円)
- * 基金の資産規模
 - * 基金25億ドル+政府借入枠25億ドル



SIPCと日本投資者保護基金

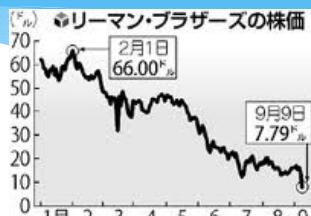
	証券投資者保護公社(US) SIPC	日本投資者保護基金 JIPF
根拠法令	証券投資者保護法 Securities Investor Protection Act SIPA	金融商品取引法 Financial Instruments and Exchange Act FIEA
会員	証券取引法上の 登録証券会社 約4000社	金融商品取引法上の 第1種金融商品取引業者(いわゆる証券会社) 276社(平成26年11月30日現在)
分別管理制度	義務づけあり	義務づけあり
補償目的	分別管理制度を担保する目的	分別管理制度を担保する目的
補償対象	有価証券・金銭	有価証券・金銭
補償の上限額 (顧客1人当たり)	50万ドル (金銭については25万ドル)	1000万円
基金の資産規模	基金25億ドル +政府借入枠25億ドル	約559億円(平成26年3月末現在)
保護命令申請権	あり	なし
清算手続規定	あり	なし

証券会社倒産時のSIPCの関与

- * 自主規制機関のSIPCへの通知。
- * 会員証券会社の倒産とSIPCの関与。
- * SIPCの保護申立と保護命令
- * 清算手続・補償手続の開始
- * SIPCによる管財人の選任申立
- * SIPC自身による直接分配手続

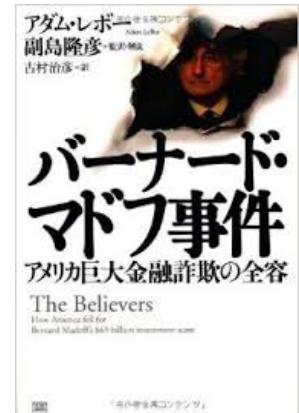
リーマンブラザーズ事件

- * SIPCの職員数
- * リーマンブラザーズ(Lehman Brothers Holdings Inc.)の破綻(2008年9月15日連邦倒産法11章・民事再生の申請)のとき
- * リーマン事件の場合には、リーマンの資産で破綻処理が出来た(基金を用いず)。
- * リーマン口座からバークレイズ銀行口座への資産移転
 - * 920億ドルの資産
 - * 11万人の一般顧客口座



マドフ事件

- * 2008年12月11日 事件勃発 逮捕・資産凍結。
- * バーナード・マドフ：ナスダック・ストックマーケット元会長
- * リーマン事件の場合の口座移転とマドフ事件
- * マドフ事件における詐欺の手法
- * 2009年6月29日 マドフに対する刑事判決



ポンジ・スキームにおける真水計算 ルール”money in minus money out”

- * 【設例】
- * 8人の投資家がいる。帳簿残高は、元みな400万ドルだった。
- * うち1人は100万ドル投資したが、100万ドル引き出した。帳簿上の残高は300万ドルある。
- * もう1人は、100万ドル投資したが300万ドル引き出した。帳簿上の残高は100万ドルある。
- * 残りの6人は、それぞれ100万ドルそれぞれ投資したが、一切引き出していない。そして帳簿上の残高は400万ドルある。
- * それぞれ、破産手続きでは、いくら配当が受けられるか。

ポンジ・スキームにおける真水計算 ルール”money in minus money out”

- * 100万ドル - 100万ドル = 0
- * 100万ドル - 300万ドル = ▲200万ドル (否認対象)
- * (100万ドル - 0ドル) × 6 = 100万ドル × 6
- * SIPC基金からの補償金: 50万ドル × 6
- * 100万ドル - 50万ドル = 50万ドル: 配当待ち

SIPAの清算手続と分別保管ルール

- * 分別保管との関係
 - * 顧客資産は顧客への配当に優先充当
 - * 一般資産は一般債権者への配当に充当
- * マドフ事件の場合
 - * 管財人の運用方針
 - * マドフ事件では分別管理がなされていなかったので、顧客に対する配当を最大にするため、鉛筆一本、コンピュータ1台に至るまで、すべて顧客に配当するための口座に入れて配当するように運用された。

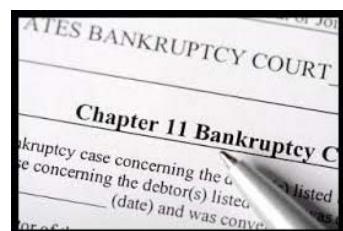
SIPA管財人

- * マドフ事件とピッカード弁護士の活躍
 - * 任命日:2008年12月15日
 - * 既払配当額:約52.59億ドル(約6310億円)
 - * 既払配当率:46%
 - * SIPCの既払補償額:約8.137億ドル(約976億円)
- * ベイカーホステトラーニューヨーク
 - * (BakerHostetler New York)



レシーバー(Receiver)と SIPA管財人(Trustee)の違い

- * レシーバーは、裁判所の任命文書によって権限を付与される。レシーバーには行動規範を定める法というの不存在しない。
 - * マドフ事件でも、2008年12月12日、SECの申立て連邦地裁はニューヨークの弁護士をレシーバーを選任した。
- * SIPA管財人は、証券投資者保護法と連邦破産法の適用を受ける。



SIPA管財人の活動原資

- * 会社に資金があればそれは原資として構成できるが、マドフ事件の場合...
- * SIPCからの資金前払い
- * 証券保管機構等からの資金の取り戻し成功後...

SIPC立替金の管財人からの回収

- * SIPCは、顧客に対し最大1人当たり50万ドルを前払い
- * SIPCの前払い後、顧客債権が、前払額分SIPCに移転
- * SIPCは、管財人の配当時に配当を受ける
- * SIPCの8億ドルの支出のうち、1億ドルが配当の形で返還されること

SIPA管財人の清算手続とSEC申立のディスゴジメント手続等との関係

- * SECはインジャンクションの訴訟と同時にディスゴジメントの手続も進める。SIPCが清算手続を開始すると、SECの進めっていたディスゴジメントの手続が止まると思われるが、両者の関係をどう捉えればよいか。
- * SECのディスゴジメント：違法収益剥奪＆被害回復手続 被害回復手続は、通常、レシーバーが担う。
- * 2008年12月、SIPCが保護命令の申立をした時、SECから内諾あり。
- * SECとしては、管財人が就くのであれば、SECのディスゴジメントの手続の方は管財人が代行してもらえるから、それで構わない。

SIPAの清算手続とSEC申立のディスゴジメント手続等との関係

* 実際の経緯

- * BLMIS (Bernard L. Madoff Investment Securities, LLC／マドフ証券)
 - * 2008年12月15日 ピッカード氏が管財人に就任。レシーバー解任
- * 関連会社であるマドフインベストメントインターナショナル (Madoff Securities International Ltd.)：イギリスの会社及びマドフ本人について
 - * レシーバーが併行して就任。
- * マドフ本人について
 - * 2009年6月9日 裁判所の同意命令によって、法人格否認のような形で、マドフの会社と実質的に統合 (substantively Consolidating) し、管財業務を併合。
- * イギリス法人について
 - * イギリス法人についても、イギリスで共同清算人が任命された。→レシーバー解任。
- * 連邦機関によるマドフの家族・親族からの回収手続は止まらない。

SIPAの清算手続とDOJの刑事没収手続(criminal forfeiture)との関係

- * 司法省の刑事没収手続(criminal forfeiture)
 - * 連邦規定上、詐欺の金はマドフの金ではなく、最初からマドフの金ではなかったとみなされる。そこで、没収された資金は、マドフ証券を引き継いでいる管財人に資金を戻すべきではなく、政府から、刑事没収手続を通じて被害者に戻されるべきものという風に考える。
 - * 管財人が回収した財産は管財人が分配する。
 - * 刑事没収分は、政府機関が分配する。
 - * 刑事没収手続は、有罪判決が前提となる。
 - * 犯罪とまで言えないものも、管財人は、否認権を行使して取り戻し、分配できる。

DOJの没収基金による分配とSIPA 管財人による配当との関係

- * 被害者に分配する二重の手続
- * SIPA管財人は、配当情報をDOJに報告。
- * 誰も自分たちが失った以上の分配を受けることがあってはならないので。
- * DOJとSIPCの情報交換については明文の規定というものはない。
- * DOJの刑事没収手続は、そもそも司法省に被害者への分配義務がないので、全部国庫に入れてしまうということもあります。
- * 本件については、SIPA管財人も配当情報を提供するので、DOJも分配情報を提供するという形で、実務処理をしている。
- * DOJの分配担当者というのは、管財人と異なり、サピーナの権限を有しないので、分配に当たり、任意に提出された情報しか有しない。

SIPA管財人の 財産把握・保全等の方法(一般)

- * 連邦倒産法(合衆国法典第11篇 (Title 11, U.S. Code))に基づく手続に基づき
 - * サピーナを出したり、
 - * 証人尋問をしたり、
 - * 書類を入手したり等、いろいろな事実調査の手続が可能。
- * 第1に、この会社がなぜ債務超過に至ったのかを調査
- * 第2に資産を調査。
 - * このようなやり方というのを「トロール・地引き網漁法」と呼んでいる。
- * 清算手続開始後の2年以内の間に、否認権行使の訴訟を行ってきた。
- * 財務分析について専門家に依頼しお金の流れを解明するとか、インベスティゲーターといって事実関係を調査する調査の専門家もおり、世界中の他の弁護士に仕事を依頼することもある。

SIPA管財人の 財産把握・保全等の方法(受任直後)

- * 通信回線の切断 e-mail／データの削除を阻止。
- * 詳細は、管財人の6ヶ月ごとの報告書に逐次記載。
- * 巨大なねじの彫刻のオブジェ
- * 雄牛の彫像
- * スポーツ観戦用のチケット
- * 飛行機の権利

SIPA管財人の 取引実態調査(架空取引の調査)

- * 実際には、証券取引は全て架空のものだった。
- * ピッカード氏と不正調査専門の会計士の調査で、証券取引は、他から隔離されたコンピュータの中で勝手に数字が操作されただけのものだったことが判明。
- * 管財人の使える指標は、現金の流れだけ。
- * ポンジースキームを実行するときには、投資家に対してお金を配当しなければならない。そこで、資金の出入りだけはきっちりしている。マドフの中では現金の出納だけは正確であった。
- * これだけが唯一の手がかりとなった。
- * 問題は、現金の出納だけで、誰に配当すべきか、誰から回収すべきかについて十分か、それで裁判所が納得してくれるかの点であつた。

SIPA管財人による「悪意ある顧客」 「仮名口座」の調査

- * 「悪意ある顧客」のあぶり出し
 - * ポンジースキームである知りながら投資したような者は保護に値しない。
 - * 資金の動き
 - * 荒唐無稽なぐらい、売上が高い。にもかかわらず平然と取引を続けていた者。500億円も集めていた者。
 - * 意図的にあとづけの取引をしていると見られる者。取引の報告は月末になされているが、しかし月中取引も実際にある。それを気にせず取引を続けていた者。
- * 仮名口座の調査
 - * 顧客同士の関連づけ。
 - * 顧客が、増殖分を家族名義に移して、再度投資に回して膨らませる等。
 - * 調査のやり方としてはサピーナを用いる。
 - * 怪しいと思われる者に対しては、銀行取引口座を全て提出するように求める。マドフの口座名義人にサピーナを出し、そのお金のやり取りを出させ、さらに絞り込んで追加の資料を要求するという作業を繰り返していく。

ポンジスキームにおける 真水計算ルールによる否認と取立

- * 管財人は、真水計算で配当の方が出資元金よりも多い者について、返還請求を行ってきた。
- * 訴訟上の論点となつたことの一つに、マドフは株で取引したという名目であったので、その株は引き渡せという要求があった。しかし、裁判所は、そもそも実態のない取引なのだからとして、かかる要求を否定した。
- * ほかにも、そもそもお金を出捐した時期の問題がある。10年前に100万ドルを得た人と、昨日100万ドルを得た人との間で、金利を考慮すると同じお金を受領したといえるのか、という問題がある。管財人側は、現金は現金だから同じであるという見解を取った。連邦倒産裁判所は管財人と同じ見解を採用したが、現在控訴されている。
- * SIPA管財人の訴訟では、連邦破産法の規定により、マドフの破綻前2年間の受け取り分に限り否認権行使が可能、との判断が地裁・高裁で出ている。

高い配当率の秘訣について

- * 我々のモットーは「leave no stone unturned」である。
- * 「ひっくり返せる石は全てひっくり返す」ということ。
- * それは、「あらゆる手段を講ずる。」という意味である。

*



The Madoff Recovery Initiative

SUBSTANTIALLY CONSOLIDATED SIPA LIQUIDATION OF BERNARD L. MADOFF INVESTMENT

SECURITIES LLC & BERNARD L. MADOFF

RECOVERIES, DISTRIBUTIONS AND SIPC COMMITMENT

For additional information on the Customer Fund, recoveries, distributions, and fees, please [click here](#)

A MESSAGE FROM SIPA TRUSTEE IRVING H. PICARD



In December 2008, the world learned about Bernard Madoff's unprecedented fraud, a Ponzi scheme that spanned decades and defrauded customers of approximately \$20 billion.

On the day the news broke, I received a call from the Securities Investor Protection Corporation (SIPC) and was asked to serve as SIPA Trustee for the liquidation of Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BLMIS).

[READ MORE](#)

A MESSAGE FROM THE TRUSTEE'S CHIEF COUNSEL DAVID J. SHEEHAN



Next Steps in the Madoff Recovery Initiative

The SIPA Trustee reached several agreements in late 2014 – including with feeder funds Herald, Primeo, and Senator – which added significant amounts to the BLMIS Customer Fund and resulted in a fifth interim distribution of recovered funds to the victims of the Madoff fraud. The past twelve months have been among our most active periods and the coming year already promises to be equally active, with the SIPA Trustee's team of professionals working diligently on a number of fronts, in and out of courtrooms, using all the legal tools at our disposal.

[READ MORE](#)

TIMELINE



RECOVERY STATUS TO DATE

RECOVERIES AND SETTLEMENT AGREEMENTS

\$10.555 Billion

[MORE INFO](#)

CUSTOMER FUND, including required reserves

\$3.810 Billion

AMOUNT DISTRIBUTED FROM CUSTOMER FUND

\$6.508 Billion

SIPC COMMITTED FUNDS SUBJECT TO SUBROGATION*

\$698.4 Million

AMOUNT UNAVAILABLE DUE TO APPEALS AND RESERVES

\$236.7 Million

[MORE INFO](#)

All amounts approximate

SUBMIT A QUESTION
SEE ALL QUESTIONS

**Ask
THE
Trustee**

Trustee Hotline
888-727-8695

INFORMATIONAL GRAPHIC



LATEST NEWS

IMPORTANT INFORMATION

- Statement regarding Second Circuit decision reaffirming claimants in the SIPA liquidation of BLMIS not entitled to time-based damages
- Information Regarding Special Master & the Madoff Victim Fund

MARCH 17, 2015

SIPA Trustee for BLMIS Liquidation Seeks Supreme Court Review of Second Circuit Decision Regarding "Safe Harbor/Stockbroker" Defense in Madoff Ponzi Scheme

FEBRUARY 20, 2015

Order from the Second Circuit reaffirming that claimants in the SIPA liquidation of BLMIS are not entitled to time-based damages

FEBRUARY 09, 2015

5th Pro Rata Interim Distribution of Recovered Funds to Madoff Claims Holders Commenced; Totals Approximately \$355.8 Million; Aggregate Distributions of More Than \$7.2 Billion

DECEMBER 17, 2014

Court Approves Recovery Agreement with Herald and Primeo Feeder Funds for Nearly \$500 Million



Peter B. Zlotnick

Commercial Litigation

Partner | (646) 237-1801 | pzlotnick@farrellfritz.com



LOCATION: New York City

Peter B. Zlotnick practices as a commercial litigator, focusing on real estate matters and complex construction defect litigation. His clients include commercial and residential developers, co-op and condominium boards, design professionals, private equity firms and high net worth individuals. He also litigates corporate governance, business torts, bankruptcy and other types of business disputes. In addition, Peter serves as a federal equity receiver in consumer fraud federal equity receiverships for the Federal Trade Commission.

Q: Litigation matters can take years. How do you address your clients' concerns?

A: I manage expectations through good communication. I believe litigation is a loopback system. I constantly re-evaluate what the client's goals and needs are and then discuss what our expectations can and should realistically be for the short and long term. It's looking at what I can deliver, whether we're the defendant or the plaintiff.

"Success means improving my relationships with those around me, particularly my clients and colleagues. It also means identifying what my client's needs and objectives are and then executing on those needs and objectives. If one can do that, then one is successful."

Q: What are some of the more significant matters you've handled?

A: One trial that comes to mind involved a real estate partnership. We asked the court for a mandatory injunction, requiring one partner to grant his consent to a multi-million dollar wraparound mortgage of a series of commercial properties. After a multi-day trial, the court granted our injunction and required the partner to grant his consent. The case went to the New York State Court of Appeals. The Appellate Division unanimously upheld the lower court decision. It was a multi-year battle that set major legal precedent in regard to fiduciary duties and real estate partnerships.

Another major case was a \$35 million wireless telecommunications fraud that I worked on, *FTC v. Metropolitan Communications Corp*; 94 Civ 0142. (S.D.N.Y. 1994) (JSR). It was my first federal equity receivership. I represented the receiver, who on day one of the receivership had to figure out how to recover approximately \$35 million worth of wireless telecommunications licenses. The Federal Communications Commission had issued the licenses on a "first come/first serve basis"; these were quickly becoming worthless because the defendants had deceived consumers into believing they could acquire and operate those licenses at a cost and in a manner that they could not do. The defendants had misrepresented to consumers that they could build and operate their systems for \$7,500, when the actual cost to do so was approximately \$250,000. The problem was that these FCC licenses were wasting assets; if the consumers did not construct and operate their cellular systems within eight months of acquiring them, they would lose those licenses. This is exactly what happened to many consumers by the time the receiver was appointed. To make matters worse, the rest of the licenses were about to expire. We petitioned the FCC to grant a waiver of its eight-month use it-or-lose-it rule. Prior to the receiver's petition, the FCC had never granted such a petition. With the endorsement of two United States Senators, the receivership



Office

New York City
370 Lexington Ave. Suite 800
New York, NY 10017

Practice Areas

Commercial Litigation
Bankruptcy & Creditors' Rights
Construction

Education

Colgate University (BA)
Harvard University (MPP)
Yeshiva University (JD)

team obtained a rule waiver from the Commission. A four month extension of the eight-month time period was granted for each license obtained by the receivership on behalf of the defendants' customers, including those consumers whose licenses had already expired. This enabled us to bundle all the licenses together and sell them as a package to Nextel Corp. As a result of that rule waiver and the license sale transaction, more than 4,000 consumers received all of their money back, and Nextel went on to become a major player in the wireless telecommunications marketplace.

Q: What's been a defining moment in your career?

A: I would have to say the most defining moment was when I was appointed to be receiver of Five Star Auto Club in *FTC vs. Five Star Auto Club*. It was a great honor to be appointed an equity receiver in an action brought by the Federal Trade Commission. It was a multi-million dollar fraud. It was brought to trial; I participated as the receivership entity. The court ultimately liquidated Five Star Auto Club and ordered the defendants to pay millions in consumer redress. The case made precedent and is cited to this day in many FTC cases and other receivership cases.

Q: How are you active in your local community?

A: I currently sit on the 82nd Street Partnership, which is a Business Improvement District (BID) in Jackson Heights-Corona, Queens. I've also served on the advisory board of the Make-A-Wish Foundation for the Metro New York area. I'm active in local Bar Associations and on Bar committees. Additionally, I'm very active in my synagogue, and I coach many of my kids' sports teams.

Q: There are many law firms in the New York City area. What made Farrell Fritz stand out for you as a partner?

A: What made Farrell Fritz different for me was the overwhelming focus on the long term – everyone seemed to be looking at the future of law, the future of the community and the future of our clients and how the firm will contribute to each. Taking this long-term approach to client relationships is, for me, the most fulfilling and the most enriching way to achieve success.

Attorney Advertising

UNITED STATES DISTRICT COURT
DISTRICT OF NEVADA

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION,	:	Case No.: 2:13-cv-1658-JCM-CWH
	:	
	:	
Plaintiff,	:	
	:	
v.	:	[PROPOSED] ORDER
	:	APPOINTING AN
EDWIN YOSHIHIRO FUJINAGA and	:	EQUITABLE RECEIVER
MRI INTERNATIONAL, INC.,	:	
	:	
Defendants,	:	
	:	
and	:	
	:	
CSA SERVICE CENTER, LLC,	:	
THE FACTORING COMPANY,	:	
JUNE FUJINAGA, and	:	
THE YUNJU TRUST,	:	
	:	
Relief Defendants.	:	
	:	

This cause comes before the Court on the motion of plaintiff Securities and Exchange Commission, pursuant to Rule 66 of the Federal Rules of Civil Procedure, for an order appointing an equitable receiver for the assets of defendant MRI International, Inc., CSA Service Center LLC, the Factoring Company (collectively, “MRI International”) and their related parties, including those identified in the September 9, 2014 accounting report of Court-appointed accounting firm McGladrey LLP (the “McGladrey Report”). The Court has received, read and considered the papers submitted by the parties on this motion, held the hearing required by Rule 66-2 of the Court’s Local Rules and, being fully advised in the premises,

THE COURT HERBY FINDS AND ORDERS THAT:

1. Good cause exists to appoint a receiver for the assets of defendant MRI International and its related parties.

2. The Court hereby appoints _____ to be the receiver (the “receiver”).

3. The receiver is hereby authorized, empowered and directed to perform the following duties and responsibilities, as reasonably necessary and appropriate to comply with and effectuate the goals and purposes of the equitable receivership:

a. Take and retain immediate possession, custody and control of all assets and property and the books and records owned by, controlled by or belonging to MRI International or its related parties, including those identified in the McGladrey Report. This includes all assets of every kind whatsoever, and wherever located, whether tangible, intangible, real, equitable, personal, realized, unrealized, or otherwise. All accounts and assets subject to the consented asset freeze in this action (ECF No. 20) are deemed to be covered by this Order, unless otherwise directed by the Court.

b. Take all steps the receiver deems necessary to secure and protect the assets and property of MRI International and its related parties, including but not limited to their premises, files and information systems.

c. Engage and employ persons, following Court approval, to assist the receiver in carrying out its duties and responsibilities herein, including accountants, attorneys and experts.

d. Acquire and retain all rights and powers which MRI International has to manage, control, operate and maintain its business (including but not limited to the power to direct, hire, suspend and terminate the employment of personnel and the exclusive authority to make expenditures on behalf of MRI International), and to possess, receive or use income, earnings,

rents and profits, with the full power to commence, maintain, defend or participate in legal proceedings, to sue for, collect, receive and take into possession all goods, chattels, rights, general intangibles, choses in action, credits, monies, effects, lands, books and records of account, and other papers and data bases, with a view to preventing loss, damage and injury to MRI International and its investors, and preserving the assets and records of MRI International.

e. Take control of, and be added or substituted as signatory, on all accounts at any bank, financial institution or brokerage firm which has possession, custody or control of any assets or property of MRI International; such power to include without limitation the power to open and close bank or securities accounts of MRI International and to execute checks or otherwise disburse money from such accounts on behalf of MRI International to pay its obligations in the normal course of business; except, however, that pending further order of this Court, neither MRI International nor the receiver shall make any payments to any person or entity that provided funds to MRI International for the purpose of investing in securities.

f. Open a custodial account at a federally insured bank to receive and hold all assets that are collected and received (the “Disgorgement Fund”). The receiver shall invest as soon as reasonably possible and to the extent practicable in short-term United States Treasury securities with maturities not to exceed the estimated life of the equitable receivership. The receiver shall invest and reinvest the Disgorgement Fund with a view first toward conserving and preserving the principal, and second toward maximizing investment return.

g. Immediately report to the Commission any transactions by MRI International after the date of the temporary restraining order (September 12, 2013) that appear not to be in the normal course of business.

- h. File, if appropriate, for relief and protection under the Federal Bankruptcy Code, on behalf of MRI International, after notice to all parties in this action.
 - i. Take possession of and monitor all mail, facsimiles and email of MRI International.
 - j. Take such further action as the Court shall deem equitable, just and appropriate under the circumstances upon proper application.
- 4. The receiver shall obtain prior approval of the Court, upon reasonable notice to the Commission's counsel of record, for any proposed actions or decisions taken in the course of the receivership that will involve or necessitate the substantial commitment, dissipation, or liquidation of the assets of MRI International or its related parties (*i.e.*, beyond day-to-day management expenses), or any other substantial commitment (*i.e.*, beyond day-to-day management activities) of, affecting, or binding upon MRI International or its related parties.

5. The receiver shall take all necessary steps to enable the Disgorgement Fund to obtain and maintain the status of a taxable "Settlement Fund," within the meaning of Section 468B of the Internal Revenue Code and of the regulations, whether proposed, temporary or final, or pronouncements thereunder, including the filing of the elections and statements contemplated by those provisions. The receiver shall be designated the administrator of the Disgorgement Fund, pursuant to Treas. Reg. § 1.468B-2(k)(3)(i), and shall satisfy the administrative requirements imposed by Treas. Reg. § 1.468B-2, including but not limited to (a) obtaining a taxpayer identification number, (b) timely filing applicable federal, state, and local tax returns and paying taxes reported thereon, and (c) satisfying any information, reporting or withholding requirements imposed on distributions from the Disgorgement Fund. The receiver shall cause the Disgorgement Fund to pay taxes in a manner consistent with treatment of the Disgorgement

Fund as a “Qualified Settlement Fund.” Defendants shall cooperate with the Receiver in fulfilling the Disgorgement Fund’s obligations under Treas. Reg. § 1.468B-2.

6. The assets of MRI International, the Disgorgement Fund, and the funds on deposit in this action in the Registry of the United States District Court for the District of Nevada shall be used to pay the reasonable costs, fees and expenses of the receiver incurred in connection with the performance of its duties described herein including, but not limited to, the reasonable costs, fees and expenses of all persons who may be engaged by the receiver to assist in the carrying out of the receiver’s duties and obligations. All requests for payment of costs, fees and expenses of the receiver and those employed by the receiver shall be made by application to the Court, setting forth in reasonable detail the nature of any such costs, fees and expenses.

7. The receiver and all persons the receiver may engage or employ to assist in carrying out the receiver’s duties and obligations shall not be liable for any act or omission of the receiver or such person, respectively, or any of their partners, employees or agents, unless it shall be proven that the receiver or such other person acted, or omitted to act, in bad faith. This provision shall apply to claims based on conduct during the term of any agreement that may be entered into between the receiver and any other person who may be engaged or employed by the receiver, even if such claims are filed after the termination of any such agreement.

8. MRI International shall indemnify, defend and hold harmless the receiver, the receiver’s firm and the receiver’s agents, employees, consultants, successors and assigns from and against all actions (pending or threatened and whether at law or equity in any forum), liabilities and damages. This paragraph applies to losses, costs and expenses, including but not limited to reasonable attorneys’ and other professional fees, arising from acts or omissions of the receiver or the receiver’s firm, agents, employees and consultants under the terms of this Order.

9. The receiver may be removed at any time by the Court and replaced with a successor, *sua sponte*, upon request of the Commission, or otherwise. In the event that the receiver decides to resign, the receiver shall first give written notice to the Commission's counsel of record and the Court of its intention, and the resignation shall not be effective until the Court appoints a successor. The receiver shall then follow such instructions as the Court may provide.

10. All persons who receive actual notice of this Order by personal service or otherwise are enjoined from in any way disturbing the assets of MRI International and its related parties and from filing or prosecuting any judicial action or proceeding of any kind, civil or criminal, or from appointing a receiver or administrator, which involves the receiver, MRI International or its related parties, or which affects the assets of MRI International or its related parties, except on leave having been granted by this Court. The receiver shall not be required to respond to any subpoena or other court process (for documents or testimony) relating to the receiver's duties, except on order of this Court.

11. On the request of the Commission, the receiver shall provide the Commission with any documentation that the Commission deems necessary to meet its reporting requirements, that is mandated by statute or Congress, or that is otherwise necessary to further the Commission's mission.

12. The receiver shall make all reasonable efforts to maintain the privacy and confidentiality of all information that it obtains in the course of the receivership.

13. Subject to all rights and privileges available under the law, MRI International, its related parties, and their officers, directors, agents, servants, employees and attorneys-in-fact shall:

a. Provide to the receiver complete and unfettered access to all documents, books and records of MRI International and its related parties, wherever located, and in whatever form or format they exist, including electronic and computerized records, contracts and tax returns.

Defendants and Relief Defendants shall cooperate fully with the receiver in this regard, and shall turn over or provide complete and unfettered access to such documents, books and records.

b. Take no action, directly or indirectly, to hinder, obstruct, delay or otherwise interfere in any manner with the actions of the receiver or any other person engaged or employed by the receiver to assist in carrying out the receiver's duties and obligations herein.

SO ORDERED.

Dated: Las Vegas, Nevada
October , 2014

HON. JAMES C. MAHAN
UNITED STATES DISTRICT JUDGE

S E Cの求めるレシーバー任命の決定
2014年9月12日付文書（145-1）

原告 S E C
被告 エドワイン・フジナガ
M R I

Relief Defendants

- C S A サービスセンター
- The Factoring.co
- June Fujinaga
- The Yunji Trust

<訴訟の経過>

S E Cのレシーバー選任の申立があった。裁判所は、各提出書面を検討し、法66-2条に従って審尋を行い、十分に熟考した結果、以下のとおり認定し、決定する。

<決定項目>

1. M R I インターと関連当事者の資産につきレシーバー任命の十分な理由がある。
2. ここに××をレシーバーに任命する。
3. レシーバーは、衡平な管財を行う目的と目標に従い、その目的を達成するためには合理的に必要かつ適切な、以下の義務と責任を負うとともに、その権限を付与される。
 - a. M R I インターと関連当事者が管理又は有する全ての資産、財産、帳簿、記録を直ちに獲得し、直接所有、保管、管理を維持する。それには、マクグラドリー報告で明らかになったすべてのものを含む。また、あらゆる種類の資産が、その所在場所、有形・無形の別にかかわらず、また不動産も、衡平法の視点で、個人のもの、既存または計画上のものも、含まれる。
本事件で合意された資産凍結の対象となる全ての口座と資産が、特に裁判所が指示していない限り、本決定で網羅される。
 - b. M R I インターとその関連者の資産・財産を、確保・保護するために、レシーバーが必要と考えるあらゆる手段をとること。これには、会社建物、ファイル、情報システムも含まれる。
 - c. 裁判所の許可に従い、レシーバーとしての本件での責務を果たすことをアシストする人員と契約したり、雇用したりする。これには、会

計士、弁護士、専門家を含む。

- d. MR I インターが事業を管理、支配、運営、維持するためのあらゆる権利と権限を獲得し、保持する（従業員の指示、停止、終了（解雇）の権限、並びにMR I インターを代表して支出する全ての権限を含む。）。また、収入、所得、賃貸料、利益を受け取り又は使う権利と権限をもつ。

これらの全権限をもって法的手続を開始し、維持し、対抗する権利と権限を、有する。

MR I インターとその投資家の損害と損失を予防する観点で提訴し、一般無形物、訴訟での選択、信用、現金、結果、土地、帳簿、会計記録、その他書類、データベースを回収し、受領し、占有する権利と権限を獲得し、それを保持する。

- e. MR I インターの資産や財産を保有、保管、管理しているあらゆる銀行・金融機関・ブローカーの全ての口座について、管理し、署名者として追加又は署名者として代わる。かかる権限には、制限なしに、MR I インターの銀行又は証券口座の開設と閉鎖、通常のビジネスの過程で小切手の振出、MR I インターの支払義務を果たすためにMR I に代わって出金する権限を含む。ただし、本裁判所の更なる命令がない限り、MR I インターもレシーバーも証券に投資する目的でMR I インターに資金を提供する何等かの人や事業者に何らの支払もすべきでない。
- f. 連邦政府の保証する銀行に、回収・受領した全ての資産を受け取り、保管するための信託管理口座を開設する（Disgorgement Fund ディスゴージュ基金）。レシーバーは予期される衡平法上の管財期間を超過しない満期日の短期合衆国財務省証券を、実際的な限りにおいて、合理的に可能な限り早期に投資する。第一に元本を保護し、残すこと、第二に投資利益を最大化することを念頭にして、ディスゴージュ基金を投資、再投資する。
- g. 通常の業務過程から外れていると考えられる、TRO の日（2013 年9月12日）以降のMR I インターによるあらゆる取引を、即座に SEC に報告する。
- h. 適切な場合、連邦破産法に基づき、本件の全当事者に通知後、MR I インターに代わって、救済と保護を申請する。
- i. MR I インターの全メール、FAX、郵便を入手し、監視する。
- j. 適切な申請により、裁判所が衡平、正当、適切と考える更なるアクションをとる。

4. レシーバーは、管財業務の過程で、MR I インターと関連当事者の資産について、契約、散逸、換金する必要や、それらを伴う行為が生じる場合、MR I インターや関連当事者に影響、拘束するような事態が発生した場合 (ex 日常の管理行動を超えるようなものの場合)、SEC に合理的な通知をした上で、裁判所の事前の許可を得ること。

5. 内国歳入規定 468B 条ほかの規制の趣旨で、課税可能な「Settlement (和解) Fund」のステータス (資格) を得て維持するために、あらゆる必要な手順を行う。

Treas.Reg. § 1.468B-2(k)(3)(i)に基づき、レシーバーはディスゴージュ基金の管理者に指名され、Treas.Reg. § 1.468B-2 が定める管理用件を満足すること。

これには、①納税者番からの取得、②連邦州、地方税の申告を時宜を得て行い、申告した税を支払う③ディスゴージュ基金からの配当に適用される源泉義務、情報、報告義務を満足する。

ディスゴージュ基金を、有資格和解金基金と扱いを一貫性のある形で税を納めるファンドとする。

被告らは、「Qualified Settlement Fund 吐出ファンド」に課せられた Treas.Reg. § 1.468B-2 に基づく義務を満足できるようレシーバーに協力する。

6. MR I インターの資産、吐出ファンド、ネバダ州連邦地裁のレジストリーに本件で預託 (デポジット) された資金を、レシーバーの合理的経費 fees その他費用として使う。

これには、合理的コスト、レシーバーの責務遂行上の補助に携わった全人員の経費、人件費、を含む。

レシーバーのコスト、及び、人件費の支払を求める全要求は、裁判所に申請し、申請には合理的な詳細を述べること。

7. 悪意によると証明されたもの以外、レシーバーのアシストをした人、従業員、代理人が、義務遂行上行った行為や不作為について責任を負わない。

この条項は、レシーバーとレシーバーが雇った者との契約期間中は、行為に基づく請求について適用される。たとえその請求が契約期間終了後に申立てられた場合もこれに当たる。

8. MR I インターは、レシーバー、レシーバーの事務所、エージェント、従業員、コンサル、継承者、氏名者を、(係属中、脅し、法・衡平法務等あらゆる形の) あらゆる訴訟等 actions、法的責任、損害賠償から、守り、保護し、免責する。

9. SEC等からの要求により、裁判所は職権により、いつでもレシーバーを排除し、後継を任命できる。レシーバーが辞任する場合、まず書面でSEC登録代理人と裁判所に通知し、裁判所が後継を任命するまで、辞任は有効とならない。
10. 個人送達等により本決定の通知を実際に受け取る全当事者は、MRIインターと関連当事者の資産を一切侵害すること——民事・刑事を含むあらゆる法務行為や手続を遂行すること、又は、レシーバー、MRIインター、又は関連当事者が関与する、レシーバーや管理者を任命すること、MRIインターや関連当事者の資産に影響を与えること——を禁じられる。
ただし、裁判所が認可した場合を除く。レシーバーは、問う裁判所の命令を除き、レシーバーの義務に関する召喚状、その他の裁判手続に対応することを求められない。
11. SECの要請により、レシーバーは、SECが制定法又は議会により義務付けられた報告義務を果たす上で必要と考える、あるいはSECの使命を果たすに必要と考える、あらゆる文書を提供する。
12. レシーバーは、責務を果たす過程で得たあらゆる情報の機密を保持し、プライバシーを守るべく、あらゆる合理的な努力をする。
13. MRIインターと関連当事者、その役員、取締役、エージェント、従業員、被雇用者、代理人は、法に基づき適用できる全ての権利、特権を前提として、
④レシーバーに対し、MRIインターとその関連当事者の全ての文書、帳簿、記録に、その所在場所、携帯、電磁的コンピューター上の記録、契約書、納税申告書であるかにかかわらず、完全かつ制限のないアクセスを提供すること。
⑤直接にも間接にも、いかなる形でも、レシーバーやレシーバーの雇つた人が、本決定に基づく責務を果たさんとする行為を、妨害遅延させる等の介入行為をしないこと。

以上、命令、決定する。

Dated: Las Vegas,Nevada
October ,2014

HON.JAMES C.MAHAN
UNITED STATES DISTRICT JUDGE

UNITED STATES DISTRICT COURT
DISTRICT OF NEVADA

SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION,	:	Case No.: 2:13-cv-1658-JCM-CWH
	:	
Plaintiff,	:	
	:	
v.	:	[PROPOSED] ORDER
	:	APPOINTING AN
EDWIN YOSHIHIRO FUJINAGA and	:	EQUITABLE RECEIVER
MRI INTERNATIONAL, INC.,	:	
	:	
Defendants,	:	
	:	
and	:	
	:	
CSA SERVICE CENTER, LLC,	:	
THE FACTORING COMPANY,	:	
JUNE FUJINAGA, and	:	
THE YUNJU TRUST,	:	
	:	
Relief Defendants.	:	
	:	

This cause comes before the Court on the motion of Plaintiff Securities and Exchange Commission, pursuant to Rule 66 of the Federal Rules of Civil Procedure and Local Rules 66-1 through 66-10, for an order appointing an equitable receiver for certain commercial properties, identified in Exhibit 1, which are owned or controlled by Defendants Edwin Fujinaga or MRI International, Inc., or Relief Defendants CSA Service Center, LLC, or The Factoring Company (collectively, “MRI International” or “Defendants”).¹ The Court has received, read and considered the papers submitted by the parties on this motion, held the hearing required by Local Rule 66-2 and, being fully advised in the premises,

¹ Defendants have reviewed this proposed order and have no objection to the form of this proposed order.

THE COURT HEREBY ORDERS THAT:

1. A Receiver is appointed for the commercial properties and their rents and issues (collectively, the “Properties”) described in Exhibit 1.
2. The Court hereby appoints _____ to be the Receiver (the “Receiver”).
3. MRI International shall relinquish its occupancy rights with respect to the Properties to the Receiver within seven calendar days of the date of this Order.
4. The Receiver is hereby authorized, empowered and directed to perform the following duties and responsibilities, as reasonably appropriate and necessary to comply with and effectuate the goals and purposes of the equitable receivership:
 - a. Take and retain immediate possession, custody and control of the Properties, all personal property located in or at the Properties, and the books and records owned by, controlled by or belonging to MRI International pertaining to the Properties.
 - b. Take and retain immediate and exclusive possession, custody and control from MRI International of all keys, key cards, passwords, user names, and any other means of access to the Properties and any locked or secure areas within the Properties including, but not limited to, safes, secure computer or information systems, secure rooms and locked cabinets.
 - c. Take all steps the Receiver deems necessary to secure and protect the Properties including, but not limited to, their personal property, premises, files and computer or information systems.
 - d. Take all steps the Receiver deems necessary to maintain the confidentiality of information contained in the Properties, and to dispose of such information in an appropriate manner and in consultation with MRI International.

e. May, in the Receiver's discretion, pay all debts and remove all encumbrances as necessary and reasonable to preserve the Properties against foreclosure and loss including, but not limited to, all local, state and federal taxes, priority liens and property insurance. The Receiver may pursue negotiated settlements of all such debts and encumbrances.

5. Insofar as there is a tenant occupying a portion of the property located at 150 East Harmon Avenue, Las Vegas, Nevada, the Receiver shall take over the role of landlord, collect all rents and issues paid by the tenant, and take over the occupancy of the property upon the expiration or termination of the lease.

6. In accordance with Local Rule 66-7, and except as otherwise allowed by statute or ordered by the Court, no party in interest, and no accountant, attorney, or representative of a party in interest, shall be employed by the Receiver.

7. The Clerk of the Court shall issue a check in the full amount of the funds in the Registry Account of the Court in this action. The check shall be payable to the Receiver, and the check proceeds shall be used to pay the ongoing expenses of the Properties, such as insurance, maintenance, property taxes, repairs, security and utilities. The Receiver shall file and serve a quarterly report accounting for the use of the check proceeds received from the Registry Account of the Court.

8. The Receiver shall deposit the check and check proceeds described in paragraph 7 above in a custodial account at a federally insured bank.

The check proceeds described in paragraph 7 above shall also be used to pay the reasonable costs, expenses and fees of the Receiver incurred in connection with the performance of its duties described herein. All requests for payment of costs, expenses and fees of the

receiver shall be made by application to the Court, setting forth in reasonable detail the nature of any such costs, expenses and fees.

9. The Receiver shall take all necessary steps to enable the check proceeds described in paragraph 7 above to obtain and maintain the status of a taxable “Settlement Fund,” within the meaning of Section 468B of the Internal Revenue Code and of the regulations, whether proposed, temporary or final, or pronouncements thereunder, including the filing of the elections and statements contemplated by those provisions. The Receiver shall be designated the administrator of the Settlement Fund, pursuant to Treas. Reg. § 1.468B-2(k)(3)(i), and shall satisfy the administrative requirements imposed by Treas. Reg. § 1.468B-2, including but not limited to (a) obtaining a taxpayer identification number, (b) timely filing applicable federal, state, and local tax returns and paying taxes reported thereon, and (c) satisfying any information, reporting or withholding requirements imposed on distributions from the Settlement Fund. The receiver shall cause the Settlement Fund to pay taxes in a manner consistent with treatment of the Settlement Fund as a “Qualified Settlement Fund.” MRI International shall cooperate with the Receiver in fulfilling the Settlement Fund’s obligations under Treas. Reg. § 1.468B-2.

10. The Receiver shall deposit the net proceeds of any lease effected pursuant to paragraph 4 above into the custodial account described in paragraph 8 above. The net lease proceeds shall be maintained in the custodial account until the Court enters an order of distribution or other action to be taken.

11. Pursuant to Rule 65(a) of the Federal Rules of Civil Procedure, the Receiver shall not be required to post a bond or other security.

12. The Receiver shall not be liable for any act or omission of the Receiver unless it shall be proven that the Receiver acted, or omitted to act, in bad faith.

13. MRI International shall indemnify, defend and hold harmless the Receiver and the Receiver's firm from and against all actions (pending or threatened and whether at law or equity in any forum), liabilities and damages. This paragraph applies to costs, expenses and losses, including but not limited to reasonable attorneys' and other professional fees, arising from acts or omissions of the Receiver and the Receiver's firm under the terms of this Order.

14. The Receiver may be removed at any time by the Court and replaced with a successor, *sua sponte*, upon request of the Commission, or otherwise. In the event that the Receiver decides to resign, the Receiver shall first give written notice to the Commission's counsel of record and the Court of its intention, and the resignation shall not be effective until the Court appoints a successor. The Receiver shall follow such instructions as the Court may provide.

15. All persons who receive actual notice of this Order by personal service or otherwise are enjoined from in any way disturbing the Properties and from filing or prosecuting any judicial action or proceeding of any kind (*e.g.*, administrative, civil or criminal), pertaining to the Properties, and from appointing a receiver or administrator of the Properties, except on leave having been granted by this Court. The Receiver shall not be required to respond to any subpoena or other court process (for documents or testimony) relating to the Receiver's duties, except on order of this Court.

16. On the request of the Commission, the Receiver shall provide the Commission with any documentation in the possession of the Receiver that the Commission deems necessary to meet its reporting obligations, that is mandated by Congress or statute, or that is otherwise necessary to further the Commission's mission.

17. In accordance with Local Rule 66-4, within sixty days of being appointed, the Receiver shall file a verified report and account of the Receiver's administration, which shall be heard in a hearing before the Court upon fourteen days' notice to all parties and known creditors of MRI International. The report and account shall contain the following:

- a. A summary of the operations of the Receiver.
- b. An inventory of the Properties and the personal property located therein.
- c. A schedule of all the Receiver's receipts and disbursements.
- d. A list of all known creditors who have claims on one or more of the Properties, with their addresses and the amounts of their claims. This sub-paragraph does not apply to investors who purchased certificates of investment from MRI International.
- e. The Receiver's recommendations for a continuation or discontinuation of the receivership and the reasons for the recommendations.

In accordance with Local Rule 66-4 and this Court's order dated December 2, 1014, beginning after the hearing provided for in paragraph 17 above, the Receiver shall submit a status report every 90 days for the purpose of apprising the Court of the Receiver's activities.

18. The Receiver shall file and serve appraisals of the Properties within 120 days of being appointed.

19. At the hearing provided for in paragraph 17 above, the Court shall approve or disapprove the Receiver's report and account, determine whether the receivership may continue, and fix the time for further regular reports by the Receiver, if applicable.

20. In accordance with Local Rule 66-5, the Receiver shall give all interested parties and creditors at least fourteen days' notice of the time and place of hearings of:

- a. All further reports of the Receiver.

- b. All petitions for approval of the payment of dividends to creditors.
- c. All petitions for confirmation of sales of real or personal property.
- d. All applications for fees of the Receiver.
- e. Any application for the discharge of the Receiver.
- f. All petitions for authority to sell property at private sale.

21. Subject to all rights and privileges available under the law, MRI International, and its agents, directors, officers, servants, employees and attorneys-in-fact, and anyone affiliated with, in control of, or under the control of, MRI International, shall:

- a. Provide to the Receiver complete and unfettered access to all non-privileged books, records and documents of MRI International pertaining to the Properties, wherever located, and in whatever form or format they exist, including computerized and electronic records, contracts and lease agreements. MRI International and Edwin Fujinaga shall cooperate fully with the Receiver in this regard, and shall turn over or provide complete and unfettered access to such non-privileged books, records and documents.
- b. Provide to the Receiver complete, immediate and exclusive possession, custody and control of all keys, key cards, passwords, user names, and any other means of access to the Properties and any locked or secure areas within the Properties including, but not limited to, safes, secure rooms, secure computer or information systems, and locked cabinets.
- c. Provide to the Receiver immediately upon receipt all deliveries, email, facsimiles, mail and any other correspondence of MRI International pertaining to the Properties.

d. Take no action, directly or indirectly, to hinder, obstruct, delay or otherwise interfere in any manner with the actions of the Receiver or any other person engaged or employed by the Receiver to assist in carrying out the Receiver's duties herein.

SO ORDERED.

Dated: Las Vegas, Nevada
December , 2014

HON. CARL W. HOFFMAN
UNITED STATES MAGISTRATE JUDGE

Exhibit 1
Property List

No.	Address	Clark County Parcel No.	Description	Reason/Concern
1	5330 South Durango Drive, Las Vegas, Nevada (MRI) and 5370 South Durango Drive, Las Vegas, Nevada (Claims Servicing of America)	163-28-301-001	The West Half (W1/2) of the Northwest Quarter (NW1/4) of the Northwest Quarter (NW1/4) of the Southwest Quarter (SW1/4) of Section 28, Township 21 South, Range 60 East, M.D.M.	Vandalism and waste
2	5420 South Durango Drive, Las Vegas, Nevada (MRI Building No. 3)	163-28-301-007	The West Half (W1/2) of the Southwest Quarter (SW1/4) of the Northwest Quarter (NW1/4) of the Southwest Quarter (SW1/4) of Section 28, Township 21 South, Range 60 East, M.D.B. & M.	Vandalism and waste
3	2955 Coleman Street, North Las Vegas, Nevada (Med-Health Medical Supplies)	139-17-610-006	See Exhibit A, Parcel 1	Vandalism and waste
4	2865 Coleman Street, North Las Vegas, Nevada (Med-Health Pharmaceutical Products)	139-17-610-007	See Exhibit A, Parcel 2	Vandalism and waste
5	2875 Coleman Street, North Las Vegas, Nevada (Med-Health Pharmaceutical Products)	139-17-610-008	See Exhibit A, Parcel 3	Vandalism and waste
6	150 East Harmon Avenue, Las Vegas, Nevada (Harmon Medical Center)	162-21-202-004	That portion of the Northwest Quarter (NW1/4) of Section 21, Township 21 South, Range 61 East, M.D.B.& M., more particularly described as follows: Lot One (1) of the certain parcel map on file in File 13, Page 40, in the Office of the County Recorder of Clark County, Nevada	Vandalism and waste; No viable owner

EXHIBIT "A"

PARCEL 1:

A PORTION OF LOT ONE (1) OF COLEMAN AIRPARK, A COMMERCIAL SUBDIVISION, AS SHOWN BY MAP THEREOF ON FILE IN BOOK 127 OF PLATS, PAGE 15, IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER OF CLARK COUNTY, NEVADA, DESCRIBED AS FOLLOWS:

A PORTION OF LANDS AS DESCRIBED IN A GRANT, BARGAIN, AND SALE DEED RECORDED NOVEMBER 21, 2005 IN BOOK 20051121 AS DOCUMENT NO. 0003850 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA AND SITUATE WITHIN THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) OF SECTION 17, TOWNSHIP 20 SOUTH, RANGE 61 EAST, M.D.M., CITY OF NORTH LAS VEGAS, CLARK COUNTY, NEVADA, MORE PARTICULARLY DESCRIBED AS FOLLOWS:

COMMENCING AT THE NORTHEAST CORNER OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) OF SAID SECTION 17, SAID POINT ALSO BEING AT THE CENTERLINE INTERSECTION OF BROOKS AVENUE AND COLEMAN STREET; THENCE ALONG THE NORTH LINE OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) AND CENTERLINE OF BROOKS AVENUE, NORTH 89°33'21" WEST, 481.39 FEET; THENCE DEPARTING SAID NORTH LINE AND CENTERLINE, SOUTH 00°26'39" WEST, 30.00 FEET TO THE SOUTH RIGHT-OF-WAY LINE OF BROOKS AVENUE, SAID POINT ALSO BEING THE MOST NORTHEASTERLY CORNER OF PARCEL 1 AS SHOWN ON RECORD OF SURVEY FILE 151, PAGE 100 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA SAID POINT BEING THE POINT OF BEGINNING; THENCE DEPARTING SAID SOUTH RIGHT-OF-WAY LINE, SOUTH 01°12'09" EAST, 378.60 FEET; THENCE SOUTH 88°47'52" EAST, 402.01 FEET TO THE WEST LINE OF LOT ONE (1) AS SHOWN ON THAT CERTAIN FINAL MAP ENTITLED "COLEMAN AIRPARK" RECORDED IN BOOK 127 OF PLATS AT PAGE 15 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA; THENCE ALONG SAID WEST LINE, NORTH 01°15'15" WEST, 390.16 FEET TO THE NORTHWEST CORNER OF SAID LOT ONE (1), SAID POINT BEING ON THE SOUTH RIGHT-OF-WAY LINE OF BROOKS AVENUE; THENCE ALONG SAID SOUTH RIGHT-OF-WAY LINE, SOUTH 89°33'21" EAST, 402.53 FEET TO THE POINT OF BEGINNING.

PARCEL 2:

A PORTION OF LOT ONE (1) OF COLEMAN AIRPARK, A COMMERCIAL SUBDIVISION, AS SHOWN BY MAP THEREOF ON FILE IN BOOK 127 OF PLATS, PAGE 15, IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER OF CLARK COUNTY, NEVADA, DESCRIBED AS FOLLOWS:

A PORTION OF LANDS AS DESCRIBED IN A GRANT, BARGAIN, AND SALE DEED RECORDED NOVEMBER 21, 2005 IN BOOK 20051121 AS DOCUMENT NO. 0003850 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA AND SITUATE WITHIN THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) OF SECTION 17, TOWNSHIP 20 SOUTH, RANGE 61 EAST, M.D.M., CITY OF NORTH LAS VEGAS, CLARK COUNTY, NEVADA, MORE PARTICULARLY DESCRIBED AS

FOLLOWS:

COMMENCING AT THE NORTHEAST CORNER OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW $\frac{1}{4}$) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE $\frac{1}{4}$) OF SAID SECTION 17, SAID POINT ALSO BEING AT THE CENTERLINE INTERSECTION OF BROOKS AVENUE AND COLEMAN STREET; THENCE ALONG THE EAST LINE OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW $\frac{1}{4}$) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE $\frac{1}{4}$) AND CENTERLINE OF COLEMAN STREET, SOUTH 01°12'24" EAST, 959.60 FEET; THENCE DEPARTING SAID EAST LINE AND CENTERLINE, SOUTH 88°47'36" WEST, 30.00 FEET TO THE WEST RIGHT-OF-WAY LINE OF COLEMAN STREET, SAID POINT ALSO BEING THE SOUTHEAST CORNER OF PARCEL 1 AS SHOWN ON RECORD OF SURVEY FILE 151, PAGE 100 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA; THENCE DEPARTING SAID WEST RIGHT-OF-WAY LINE AND ALONG THE SOUTH LINE OF SAID PARCEL 1, SOUTH 88°47'51" WEST, 246.48 FEET TO THE POINT OF BEGINNING; THENCE CONTINUING, SOUTH 88°47'51" WEST, 205.65 FEET; THENCE NORTH 01°12'09" WEST, 294.41 FEET; THENCE NORTH 88°47'52" EAST, 205.65 FEET; THENCE SOUTH 01°12'09" WEST, 294.41 FEET TO THE POINT OF BEGINNING.

East

SAID PARCEL FURTHER DESCRIBED AS BUILDING 7 AS SHOWN IN FILE 157, OF SURVEYS, AT PAGE 65, RECORDED JUNE 6, 2006, IN BOOK 20060622 AS INSTRUMENT NO. 3572 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA.

PARCEL 3:

A PORTION OF LOT ONE (1) OF COLEMAN AIRPARK, A COMMERCIAL SUBDIVISION, AS SHOWN BY MAP THEREOF ON FILE IN BOOK 127 OF PLATS, PAGE 15, IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER OF CLARK COUNTY, NEVADA, DESCRIBED AS FOLLOWS:

A PORTION OF LANDS AS DESCRIBED IN A GRANT, BARGAIN, AND SALE DEED RECORDED NOVEMBER 21, 2005 IN BOOK 20051121 AS DOCUMENT NO. 0003850 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA AND SITUATE WITHIN THE SOUTHWEST QUARTER (SW $\frac{1}{4}$) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE $\frac{1}{4}$) OF SECTION 17, TOWNSHIP 20 SOUTH, RANGE 61 EAST, M.D.M., CITY OF NORTH LAS VEGAS, CLARK COUNTY, NEVADA, MORE PARTICULARLY DESCRIBED AS FOLLOWS:

COMMENCING AT THE NORTHEAST CORNER OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) OF SAID SECTION 17, SAID POINT ALSO BEING AT THE CENTERLINE INTERSECTION OF BROOKS AVENUE AND COLEMAN STREET; THENCE ALONG THE EAST LINE OF THE SOUTHWEST QUARTER (SW ¼) OF THE NORTHEAST QUARTER (NE ¼) AND CENTERLINE OF COLEMAN STREET, SOUTH 01°12'24" EAST, 959.60 FEET; THENCE DEPARTING SAID EAST LINE AND CENTERLINE, SOUTH 88°47'36" WEST, 30.00 FEET TO THE WEST RIGHT-OF-WAY LINE OF COLEMAN STREET, SAID POINT ALSO BEING THE SOUTHEAST CORNER OF PARCEL 1 AS SHOWN ON RECORD OF SURVEY FILE 151, PAGE 100 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA, AND THE POINT OF BEGINNING; THENCE DEPARTING SAID WEST RIGHT-OF-WAY LINE AND ALONG THE SOUTH LINE OF SAID PARCEL 1, SOUTH 88°47'51" WEST, 246.48 FEET; THENCE NORTH 01°12'09" WEST, 294.41 FEET; THENCE NORTH 88°47'52" EAST, 246.46 FEET TO THE WEST RIGHT-OF-WAY LINE OF COLEMAN STREET; THENCE ALONG SAID WEST RIGHT-OF-WAY LINE, SOUTH 01°12'24" EAST, 294.41 FEET TO THE POINT OF BEGINNING.

SAID PARCEL FURTHER DESCRIBED AS BUILDING 8 AS SHOWN IN FILE 157, OF SURVEYS, AT PAGE 65, RECORDED JUNE 22, 2006, IN BOOK 20060622 AS INSTRUMENT NO. 3572 ON FILE IN THE OFFICE OF THE COUNTY RECORDER, CLARK COUNTY, NEVADA.

NOTE: THE ABOVE METES AND BOUNDS DESCRIPTION WAS PREPARED BY CHARLES KELLEY AT 600 South 8th Street, Suite 230, Las Vegas, Nevada 89101

PARCEL 4:

A NON-EXCLUSIVE EASEMENT FOR INGRESS AND EGRESS AS SET FORTH IN THAT CERTAIN DECLARATION OF COVENANTS, CONDITIONS AND RESTRICTIONS, RECORDED AUGUST 30, 2005, IN BOOK 20050830, AS DOCUMENT NO. 01696, OF OFFICIAL RECORDS, CLARK COUNTY, NEVADA.

181番 <2014年12月10日付の求める命令内容>

- 1 別紙1の不動産についてレシーバーを選任する。
- 2 ××をレシーバーとして選任
- 3 7日以内に占有をレシーバーに渡す。
- 4 レシーバー選任の趣旨に従って以下の職務を行い責任を負う。
 - a 物件の管理権、帳簿類、その他MR I インターナショナルの物件にかかるすべてのものも受け取って管理。
 - b 即座にMR I から全ての鍵、鍵カード、ユーザーネーム等アクセス関係の一切のもの、コンピュータルーム、セキュアルーム等の鍵も即座に引き渡す。
 - c 物件確保するためのすべての必要な手段を講じること。
場所ファイルコンピュータその他個人の財産も含む。
 - d 資産に関する情報を維持するために不要なあらゆる手段。
MR I と協議して不要な情報を廃棄する。
 - e レシーバーの裁量で、差し押さえ等阻止のための債務の支払、抵当権。連邦の税金なども含まれる。
交渉して解決する交渉権も持つ。
- 5 ハーモンアベニュウ150番（別紙1・6）はテナントが入っているのでレシーバーが大家。期間が満了したら占有をレシーバーが回復。
- 6 利害関係者を管財業務に雇わない。
- 7 裁判所にある小切手を取り出すことができる。小切手を振り出す。必要費用をそこから支払うことができる。
半年ごとに使途を明示した会計報告を裁判所に提出しなければならない。
- 8 レシーバーは前項の小切手を、連邦政府が押さえた関連費用を支払うためにも支出できる。このような場合、裁判所に許可を求める。
- 9 セツルメントファンド
課税対象用の口座を作つて管理。
(※配当用の口座にもなるかも)
税金を払う。
- 10 収入は8項で説明された全ての口座に全て入金すること。
- 11 保証金証拠金をデポジットしなくてよい。
- 12 免責事項（不法行為のペナルティなし）。
- 13 MR I からレシーバーに対する損害賠償の免責事項。
- 14 レシーバーの交代や辞任は可。
- 15 勝手に辞任できない。裁判所の許可が必要。
- 16 通知を受けた全ての人はこの決定に従う。サピーナを受けたりしない。

レシーバーはＳＥＣから申し入れがあつたら文書を提出すること。

17 任命60日で報告書を提出すること、そこには以下の内容があること。

a

b

c レシーバーが受け取ったものの一覧

d 判っている債権者のリストアップ、住所、氏名、金額（ただし投資家は除く）

e 管財業務を続けるべきかどうするかの意見を入れる。

18 120日以内に不動産の鑑定書を出すこと（価格）。

19 17項の報告をみて裁判官が決定。

20 ヒアリングを行う14日以上前までに債権者にヒアリングの通知を送る。

ヒアリングテープ。

a 報告。

b 債権者への配当支払いについて許可申立。

c 売却した場合の確認申請。

d 管財人支払報酬の申出。

e 監査役の解任申立。

f 売却権限得るための許可申立。

21 MR I や従業員がレシーバーにやらなければならないこと。

a 全ての報告書や文書にアクセスさせること。

b 全ての鍵等…全て提供すること。

c Eメール、FAX等を全て提供すること。

d レシーバーや補助者の妨害しないこと。

＜資産目録＞

1. 本社・C S A——減価防止のため

2. MR I 第3ビル

3. メドヘルスがあつたところ

4. 同上・事務所

5. 同上

6. ハーモンメディカル

※預金等は凍結されているので対象外。

※不動産の価格評価が重要。

※S E C裁判で損害額が決つたら換価処分まで権限拡大しそう。

<巻末>用語集

※報告書に頻出する下記用語については、文中において左列の略称にて記載している。

DOJ (United States Department of Justice)	司法省
FTC (Federal Trade Commission)	連邦取引委員会
SEC (U.S. Securities and Exchange Commission)	証券取引委員会
SESC (Securities and Exchange Surveillance Commission)	日本の証券取引等監視委員会（金融庁に属する審議会等の一つ）
SIPA (the Securities Investor Protection of Act)	証券投資者保護法
SIPC (Securities Investor Protection Corporation)	証券投資家保護公社
TRO (Temporary Restraining Order)	一方的緊急停止命令
PI (Preliminary Injunction)	暫定的（予備的）差止命令
PSLRA (Private Securities Litigation Reform Act)	個人証券訴訟改革手続法

インjunction (Injunction)	差止命令
サピーナ (Subpoena)	裁判所の発行する罰則付召喚状
ディスカバリー (Discovery)	証拠開示
ディスゴージメント (Disgorgement)	違法収益吐出命令
デポジション (Deposition)	証言録取
ポンジースキーム (Ponzi Scheme)	出資金詐欺
レシーバー (Receiver)	保全管理人